

博士學位論文

台湾の会計制度に関する研究

近畿大学大学院

商学研究科商学専攻

仲尾次 洋子

博士學位論文

台湾の会計制度に関する研究

平成28年12月13日

近畿大学大学院

商学研究科商学専攻

仲尾次 洋子

略語一覧

諸外国の規制当局，会計基準設定主体，学会，職業会計士団体，各種ステートメントについて，本論文において使用した略語は以下のとおりである。

AICPA : American Institute of Certified Public Accountants

アメリカ公認会計士協会

ARDF : Accounting Research and Development Foundation

台湾会計研究発展基金会

EFRAG : European Financial Reporting Advisory Group

欧州財務報告諮問グループ

FASB : Financial Accounting Standards Board

財務会計基準審議会

FASC : Financial Accounting Standards Committee

台湾財務会計基準委員会

FSC : Finance Supervisory Commission

台湾金融管理監督委員会

GTSM : GreTai Security Market

台湾証券グレタイ売買市場

IAS : International Accounting Standards

国際会計基準

IASB : International Accounting Standards Board

国際会計基準審議会

IFRS : International Financial Reporting Standards

国際財務報告基準。本論文では，IAS を含めて IFRS とする。

IMF : International Monetary Fund

国際通貨基金

IOSCO : International Organization of Securities Commission

証券監督者機構

JMIS : Japan's Modified International Standards

修正国際基準

SFAC : Statements of Financial Accounting Concepts

米国財務会計諸概念に関するステートメント

SFAS : Statements of Financial Accounting Standards

台湾財務会計基準

TGAAP : Generally Accepted Accounting Principles in Taiwan

台湾において一般に公正妥当と認められた会計原則。本論文では、SFASを指す。

TSE : Taiwan Stock Exchange

teisyut 台湾証券取引所

2002年版FW : 2002年版Framework

SFAS 第1号『財務会計概念フレームワークと財務諸表の作成』

2010年版FW : 2010年版Framework

SFAS 第1号『財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク』

中小企業版IFRS : International Financial Reporting Standard for Small and

Medium-sized Entities (IFRS for SMEs)

中小企業向け国際財務報告基準

目 次

序章 会計制度研究の視座	1
第1節 研究目的	1
第2節 研究方法	2
第3節 研究の構成	7
第1部 台湾会計制度の基礎と会計基準の国際化	11
第1章 台湾の会計環境	13
第1節 はじめに	13
第2節 台湾の概要	13
第3節 台湾の会計環境と国際化の課題	17
第4節 むすび	22
第2章 台湾の会計制度	23
第1節 はじめに	23
第2節 会計基準設定主体	23
第3節 会計基準の変遷と IFRS の導入	25
第4節 むすび	31
第3章 会計概念フレームワークの生成	33
第1節 はじめに	33
第2節 一般公認会計原則の意義と目的	33
第3節 基本原則のフレームワーク	36
第4節 資産、負債及び資本	37
第5節 損益計算	42
第6節 財務諸表の体系	43
第7節 むすび	44
第4章 会計概念フレームワークの展開	45
第1節 はじめに	45
第2節 財務諸表の目的と基本前提	45
第3節 財務諸表の質的特性	46
第4節 財務諸表の構成要素の定義	50

第5節	財務諸表の構成要素の認識	53
第6節	財務諸表の構成要素の測定	54
第7節	資本維持概念	55
第8節	財務諸表の体系	55
第9節	むすび	56
第2部 会計制度の選択が個別企業に与えたエフェクトの分析		59
第5章	IFRS適用前の企業会計上の課題	61
	ー公開企業へのアンケート調査を中心にー	
第1節	はじめに	61
第2節	IFRS導入計画	61
第3節	IFRS導入の課題	65
第4節	産業別・営業規模別のIFRS導入	68
第5節	むすび	69
第6章	公開企業全般に対するIFRS適用のエフェクト	71
第1節	はじめに	71
第2節	IFRS適用による会計数値へのエフェクト	71
第3節	「台湾50」における会計数値へのエフェクト	74
第4節	むすび	76
第7章	TSMCの事例	77
第1節	はじめに	77
第2節	TSMCの概要	77
第3節	IFRS適用のベネフィット	79
第4節	IFRS適用プロセス	80
第5節	IFRS適用による会計数値への影響	83
第6節	むすび	93
第8章	信大セメントの事例	95
第1節	はじめに	95
第2節	信大の概要	95
第3節	IFRS適用プロセス	96
第4節	IFRS適用による会計数値への影響	97
第5節	IFRSプロジェクトチームへのインタビュー	105

第6節	むすび	106
第3部	会計制度の選択に対する関係主体の評価	109
第9章	会計基準設定主体・会計監査人への インタビューによる分析	111
第1節	はじめに	111
第2節	蔡楊宗氏へのインタビュー	111
第3節	莊蕎安氏へのインタビュー	113
第4節	林婉婉氏及び李宗霖氏へのインタビュー	116
第5節	むすび	118
第10章	証券市場における IFRS 適用のエフェクト	119
第1節	はじめに	119
第2節	会計基準のコンバージェンスと財務報告の質	119
第3節	IFRS と TGAAP による財務情報の価値関連性	124
第4節	むすび	130
第4部	中小企業向け会計基準の設定による会計制度の整備	131
第11章	中小企業版 IFRS 導入の論点	133
第1節	はじめに	133
第2節	台湾中小企業の概要	133
第3節	中小企業版 IFRS 導入の論点	136
第4節	規制当局（経済部）の見解	139
第5節	むすび	140
第12章	中小企業向け会計基準の構築	141
第1節	はじめに	141
第2節	企業会計基準設定の背景	141
第3節	企業会計基準の構成	143
第4節	会計概念フレームワーク	144
第5節	企業会計基準における簡素化	151
第6節	むすび	152
終章	研究の総括と今後の課題	154

第1節 研究の総括	154
第2節 今後取り組むべき課題	158
参考文献	161

序章 会計制度研究の視座

第1節 研究目的

本研究は、会計基準の国際化を背景とした会計制度の構築について、台湾の会計制度を対象として考察することを目的としている。

周知のように、企業の資金調達活動及び事業展開の急速なグローバル化のもと、各国において、IFRSの適用が進められている。日本においては、IFRS適用を見直す議論が重ねられたものの、IFRSの強制適用は見送られ、日本基準、米国基準、IFRS及び修正国際基準(JMIS)が併存する現状にある。とはいえ、日本取引所グループによれば、2016年8月現在、IFRS適用済会社数100社、IFRS適用決定会社数20社と、2010年3月にIFRSの任意適用が容認されてから増加の一途をたどっている。

このような状況に鑑み、本研究では、日本に先行して公開企業に対してIFRSを強制適用した台湾の会計制度を取り上げる。台湾の会計制度を研究対象とした主な理由として、次の4点が挙げられる。

- ①台湾と日本との経済的関係の重要性、すなわち、多数の日本企業が台湾進出を果たしているにもかかわらず、他のアジア諸国に比して、これまで等閑視されてきた点である¹。東洋経済新報社によると、2015年10月現在、912社の日本企業が、台湾に1,055社の現地法人を有している²。進出企業にとって、台湾において、どのような会計的対応を図ればよいかが必要の問題となってくる。
- ②英語圏以外の国・地域におけるIFRSの適用については、IFRS翻訳のプロセスにおいて生じる課題を解決することが不可欠となってくる。日本と台湾においては母語も公用語も異なるものの、英語圏ではないという共通点を有している。
- ③IFRSをアドプションした台湾と日本の現状は異なるものの、長期にわたって会計基準の国際化あるいはIFRSとのコンバージェンスが図られてきたという共通点を有している。日本においては、1990年代後半以降、会計基準をめぐる国際的な動向を踏まえ、投資者に対してより有用な情報を提供するという観点から、連結会計、税効果会計、金融商品会計、退職給付会計、固定資産の減損会計、企業結合会計、リース会計など基準の整備が行われてきた(浦崎 [2008], 5頁)。一方、台湾においても、1990年代

¹ 日本において、台湾の会計制度を体系的に取り上げた先行研究として、中田信正「第4章 台湾の会計制度」深津久佐夫編著 [1992]が挙げられる。同研究は、1990年以前の台湾の会計制度(会社法令、会計基準等)及び報告企業の年次報告書(1989年及び1990年)の開示内容とその特徴について紹介したものである。これに対して、本研究は、1990年代後半以降、IFRSとのコンバージェンス及びアドプションに移行する時期における台湾の会計制度を対象とし、また、報告企業、規制機関・会計基準設定主体及び証券市場を対象に会計制度の選択が各主体に及ぼすエフェクトについて考察している。

² 東洋経済新報社 [2016] 10頁。

後半、IOSCO による IFRS の承認や IFRS に対する EU や米国の対応を鑑み、IFRS を重視するようになり、1996 年には IFRS との調和化促進が表明された(飯沼[1996], 45 頁)。

④IFRS とのコンバージェンスまたはアドプションにおいて、EU 加盟国、英国連邦系諸国及び IMF 融資国³といった諸外国には見られない台湾特有の背景が想定される点である。したがって、各国の会計制度の先行研究では明らかにされていない会計制度の国際化に関するモデルを提示することができる。

第 2 節 研究方法

1. 国際会計における先行研究

伝統的な国際会計研究においては、各国の会計制度や会計実務の相違を会計環境要因の相違との関連で捉えた数多くの先行研究が存在する。それらの代表的な研究として、Mueller [1967] [1968], Nobes & Parker [1981], Nobes [1983] [1998], Mueller et al. [1994] などが挙げられる。

Mueller [1968] は、各国のビジネス環境が、①経済発展の状況、②ビジネスの複雑性の段階、③政治的な信念 (persuasion) の影響及び④特定の法律制度への信頼によって異なるとした (Mueller [1968], pp.92-92) 上で、各国のビジネス環境を、①アメリカ・カナダ・オランダ、②カナダを除く英連邦諸国、③ドイツ・日本、④ドイツ、オランダ及びスキャンジナビアを除くヨーロッパ大陸、⑤スキャンジナビア諸国、⑥イスラエル・メキシコ、⑦南アフリカ諸国、⑧中近東・極東の発展途上国、⑨南アフリカを除くアフリカ諸国及び⑩共産圏諸国の 10 のカテゴリーに類型化している。

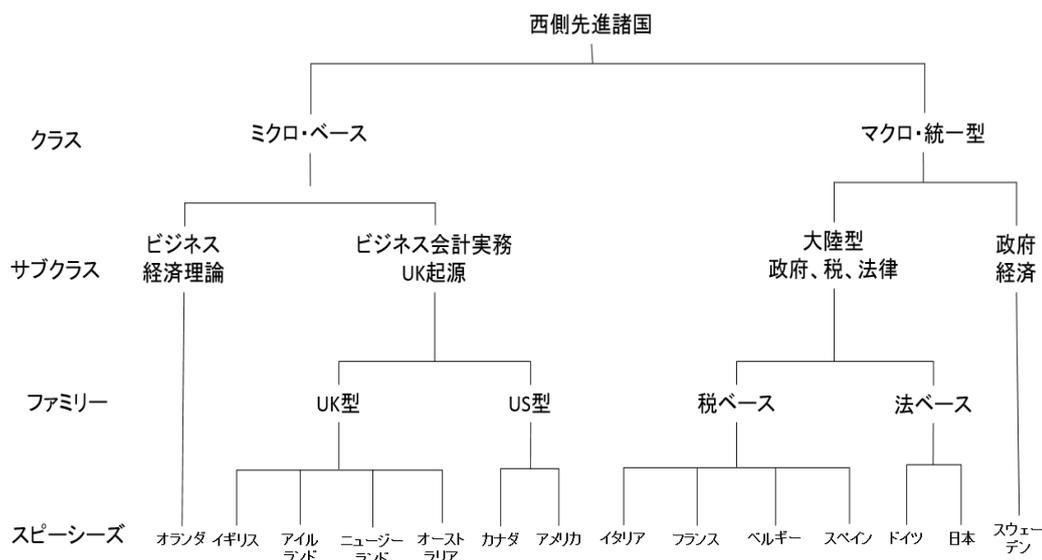
その後、Nobes & Parker [1981] は、1970 年代までに展開されてきた類型研究が、システムの分類というより影響 (influences) の分類であること、極めて単純またはあいまいであること、事実の把握の不確実性から不十分であることを指摘した (Nobes & Parker [1981], p.212, 杉本 [2008], 37 頁)。

Nobes & Parker [1981] を反映して、Nobes [1983] は、図表序-1 に示すように、西側先進諸国を中心とする 14 カ国の財務報告の測定実務の階層分類を提示した。当該階層分類は、マイクロ・ベース型とマクロ・統一型の 2 分類のもとで、各々 2 つの下位分類 (マイクロ・

³ IFRS 導入国の特徴については、加賀谷 [2011], 7 頁を参照されたい。加賀谷によれば、それぞれの特徴は以下のように説明されている。まず、EU 加盟国は経済的統合を契機に、上場企業が連結財務諸表を統合しようという動機を持ちやすい。次に、IASB の本拠地がロンドンにあり、イギリスの会計基準が IFRS とほぼ同様の内容となっていることから、オーストラリア、ニュージーランド、香港などの英国連邦系諸国では、IFRS を 2005 年以降に強制適用している。さらに、IMF が融資に対して、IFRS の採用を求めることから、韓国やブラジルは IMF 融資を契機に IFRS 採用に舵を切った。

ベース型：①ビジネス経済理論，②ビジネス会計実務，イギリス起源，マクロ・統一型：①大陸型：政府，税，法律，②政府経済を示している⁴。

図表 序-1 西側先進諸国の財務報告の測定実務の階層分類



出所：Nobes, C. W. [1983] p.7 にもとづき作成したものである。

さらに、Mueller et al. [1994] は、途上国，移行経済国，社会主義国を視野に入れた包括的なモデルを構築している。当該モデルは、会計の発展に影響を及ぼす環境変数として、①企業と資本提供者の関係，②他国との政治的・経済的結びつき，③法律制度，④インフレーションの水準，⑤企業規模と複雑性，経営者と資金提供者集団の専門能力及び教育の一般水準を挙げている (Mueller et al. [1994], pp.3-8 及び野村健太郎・平松一夫監訳 [1999], 6-13 頁)。その上で、6つの会計モデルとして、①英米モデル，②大陸モデル，③南米モデル，④混合経済モデル，⑤国際基準モデル，⑥共産主義国における会計に分類している (Mueller et al. [1994], pp.8-13 及び野村健太郎・平松一夫監訳 [1999], 16-19 頁)。

上述のように、Mueller [1968] 以降、多くの研究を経て国際会計論は精緻化され、環境と会計との相関関係は通説となった (平賀 [2013], 34 頁)。とはいえ、2000 年代以降、環境と適合しているか否かに関わらず、IFRS とのコンバージェンスまたはアドプションが観察される現象について、伝統的な国際会計の理論を補完する枠組みとして、新制度派組織論⁵を援用した研究が見られるようになってきた。それらの研究として、Graham and Neu

⁴ Nobes & Parker [1998] においては、同じ国の中でも、公開企業向けや中小企業向けの会計システムが存在することに着目し、Nobes & Parker [1981] をさらに発展させ、階層分類の最下位に国ではなく、システムを配置している。

⁵ 新制度派組織論とは、Meyer and Rowan [1977] および DiMaggio and Powell [1983] を代表として展開されてきた一連の研究である。新制度派組織論においては、

[2003], 藤井 [2003], Irvine [2008], 與三野 [2011], 平賀 [2013] 及び岡田 [2014] などが挙げられる。

これらの研究のうち、特定の国または地域を対象とした研究として、Irvine [2008], 平賀 [2013] 及び岡田 [2014] が挙げられる。

Irvine [2008] は、UAE における IFRS 導入を制度的同型化と捉え、特に国家レベルに焦点を当て、IFRS 導入を促す制度的圧力を、強制的圧力 (coercive pressures)、規範的圧力 (normative pressures) 及び模倣的圧力 (mimetic pressures) として説明する (Irvine [2008], pp.132-135)。まず、公式の強制的圧力として、世界銀行及び IMF に代表される世界的な資本市場から生ずる圧力である。世界銀行は、融資の条件として IFRS のアドプションまたは IFRS をベースとした自国基準の開発を要求している。また、非公式な強制的圧力として、2005 年に設立されたドバイ国際金融センターの存在がある。国際的な金融センターを目指す UAE にとって、IFRS 導入は不可欠である。つづいて、規範的圧力は、クライアントに対して IFRS に準拠した財務諸表の作成を求めるビッグ 4 の存在から生じる圧力である。さらに、模倣的圧力は、主要貿易相手国である EU や先進国の多国籍企業が準拠する IFRS を導入することにより、貿易高や UAE への直接投資を増加させることから生ずる圧力である。

また、平賀 [2013] は、東南アジアで進む会計基準の IFRS への統一を、マレーシアの会計基準の変遷に着目し、制度的同型化として説明している。興味深い点は、マレーシアにおいてルック・イースト政策の転換により、IFRS との制度的同型化が促されたと解釈される点である。すなわち、製造業を前提とした日本型資本主義に依拠した基準設定から、サービス産業または金融業に適した会計基準への転換である。

岡田 [2014] においても、主要な ASEAN 諸国において IFRS を積極的に受け入れるメカニズムについて、新制度派組織論の枠組みを用いて論じている。

2. 本研究の分析枠組み

先行研究の動向を踏まえ、本研究においては、台湾の会計制度を分析するための枠組みとして、Haller et al. [2012] の「会計基準のエフェクトーコメント (The Effects of Accounting Standards – A Comment)」を援用する。Haller et al. [2012] が公表された背景には、近年、会計基準設定において、会計基準のエフェクト分析⁶が行われていることがある。例え

組織間で強い相互関係が認識されているフィールドにあっては、各組織に対しある種の圧力がかかり、組織形態や行動パターンが相互に同型化していくことが指摘されている (DiMaggio and Powell [1983], p.148 および平賀 [2013a], 36 頁)。このような制度的同型化は、各国・地域における IFRS 導入を説明するのに有用であると考えられている。

⁶ エフェクト (effects) は影響と訳出される場合もあるが、本論文では、エフェクトを会計基準設定のプロセス全体にわたる影響を総称するものとして用いる。エフェクトには、基準適用前・適用後の影響、様々な利害関係者のそれぞれの影響、定量可能・定量不可能な影響およびコストやベネフィットが含まれる。

ば、IASB のデュー・プロセス・ハンドブックにおいては、新たな基準または既存の基準の重要な改訂に関して予期されるエフェクトの分析が求められている（IFRS Foundation [2013], pars. 3.73-3.76）。また、EU のエンドースメント・プロセスの一環として、EFRAG がエフェクト分析を行っている（渡辺 [2014], 75 頁）。当該論文は、EFRAG による「会計基準のエフェクトの検討」に関するコメントレターをベースに、基準設定に資する目的で、学術的な立場から会計基準設定におけるエフェクト分析に関する提言を行なったものである。

Haller et al. [2012] を分析の枠組みとする理由として、次の3点が挙げられる。

- ①2005 年より EU 域内の上場企業に IFRS を強制適用し、エンドースメント手続きを採用する EU と、第2章において詳述するが、上場企業に IFRS を強制適用し、2017 年よりエンドースメント手続きの採用が確定している台湾との共通点である。EU において、会計基準設定にけるエフェクト分析が重視されている現状を鑑みると、台湾の会計制度を分析する枠組みとして有用である。
- ②伝統的な国際会計研究においては、各国の会計制度や会計実務の相違を会計環境要因の相違との関連で捉え類型化する分析が主流をなしていたが、これらの研究では各国の会計制度や会計実務を説明するための説明変数（環境要因）を限定し、その差異を際立たせるような傾向が強かった。また、伝統的な国際会計の理論を補完する枠組みとして出現した新制度派組織論による分析は、IFRS 導入を促す制度的圧力を、強制的圧力、規範的圧力、模倣的圧力を用いて説明するが、台湾の会計制度の IFRS 導入がそのいずれかのパターンに明確に整合するものではない。
- ③特定の国または地域における会計制度の選択においては、当該選択がもたらす様々な利害関係者に対するエフェクトを考慮して行なわれることが想定される。本研究は、IFRS 適用の移行期における台湾を対象とし、とりわけ、フィールドワークも用いるため、Haller et al. [2012] によるエフェクト分析が有用な分析枠組みである。

図表 序・2 会計基準のもたらすエフェクトの分類

利害関係者	エフェクトの分類
A 資本提供者	①より透明性の高い改善された会計によって、情報コストを削減し、意思決定を改善することによるアナリストや他の利用者のベネフィット。 ②投資家及び債権者が企業の適用可能な報告要件の変更を理解し、その変更を財務分析ツールに反映させる初期直接コスト及び維持コストの変化。
B 報告企業	①新たな規定に対応するための初期直接コスト ②財務諸表の作成、監査、公表のための維持コスト ③競争相手が報告企業の情報を入手したことによって生じるコスト（proprietary costs）または当該企業に関心を引きつけるコスト（political costs）

	<p>④財務報告の改善による資本コストの削減（または増加）によるベネフィット（またはコスト）</p> <p>⑤透明性が増すことによるその他のベネフィット</p> <p>⑥経営者が会計基準によって報告される内容をある程度事前に把握し、適切な行動をとることによって契約環境が改善するベネフィット</p> <p>⑦経営者の意思決定の向上または悪化。たとえば、年金負債またはリース負債に関する理解の変化から生ずる。</p> <p>⑧税額の増減</p> <p>⑨財務制限条項のような契約協定への影響</p>
C その他（ミクロ）	<p>①従業員、供給者、顧客などの他の利害関係者にとっての経済的影響。たとえば、年金給付会計基準による年金プランやその有効性への影響。</p> <p>②他の外部関係者にとっての経済的影響。たとえば、リース業界において、すべてのリースが資本化される場合の損害可能性。</p>
D マクロ	<p>①安定性への影響。会計の変更が経済主体間の協調行動をもたらし、不安定な状況へ導く（例えば、銀行の支払能力または財務システムの安定性に対する影響）。経済的生産量の期待価値を増加させる変更でも、不安定性のリスクを増加させる場合には、その全体価値が減少することもある。</p> <p>②経済全体の成功または失敗。例えば、よりよい財務報告がもたらす資本配分の改善、またはエージェンシーコストの削減をもたらす契約の改善。</p> <p>③生産要素市場への影響。例えば、競争相手による情報の利用は競争を促し、独占利益が減少することによって、生産を刺激し、物価を引き下げ、経済的繁栄をもたらすこともある。</p>

出所：Haller et al. [2011], p.116 にもとづき作成したものである。

本研究では、図表序-2 に示される A 資本提供者及び B 報告企業に焦点を当て、報告企業、規制機関・会計基準設定主体及び証券市場を取り上げ、IFRS 適用が各主体に対してどのようなエフェクトをもたらしたのかについて、定量的及び定性的に考察することを試みる⁷。このような会計基準設定に関わる各主体のエフェクトを分析することにより、台湾における会計制度選択の特徴または戦略を浮き彫りにしたい。

⁷ 本研究では、Haller et al. [2012] が提示する図表序-2 のエフェクトが存在するか否かを直接的に取り上げるのではなく、主に IFRS 適用プロセスや会計数値への影響とその要因を取り上げることにより、IFRS 適用のエフェクトとして、定量的及び定性的なコスト・ベネフィットを抽出することを試みる。

第3節 研究の構成

本研究は、上記の研究目的に照らして、序章及び終章を除き、以下の4部12章で構成される。

第1部 台湾会計制度の基礎と会計基準の国際化

第1章 台湾の会計環境

第2章 台湾の会計制度

第3章 会計概念フレームワークの生成

第4章 会計概念フレームワークの展開

第2部 会計制度の選択が個別企業に与えたエフェクトの分析

第5章 IFRS適用前の企業会計上の課題

—公開企業へのアンケート調査を中心に—

第6章 公開企業全般におけるIFRS適用のエフェクト

第7章 TSMCの事例

第8章 信大セメントの事例

第3部 会計制度の選択に対する関係主体の評価

第9章 会計基準設定主体・会計監査人へのインタビューによる分析

第10章 証券市場におけるIFRS適用のエフェクト

第4部 中小企業向け会計基準の設定による会計制度の整備

第11章 中小企業版IFRS導入の論点

第12章 中小企業向け会計基準の構築

第1部の台湾会計制度の基礎と会計基準の国際化では、まず、台湾の会計制度を特徴づける台湾の会計環境について、台湾の政治・経済及び証券市場の現状について概説するとともに、IFRSのアドプション以前に議論された会計環境要因についても取り上げる。なぜなら、会計制度の変遷を分析する上で、アドプション以前の議論を検証することに意義があると考えられるからである。

つづいて、台湾の会計制度の基礎として、1984年に発足された台湾の会計基準設定主体設立の背景と組織構成、会計基準設定のアプローチについて明らかにした上で、会計基準の変遷とIFRSの導入との関連について、IFRSとのコンバージェンスが図られた時期、IFRSをアドプションした時期に大別し説明する。

さらに、会計基準の基礎となる概念フレームワークについて、台湾における概念フレームワーク構築の発端となった一般公認会計原則及びIFRSとのコンバージェンスを経て展開された2002年版概念フレームワークの特徴を明らかにする。概念フレームワークの変遷を辿ることにより、会計基準設定主体が、どのような会計基準の設定を目指してきたのかが明

らかになると考えられる。

第1部において明らかにした台湾会計制度の基礎を前提として、第2部と第3部では、IFRS適用のエフェクトを、報告企業、規制機関・会計基準設定主体及び証券市場に焦点を当て分析する。

第2部の会計制度の選択が個別企業に与えたエフェクトの分析では、まず、IFRS適用に際して台湾企業が直面すると想定されていた課題について明らかにする。課題については、台湾の代表的監査法人である勤業眾信会計事務所が台湾公開企業のCEO及びCFOを対象に実施したアンケート調査を取り上げる。

つづいて、IFRS適用初年度のエフェクトについて、台湾公開企業全般に観察された純資産への影響とその要因について概説する。さらに、公開企業全般において観察されたIFRS適用の事実を、個別事例を分析することにより確認する。具体的には、IFRS強制適用後の台湾企業を取り上げ、IFRS適用のエフェクトについて考察する。台湾においては、すべての公開企業に対してIFRSが強制適用されたものの、企業属性、すなわち、海外で上場する企業や外国人投資家比率の高い企業と、ローカル市場のみに上場し、外国人投資家比率が極めて低い企業、株式流動性の低い企業とでは、IFRS適用のエフェクトは異なると考えられる。そこで、前者の事例として、台湾経済をリードするハイテク企業（台湾積体回路製造：以下、TSMC）を、後者の事例として、セメント企業（信大水泥有限公司：以下、信大）を取り上げる。

第3部の会計制度の選択に対する関係主体の評価では、IFRS適用のエフェクトについて、規制機関・会計基準設定主体及び証券市場に焦点を当てる。まず、会計基準設定主体・会計監査人へのインタビューを通じて、IFRSアドプシヨンの目的、エフェクト及び会計基準設定の動向について把握する。

つづいて、証券市場におけるIFRS適用のエフェクトについて分析した研究を取り上げる。まず、台湾における会計基準の国際化を、USGAAPをモデルとしていた時期、IFRSとのコンバージェンスを図った時期及びIFRSのアドプシヨン時期の3期に区分し、「価値関連性」と「利益調整」を用いた実証分析を紹介する。つづいて、台湾公開企業の2012年の初度適用時における台湾基準とIFRSによる調整表を用いて、IFRSに基づく財務情報とTGAAPに基づく財務情報を価値関連性の観点から分析した研究を紹介する。

第4部の中小企業向け会計基準の設定による会計制度の整備では、公開企業に対するIFRSのアドプシヨンを契機に整備された非公開企業に固有の会計基準について取り上げる。台湾においては、公開企業におけるIFRSのアドプシヨンが決定された2009年より、非公開企業に適用する会計基準について、規制当局等において比較的長期にわたって議論されてきた。まず、規制機関及び会計基準設定主体において議論されていた論点について整理する。つづいて、2015年7月24日に非公開企業向けに公表され、2016年1月1日に開始する会計年度から非公開企業に対して全面適用されることとなった企業会計基準を取り上げ、企業会計基準設定の背景を明らかにした上で、企業会計基準の構成、概念フレームワ

ーク及び企業会計基準における簡素化を考察することによりその特徴を浮き彫りにしたい。

以上、本研究は、台湾における会計制度の選択について、主に、報告企業、規制機関・会計基準設定主体及び証券市場に対する IFRS 適用のエフェクトという観点から調査・考察することによって、日本への示唆を得るとともに、会計制度の構築に関する国際比較研究において、ひとつのモデルを提示することを試みようとするものである。

第1部 台湾会計制度の基礎と会計基準の国際化

第1章 台湾の会計環境

第1節 はじめに

本章では、台湾会計制度の基礎と会計基準の国際化について考察するのに先立ち、台湾の会計環境について取り上げる。まず、第2節において、台湾の政治・経済¹及び証券市場の現状について概説する。つづいて、第3節において、会計基準の国際化に影響を及ぼす会計環境要因について考察する。

序章で述べたように、各国における会計制度や会計実務の相違の原因を会計環境として捉え、その会計環境要因を分析する多くの先行研究が行われてきた。とりわけ、第3節では、これらの先行研究²に基づき、台湾においてIFRSを全面的に導入する場合に影響を与える要因について分析した論文「台湾與國際會計準則接軌之經驗（以下、杜[2006]とする）」を取り上げる。杜[2006]は、2004年に杜らが、会計基準の国際化において課題とされる会計環境要因について、企業の会計責任者、監査人、会計学者及び政府関係者を対象に行ったアンケート調査³の分析（杜榮瑞他[2004]）を要約したものである。第2章において詳細に論じるが、台湾においては、すでにIFRSがアドプションされている。しかしながら、アドプション以前の議論を検証することは、会計制度の変遷を分析する上で意義があると思われる。

第2節 台湾の概要

1. 台湾の政治体制

台湾は、約3万6千平方キロメートルの面積を有し、2016年4月の総人口は約2,350万人である。政治体制としては、三民主義（民族独立、民権伸長、民生安定）に基づく民主共和制が敷かれ、五権（行政、立法、監察、司法、考試）が分立している。

内政としては、1987年7月の戒嚴令解除後、政治の自由化と民主化が急速に推進された。1996年3月には初の総統直接選挙が実施され、2000年の総統選では民進党の陳水扁が当選し、2期8年間民進党政権が続いたが、2008年の総統選では国民党の馬英九が当選し、2期8年間国民党政権が続いた。2016年1月の総統選では、民進党の蔡英文が、当選し、

¹ 台湾の政治・経済については、①台湾行政院（The Executive Yuan）が公表した *The Republic of China Years Book 2015* 及び②日本外務省のホームページにおいて提供されている台湾情報を引用したものである。各々のホームページのURLは以下の通りである。①<http://yearbook.multimedia.ey.gov.tw/enebook/2015yearbook/index.html> ②<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taiwan/data.html#section2>

² 杜榮瑞他[2004]において参照された主な先行研究として、Choi and Mueller [1992], Radebaugh [1975]が挙げられる。

³ 調査対象は、企業の会計責任者、上級監査人、会計学者及び政府機関代表者であり、有効回答数は108名であった（杜榮瑞[2006]108頁）。

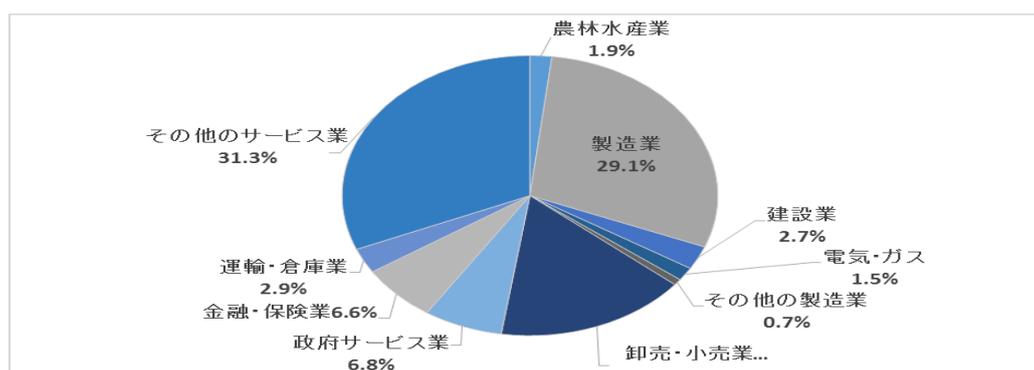
立法委員選でも、民進党が躍進して全 113 議席中 68 議席を獲得し、初めて単独過半数を確保した。2016 年 5 月 20 日の総統就任式において、蔡英文総統は、内政上の諸課題として年金、教育、エネルギー・資源、人口構造、環境汚染、財政、司法、食品安全、貧富の格差等の問題を列挙した上で、若者の低収入や苦境を最重要課題と位置づけた。また、新政府の取り組みとして、①経済構造の転換、②社会のセーフティ・ネットの強化、③社会の公正及び正義、④地域の平和・安定・発展及び兩岸関係、⑤外交及び地球規模課題の 5 点を提起した。

外交としては、国交が樹立されている国が、大洋州において、ツバル、ソロモン諸島、マーシャル諸島共和国、パラオ共和国、キリバス共和国、ナウル共和国、欧州において、バチカン、中南米・カリブにおいて、パナマ、ドミニカ共和国、グアテマラ、エルサルバドル、パラグアイ、ホンジュラス、ハイチ、ベリーズ、セントビンセント、セントクリストファー・ネイビス、ニカラグア、セントルシア、アフリカにおいて、スワジランド、ブルキナファソ、サントメ・プリンシペの計 22 カ国である⁴。

2. 台湾経済の特徴

台湾経済は、好調な輸出、個人消費及び個人投資を背景として堅実に成長しており、2014 年の名目 GDP は 5295.9 億米ドルである。GDP に占める第 1 次産業、第 2 次産業及び第 3 次産業の割合は、2014 年の統計において、各々 1.9%、34.0%及び 64.1%っており、サービス産業が台湾経済において大きな割合を占めている。図表 1-1 は業種別の GDP 構成比率を示したものである。

図表 1-1 業種別 GDP 構成比率 (2014 年)

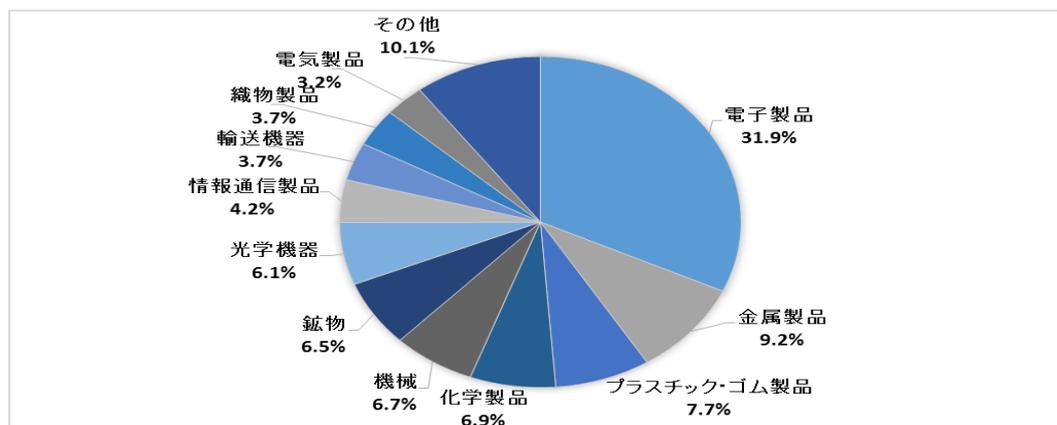


出所：The Executive Yuan [2015] *Years Book 2015*, p.126 にもとづき作成したものである。

⁴ 台湾は 1945 年に発足した国連の原加盟国の一つだが、1971 年に「国連第 2758 決議」によりメンバーから追放され、同年、中国（中華人民共和国）が国連の常任理事国メンバーとなった。これを契機として、台湾と正式に外交関係を樹立している国も激減していった。

台湾の2014年の貿易総額は5,877億米ドルであり、輸出額が3,137億米ドル、輸入額が2,740億米ドルである。図表1-2は製品別輸出構成比率を示したものである。輸入総額の31.9%が電子製品となっている。

図表 1-2 製品別輸出構成比率 (2014年)

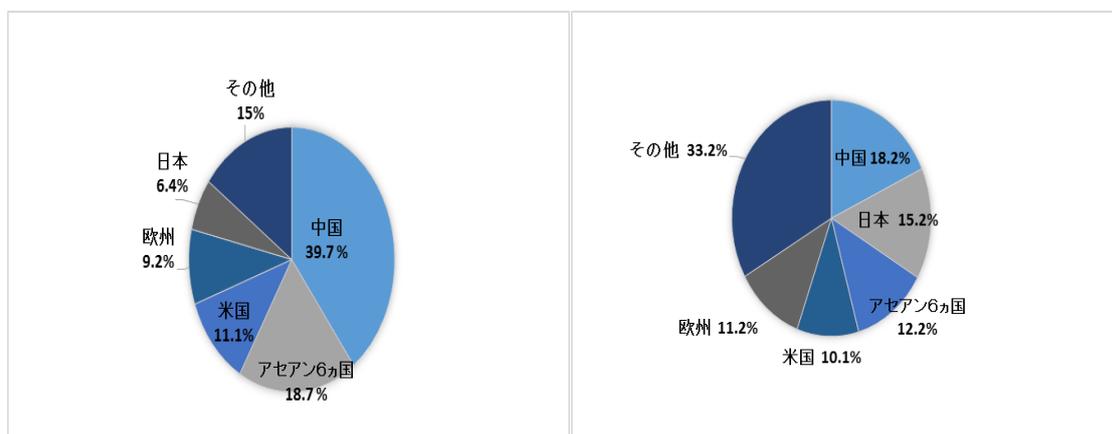


出所：The Executive Yuan [2015] *Years Book 2015* , p.130 にもとづき作成したものである。

主な貿易相手国は中国、アセアン6カ国⁵、米国、欧州及び日本である。図表1-3及び図表1-4は、国・地域別の輸出額及び輸入額の割合を示したものである。

図表 1-3 国・地域別輸出額

図表 1-4 国・地域別輸入額



出所：The Executive Yuan [2015] *Years Book 2015* , p.132 にもとづき作成したものである。

日本と台湾との関係は、1972年の日中共同声明以来、非政府間の実務関係として維持されている。これに対して、経済的な結びつきは強く、2015年のJETROの調査によると、

⁵ アセアン6カ国とは、東南アジアのうち、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ及びベトナムである。

日本から台湾への輸出額は 370 億ドル、輸入額は 233 億ドルであり、主要輸出品目は、電気機器、一般機械、化学製品、金属・金属製品、主要な輸入品目は、原油・鉱産物、電気機器、一般機械、化学製品であった。また、日本の現地法人⁶が 1,055 社、進出日本企業⁷が 912 社となっている（東洋経済新報社 [2016]、10 頁）。

3. 台湾証券市場の概要

台湾の証券市場には、TSE と GTSM があり、GTSM には、上櫃株、與櫃株及び創櫃板がある。各市場の設立年、特徴及び 2015 年 10 月における上場企業数は図表 1-5 のように整理できる。

図表 1-5 台湾証券市場

市場名	設立年	特 徴	上場企業数
①TSE	1961 年	時価総額が大きく事業基盤が整っている 大型企業向けの市場	866 社 ⁸
②GTSM 上櫃株	1994 年	ベンチャー・新興企業向けの市場	698 社 ⁹
③GTSM 與櫃株	2002 年	①または②への上場準備市場	296 社 ¹⁰
④GTSM 創櫃板	2014 年	中小・ベンチャー向け市場 資本金 5000 万台湾ドル以下の企業	57 社 ¹¹

出所：台湾証券取引所（臺灣證券交易所）及びグレートイ売買市場取引所（臺灣證券櫃檯買賣中心）のウェブサイトにもとづき作成したものである。

台湾証券取引所 [2015] によると、台湾証券取引所の特徴として、次の点が挙げられる。

- ①投資家比率に占める台湾個人投資家（62.1%）及び外国法人（22.3%）の割合が高く、外国資本のシェアが年々上昇している。
- ②外国企業の台湾市場上場が増加している。
- ③上場企業数及び時価総額において、ハイテク産業が高い割合を占めている（図表 1-6 及び図表 1-7 を参照）。

⁶ 日本企業が出資している海外に所在する法人（東洋経済新報社 [2016]、10 頁）。

⁷ 海外に出資先の現地法人がある日本企業（東洋経済新報社 [2016]、10 頁）。

⁸ http://www.twse.com.tw/ch/statistics/statistics_list.php?tm=04&stm=004（2015 年 10 月 26 日現在）

⁹ http://www.gretai.org.tw/web/regular_emerging/corporateInfo/overview/overview.pp?l=zh-tw（2015 年 10 月 26 日現在）

¹⁰ http://www.gretai.org.tw/web/emergingstock/emg_market_highlight/EmgHighlight.php?l=zh-tw（2015 年 10 月 26 日現在）

¹¹ <http://www.gretai.org.tw/web/gisa/announce/GisaHighlight.php?l=zh-tw>（2015 年 10 月 26 日現在）

図表 1-6 各国におけるハイテク産業時価総額比率

国名	1990年	1995年	1999年	2005年1月
米国	18.3%	21.8%	33.3%	17.1%
カナダ	18.3%	17.9%	27.9%	6.8%
フランス	10.7%	8.8%	19.8%	6.0%
ドイツ	3.5%	6.2%	22.9%	18.1%
英国	12.0%	12.9%	18.8%	16.2%
フィンランド	8.7%	40.2%	71.3%	32.0%
日本	11.1%	12.4%	23.9%	14.8%
韓国	0.4%	5.1%	18.2%	33.4%
香港	16.0%	10.9%	18.0%	13.3%
シンガポール	3.9%	28.9%	27.0%	15.5%
台湾	2.7%	13.4%	54.2%	50.4%

出所：台湾証券取引所 [2015] 「台湾資本市場の概況」，21 頁にもとづき作成したものである。

図表 1-7 台湾における産業別上場企業数及び時価総額

産業	企業数	時価総額比率
電子	398	53.44%
金融・保険	35	13.47%
プラスチック・鉱業	23	5.84%
石油・ガス・電気	8	2.65%
鉄鋼	30	2.29%
運送	20	2.05%
その他	44	3.21%
食品	21	1.74%
織物・繊維	46	1.88%
その他	229	13.43%
合計	849	100.00%

出所：台湾証券取引所 [2015] 「台湾資本市場の概況」，19 頁にもとづき作成したものである。

第3節 台湾の会計環境と国際化の課題

杜榮瑞他 [2004] の調査によると、台湾において、IFRS の導入に影響を与える会計環境

要因として、法律及び政治環境、企業特性、財務諸表利用者の特性、IFRSの特性及び会計プロフェッションが挙げられていた。以下で、各々について考察する。

1. 法律及び政治環境

杜 [2006] によれば、法律及び政治環境は、2004年調査時点において、IFRSを全面的に導入する場合に最も重要な影響を及ぼす要因であるとされた（杜 [2006], 108頁）。

各国の法制度は、成文法（code law）と慣習法（common law）に大別される。成文法を原則とする大陸法系の諸国においては、会計基準が法律の一つとして、立法機関を通じて制定される。したがって、会計基準への法律の関与の程度が高く、税法等の規定が、会計基準の適用や制定に影響を及ぼす場合がある。一方、慣習法系の諸国においては、プライベート・セクターである職業会計団体が会計基準を制定する傾向にある。したがって、会計基準はより環境の変化に適応しやすく、革新的である（杜他 [2004], 20-21頁）。

台湾法の法体系は、基本的には成文法を原則とする大陸法系に属するものである。しかし、商業等の経済関係に関する法典、たとえば、会社法、銀行法、証券取引法、知的財産権諸法などは、その法形式は成文法を導入しているが、その実体的規範内容は、英米法系の規範内容をも少なからず参照して制定された法典である（簡玉總 [2009], 76-77頁）。

台湾の会計基準は、会計基準と法律とが抵触した場合、法令が優先され、場合によっては会計処理方法が条文において規定されている¹²。したがって、台湾がIFRSを導入するならば、まず法律を修正しなければならない。修正を行うプロセスにおいて長時間を費やせば、国際的な変動のスピードに追いつくことが困難となる（杜 [2006], 108頁）。

また、実務において、税法と財務会計が一致しない事象が存在し、かつ税法の規定には会計処理を混乱させやすい規定がある。したがって、IFRSを導入することによって企業の経営コストが増すため、IFRSの導入に消極的にならざるを得ない（杜 [2006], 108頁）。

以上のことから、会計基準の国際化を図るためには、規制当局は会計に関連する法律を改正する場合、会計処理を直接規定することや会計処理を制限することを減少させるべきであるとしている（杜 [2006], 108頁）。

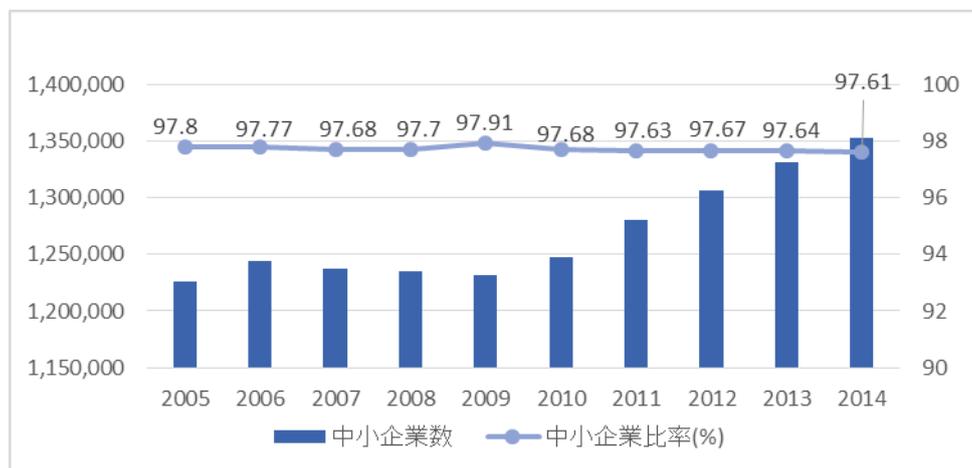
2. 企業特性

企業の規模や企業活動のグローバル化の度合いといった企業特性は、会計基準設定に影響を及ぼす要因の一つである。企業規模がそれほど大きくない場合には、IFRSが国際的に優勢となったことを重要視しない。また、IFRSが要求する透明性を高めるために会計処理コストを増大させることもIFRSの導入を妨げている（杜 [2006], 108頁）。

¹² 証券発行人財務報告作成基準第3条において、「発行人は財務報告の作成において、本基準及び関連する法令に従うべきであり、これらに規定されていないものについては、ARDFが公布する一般公認会計原則に従って処理するものとする」と規定されている。

台湾においては、中小企業が全企業の多数を占めている。「中小企業白書」によると、図表 1-8 に示すように、台湾における中小企業数は年々増加し、2014 年には 135 万 3,049 社、企業全体の 97.61%を占めている。

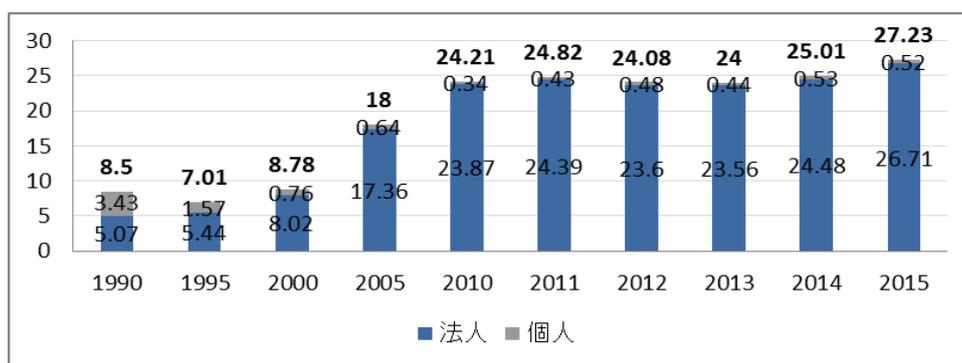
図表 1-8 台湾中小企業数の推移



出所：『2011 中小企業白皮書』、54 頁 及び 『2015 中小企業白皮書』、54 頁にもとづき作成したものである。

一方、企業規模が大きいほど、またグローバルな資金調達の需要が高まるほど、IFRS を導入するニーズが高くなる。資金調達活動のグローバル化の度合いは、国内株式市場における外国人投資家の割合や、台湾企業の海外市場における上場・起債の状況で評価することができる。

図表 1-9 台湾株式市場における外国人投資家の比率 (単位：%)



出所：台湾証券取引所「歴年上市公司資本來源統計表」にもとづき作成したものである。

台湾においては、1991 年に株式市場の対外開放が始まり、段階的に規制緩和が進められてきた。2003 年には、投資上限額の規制も撤廃され、外国人投資家は、証券取引所への登

録後、自由に株式投資を行うことができるようになった（吉川 [2004], 34 頁）。このような規制緩和に伴って、台湾株式市場における外国人投資家の比率は図表 1-9 に示すように、1990 年の 8.5% から 2015 年には 27.23% に増加している。

このように、台湾における企業の特長として、中小企業が大多数を占める一方、企業によってはグローバル化が進展している。したがって、杜によると、台湾企業はその規模とグローバル化の程度によって IFRS の導入に異なる見方ができるとしている（杜 [2006], 108 頁）。

3. 財務諸表利用者の特性

財務諸表利用者の特性は会計基準の設定に影響を及ぼす。一般に、法人または機関投資家は会計基準と実務に対する要求に一定の影響力を持つといわれている。法人または機関投資家は、企業に対して財務諸表の透明性と十分な開示に関する厳格な基準を導入することを要求する。したがって、杜は、企業にとって法人投資家の割合が高くなるほど IFRS の導入は有益であるとする（杜 [2006], 108 頁）。

図表 1-10 台湾証券取引所における投資家別構成比率（単位：%）

年	台湾			外国		自己株式
	個人	法人 ¹³	政府機関	個人	法人 ¹⁴	
1990	51.11	28.02	18.01	3.43	5.07	—
1995	58.74	26.80	7.45	1.57	5.44	—
2000	55.37	29.73	6.12	0.76	8.02	—
2005	45.94	30.58	4.73	0.64	17.36	0.75
2010	41.08	30.13	4.11	0.34	23.87	0.47
2011	40.37	30.39	3.92	0.43	24.39	0.50
2012	39.70	31.90	4.09	0.48	23.60	0.23
2013	38.64	33.23	3.84	0.44	23.56	0.29
2014	37.53	33.30	3.97	0.53	24.48	0.19
2015	37.00	31.57	4.06	0.52	26.71	0.14

出所：台湾証券取引所「歴年上市公司資本來源統計表」にもとづき作成したものである。

台湾証券取引所における投資家別株式保有比率は図表 1-10 に示すように、法人の割合は 1990 年の国内法人 28.02%、外国法人 5.07% から増加する傾向にあり、2015 年には、国内法人 31.57%、外国法人 26.71% の合計 58.28% となっている。しかしながら、2004 年 3 月

¹³ 国内法人には、金融機関、投資信託基金及びその他の団体が含まれる。

¹⁴ 外国法人には、金融機関、投資信託基金が含まれる。

調査時点における台湾証券取引所における法人比率は 21.2%であったのに対し、米国市場における法人比率が 70%、日本市場における法人売買金額が 85%に達していたことから（杜他 [2004], 23 頁）、2004 年のアンケート調査時の台湾証券市場における法人比率は相対的に高いとはいえない。

4. IFRS の特性

米国基準は詳細な規定を有しているのに対して、IFRS は各国における適用に配慮し弾力的であるため、ルールが原則的であり各国に解釈の余地を与えている。したがって、米国基準は細則主義 (rules-based) といわれるのに対して、IFRS は原則主義 (principles-based) と捉えられている。台湾の会計基準は、過去には米国基準を根拠として設定されてきた。したがって、IFRS を全面的に導入する場合には、英文版を中国語版に翻訳する負担だけでなく、台湾企業の会計担当者や監査人が IFRS の原則主義を本当に理解できるかどうかについて、当時懸念されていた（杜他 [2004], 23 頁）。

また、IFRS は持続的に発展するタイプに属し、新基準や改訂が続々と公表されている。台湾の財務会計基準第 34 号「金融商品の会計」を例にとると、2003 年に公表されてから 2006 年に正式に適用されるまでの間に IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」が公表され、これに合わせるために 2005 年に再び改訂を行った（杜 [2006], 109 頁）。

さらに、IFRS の解釈事例は十分に詳細とはいえない。IASC は早い段階で公的な基準解釈のための組織を作らなかったため、台湾における IFRS の理解の程度が影響を受け、IFRS に追随するスピードを遅らせている（杜 [2006], 109 頁）。

杜は、アンケート調査の結果から、IFRS の修正効率は台湾の IFRS の導入意欲に顕著な影響を及ぼすわけではないが、IFRS 自体がまだ十分に理解されておらず、台湾企業の会計担当者や監査人の理解が十分ではないため、IFRS との統一化の意欲を著しく下げているとする。したがって、国内の IFRS に対する理解を強化することが重要な課題であるとしている（杜 [2006], 109 頁）。

5. 会計プロフェッションの特性

会計基準の発展において、会計プロフェッションの特性は影響を及ぼす。台湾における会計教育と専門的判断の態度の両方が IFRS を導入する際の障害となる可能性がある。台湾の大学における会計プロフェッション養成のための教育は、主に米国のテキストを用いて実施されてきており、会計及び監査の精神または規範は、米国から多大な影響を受けている。会計及び監査実務においても、米国の会計理念¹⁵に基づき訓練されている。過去に米国基準に依拠して設定された台湾の会計基準と IFRS とには依然として差異がある（杜他 [2004], 24 頁）。

原則主義に基づく IFRS を導入する場合、さらにあらゆる専門知識が必要とされる。たと

¹⁵ ここでいう会計理念とは、原則主義を指すと理解される。

えば、「公正価値」概念を会計処理に導入する目的は迅速で正確な公正価値の開示にあるが、会計担当者は財務関連知識のサポートを必要としており、実務上の適用指針（執行準則）はさらに有効である。また、IFRSの解釈事例が不十分で会計担当者はさらに多くの専門的判断と研究が早急に必要とされる。したがって、IFRSの研究にさらに多くの力を注ぐことが、IFRSを導入するのに有利である（杜 [2006], 109頁）。

杜らによるアンケート調査の結果も、会計担当者がIFRSを導入するための専門的判断力が不足しており、よってIFRSとの統一化を促進する場合に、教育訓練と専門知識の補強を持続的に強化しなければならないとしている（杜 [2006], 109頁）。

第4節 むすび

以上、台湾の政治・経済及び証券市場の現状について概説した上で、IFRSを全面的に導入する場合に影響を与える要因について考察した。その結果、台湾においてIFRSを導入する必要性が指摘される一方で、IFRSを導入する上で直面する課題が示唆されていた。すなわち、企業活動のグローバル化や外国人投資家比率及び法人投資家比率の増加はIFRS導入の必要性を高める一方で、台湾で大多数を占める中小企業にとってIFRS導入の必要性は高いとは言えなかった。こうした状況の中で、2004年調査が実施された当時において、IFRSとのアドプションを進める上では、法律及び政治環境が整備されるとともに、会計専門教育の一層の強化が急務とされていた。

第2章 台湾の会計制度

第1節 はじめに

台湾の株式会社は、会社法第228条により財務諸表等を作成することが義務付けられており、商業会計法が企業会計を規定している。そのなかでも公開発行会社¹（以下、公開企業とする）は、法律としての商業会計法及び証券取引法、行政命令としての証券発行人財務報告作成基準に従うことになる。さらに、証券発行人財務報告作成基準第3条において、当該基準及び関連する法令において規定されていないものについては、一般公認会計原則に従って処理しなければならないと規定されている。一般公認会計原則とは、後述する台湾の会計基準設定主体が公表する会計基準を指している。

本章では、台湾の会計制度の基礎として、1984年に発足された会計基準設定主体の体制及び制定された会計基準について取り上げる。具体的には、まず、第2節において、会計基準設定主体設立の背景と組織構成、会計基準設定のアプローチについて明らかにする。つづいて、第3節において、IFRSとのコンバージェンスが図られた時期、IFRSをアドプションした時期に区分し、IFRSの導入と関連させながら、会計基準の変遷について整理する。

第2節 会計基準設定主体

1. 会計基準設定主体設立の背景

台湾における会計基準設定主体は、1984年に財政部によって設立されたARDFである。ARDF設立の目的は、台湾における会計の水準を引き上げ、会計、監査及び評価基準を持続的に発展させることにより、健全な会計制度の構築を支援し、企業の会計担当者を養成することとされている。このような目的を達成するための具体的な任務は、健全な会計制度の構築、財務報告の適正な表示を支援すること、財務報告基準の発展、監査及び評価基準の制定公布、それらの普及、財務情報の透明性と品質を全面的に高め、証券市場の長期的な基礎を築くことである²。

ARDF設立の背景には、次のような1980年代の台湾の会計環境が関わっている³。

¹ 台湾の株式会社は、株式を発行し資本を調達する場合、公開発行か非公開発行かを選択することができる。公開発行された株式であっても、取引所において登録・取引されることを強制されない（黒田法律事務所「台湾におけるビジネスと法務に関する情報」<https://www.kuroda-law.gr.jp/ja/column/taiwan/taiwanlaw-info/taiwanlawinfo-0910.html>）。したがって、公開発行会社であるが、非上場の会社形態がある。

² ARDFのホームページ(http://www.ardf.org.tw/info_origin.html)「設立宗旨及本會緣起」を引用したものである。

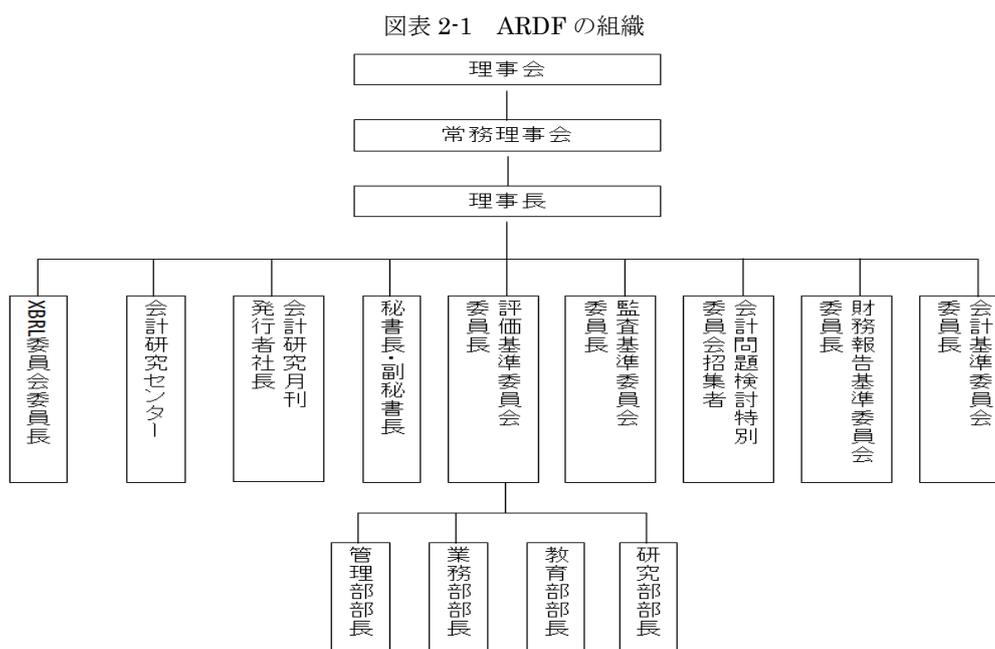
³ ARDFのホームページ(http://www.ardf.org.tw/info_origin.html)「設立宗旨及本會緣起」を引用したものである。

「1981年、米国チェース銀行等の多数の外国銀行の台湾支店から、不良債権が発生しているにも関わらず、台湾の会計士は監査意見を保留することがないため、監査の品質が統一されていないと判断され、財政部に対しこの状況を迅速に改善するよう提案された。当時の財政部長はこのことを重大事項と捉え、直ちに中華民国（台湾：筆者注）会計士協会連合会、台湾省会計士協会、台北市会計士協会理事長を招集し検討を重ねた。その結果、公正で独立した機関として、ARDFの設立を決定し、財務会計基準及び監査基準の制定、会計の教育訓練の推進、会計及び監査の実務水準の引き上げが期待された。

1983年、財政部による『会計士制度改革会議』において、9名のワーキンググループメンバーが結成された。1984年2月、台湾省及び台北市会計士協会は会員総会を開催し、資金を募った結果、商工団体や企業から賛助の支持を受けた。同年4月、ARDF設立大会が開催され、6月に法人登記を経て正式に設立された。」

2. ARDFの組織構成

ARDFは現在、最高意思決定機関である理事会のもと、図表2-1に示す組織から構成されている。



出所：ARDFのホームページ（http://www.ardf.org.tw/info_organization.html：2016年8月11日現在）にもとづき作成したものである。

2016年現在、ARDFのもとには、学識経験者、会計プロフェッション、政府機関代表者、産業界代表者から構成される6つの委員会、すなわち、財務報告基準委員会、会計問題検討タスクフォース、監査基準委員会、評価基準委員会、企業会計基準委員会、XBRL委員会が

設定されている。

3. 会計基準設定のアプローチ

ARDF においてアドプション以前に会計基準設定を担っていた FASC による SFAS 設定のアプローチは、次のようなデュー・プロセスを採用していた (Chang, H. Y. [1992], p.64)。

- ①問題を識別する。
- ②公開草案を作成する。
- ③利害関係者の意見を収集し、必要に応じて公聴会を開催する。
- ④公開草案を改訂する。
- ⑤会計基準を公表する。

このようなプロセスは、具体的には、次のようにも説明されている (林慶雲 [2006], 25 頁)。

「基本的に、FASC の委員長と専門家チームの責任者が、新たな会計基準を設定する必要があると決定した後、まず、専門家チームが米国の財務会計基準委員会 (FASB) や IFRS 委員会 (IASB) に同様な基準があるかどうかを調査し、同様な基準があった場合には、それをモデルとして草案を作成する。そして作成できた草案を FASC に提出し、FASC にて検証を行う。その後、FASC の名義で公開草案として公認会計士協会の会員に公開して、コメントをもとめる。さらには、公聴会を開き、聴取したコメントや公聴会で得られた意見をもとに、草案修正を行い、その後正式な基準として公表する。」

IFRS をアドプションした現在、ARDF は公開企業向けの会計基準は設定していないが、第 12 章において取り上げる非公開会社向けの企業会計基準設定プロセスから、会計基準設定において透明性の高いデュー・プロセスを採用していることが伺える。

第 3 節 会計基準の変遷と IFRS の導入

1. IFRS とのコンバージェンス

台湾においては、1980 年以前は包括的な GAAP はなく、会計実務は中国や日本から多大な影響を受けてきた (Nakaoji and Tsay [2014], p.149)。ARDF による会計基準設定のアプローチは、委員会のメンバーの大多数が米国で会計教育の薫陶を受けたことも影響し、初期においては、主に米国の会計基準、すなわち USGAAP が参考にされた (杜 [2006], 104 頁)。

1990 年代後半には、IOSCO による IFRS の承認や IFRS に対する EU や米国の対応を鑑み、FASC は IFRS を重視するようになった。1996 年には IFRS との調和化促進を表明し、未制定の会計基準については IFRS に準拠し、すでに制定された会計基準のうち IFRS との乖離が大きいものについては、会計事務所や実務界の要請があれば、当該乖離の調整について検討するとしている (飯沼 [1996], 45 頁)。

さらに、1999年、ARDFはIFRSとのコンバージェンスに邁進することを決定し、FASCは、IFRSとTGAAPとの相違をレビューし比較する3年間にわたる比較プロジェクトを開始した。いくつかのスタディグループが組織され、公開ヒアリングが開催された。比較プロジェクト及び公開ヒアリングの結果は既存の会計基準の改定、IFRSに合致する新たな会計基準を公表する際の基礎となった。このようなFASCのコンバージェンスに向けたアプローチの下、表2-2に示すように、2009年4月までに41のSFASが公表されている。

図表 2-2 SFAS 一覧

号数	名称	最終改正年月
1	財務会計概念フレームワーク及び財務諸表の作成 (財務会計概念架構及財務報表之編製)	2006年7月
2	リース会計処理基準(租賃會計處理準則)	2000年11月
3	借入費用の会計処理基準(利息資本化會計處理準則)	2001年1月
5	持分法による長期投資の会計処理基準 (採權益法之長期股權投資會計處理準則)	2005年12月
6	関連当事者間取引の開示(關係人交易之揭露)	1985年6月
7	連結財務諸表(合併財務諸表)	2006年11月
8	会計方針及び見積りの変更及び過年度損益修正の処理基準 (會計變動及前期損益調整之處理準則)	2006年7月
9	偶発事象及び後発事象の処理基準 (或有事項及期後事項之處理準則)	1986年9月
10	棚卸資産の会計処理基準(存貨之會計處理準則)	2007年11月
11	長期請負工事契約の会計処理基準(長期工程合約之會計處理準則)	1987年7月
12	所得税控除の会計処理基準(所得稅抵減之會計處理準則)	2001年11月
14	外貨換算の会計処理基準(外幣換算之會計處理準則)	2005年9月
15	会計方針の開示(會計政策揭露)	2005年9月
16	財務予測作成の要点(財務預測編製要點)	1989年12月
17	キャッシュ・フロー計算書(現金流量表)	2005年9月
18	退職金の会計処理基準(退休金會計處理準則)	2005年9月
19	創業期間の会計処理基準(創業期間會計處理準則)	2002年3月
22	法人所得税の会計処理基準(所得稅之會計處理準則)	2005年9月
23	中間財務諸表の表示及び開示(期中財務報表之表達及揭露)	1999年7月
24	1株当たりの利益(每股盈餘)	2001年11月
25	企業合併—パーチェス法の会計処理 (企業合併—購買法之會計處理)	2006年11月

28	銀行財務諸表の開示（銀行財務報表之揭露）	2005年9月
29	政府補助の会計処理基準（政府補助之會計處理準則）	1999年6月
30	自己株式の会計処理基準（庫蔵股票會計處理準則）	2006年6月
31	ジョイントベンチャーの会計処理基準（合資投資之會計處理準則）	2005年9月
32	収益計上の会計処理基準（収入認列會計處理準則）	2005年9月
33	金融資産の移転及び負債消滅の会計処理 （金融資産之移轉及負債消滅之會計處理準則）	2003年5月
34	金融商品の会計処理基準（金融商品之會計處理準則）	2008年12月
35	資産減損の会計処理基準（資産減損之會計處理準則）	2006年11月
36	金融商品の表示及び開示（金商品之表達及揭露）	2005年6月
37	無形資産の会計処理基準（無形資産之會計處理準則）	2006年7月
38	売却可能非流動資産及び営業停止事業の会計処理基準 （待出售非流動資産及停業單位之會計處理準則）	2006年11月
39	株式に基づく報酬の会計処理基準（股份基礎給付之會計處理準則）	2007年8月
40	保険契約の会計処理基準（保険契約之會計處理準則）	2008年12月
41	セグメント情報の開示（營運部門資訊之揭露）	2009年4月

出所：ARDF「財務會計準則公報系列」（<http://www.ardf.org.tw/center2.html>：2016年7月27日現在）
にもとづき作成したものである。

2. IFRS のアドプション

2008年10月28日、FSCは、台湾におけるIFRSのアドプションを検討するタスクフォースを立ち上げた。FSCはアドプションの目的として、世界各国でIFRSのアドプションが推し進められている現状、国内企業と国際企業の財務報告の比較可能性を強化する必要性、台湾資本市場の国際競争力の向上及び外国資本の投資を促進するため⁴、を挙げている。また、TSEは、国内財務報告書とIFRSとの統合を推進することにより、台湾を「ハイテク及びイノベーション産業の資金調達プラットフォーム」にするという方針を掲げている（台湾証券取引所 [2012]）。TSEがこのような方針を掲げた背景には、1980年代のハイテク産業の育成、1990年代以降のハイテク産業の発展を果たした台湾の産業政策が関わっている。産業政策を推進する上でのインフラ整備の一貫として、優遇税制、サイエンスパークの整備、技術開発支援等とともに、会計制度の整備が図られたといえる⁵。

当該タスクフォースは、TSE、GTSM、ARDF、各商工団体、公認会計士協会及び政府機関の代表者から構成される。このタスクフォースによって、アドプションに向けたロードマ

⁴ この点については、金融監督管理委員會 [2009] を参照されたい。

⁵ 台湾の経済発展については、朝元照雄 [2011] を参照されたい。

ップ、適用範囲、IFRSの翻訳、IFRS実施に関する問題、レギュレーション及びガバナンスに関する問題及びIFRSの促進及び訓練について検討された。

このようなタスクフォースの検討を受けて、2009年5月14日、FSCは図表2-3に示すIFRSアドプシヨンのロードマップを公表した。

図表2-3 IFRSアドプシヨンのロードマップ

年	作 業
2008	タスクフォースの設置
2009～2011	①IFRS翻訳権の取得 ②IFRS翻訳の完成・レビュー後、翻訳版IFRSの公表 ③IFRS採用によって発生する可能性のある問題及び解決策の分析 ④関連法令及びモニタリング・システム修正の検討 ⑤教育及び訓練の強化
2012	①第1段階の早期適用会社に対してIFRSに準拠した連結財務諸表作成の認可 ②IFRS採用によって発生する可能性のある問題及び解決策の分析 ③関連法令及びモニタリング・システムの完成 ④教育及び訓練の強化
2013	①第1段階の会社及び第2段階の早期適用会社に対してIFRSに準拠した財務諸表を要求 ②IFRS採用の状況とその影響の追跡調査
2014	IFRS採用の状況とその影響の追跡調査
2015	第2段階の会社にIFRSに準拠した財務諸表を要求

出所：FSC(<http://www.twse.com.tw/ch/listed/IFRS/aboutIFRS.php> (2016年7月27日現在)にもとづき作成したものである。

図表2-3に示すロードマップに従い、2013年から段階的に公開発行会社に対して、IFRSに準拠した財務諸表の作成が義務化された。具体的な適用範囲と適用時期は表2-4に示すとおりである。

また、台湾において、アドプシヨ決定時に適用されることとなったIFRSはTIFRSとも呼ばれ、2009年12月31日以前に有効であった基準・解釈指針を指す。図表2-5に示すのが台湾においてアドプシヨされたIFRSに含まれる会計基準である。

図表 2-4 IFRS の適用対象と適用時期

企業の種類		設立年	企業数	適用開始	開示開始
公開企業 (及び金融機関)	①TSE 上場企業	1961	866 ⁶	2012 年度	2013 年度
	②GTSM 上櫃株	1994	698 ⁷		
	③GTSM 與櫃株	2002	296 ⁸		
	④GTSM 創櫃板	2014	57 ⁹		
	⑤非上場企業	—	—	2014 年度	2015 年度

出所：TSE 及び GTSM のウェブサイトにもとづき作成したものである。

図表 2-5 台湾においてアドプションされた IFRS

号数	名称
IFRS 1	国際財務報告基準の初度適用
IFRS 2	株式に基づく報酬
IFRS 3	企業結合
IFRS 4	保険契約
IFRS 5	売買目的で保有する非流動資産及び非継続事業
IFRS 6	鉱物資源の探査及び評価
IFRS 7	金融商品：開示
IFRS 8	事業セグメント
IFRS 9	金融商品
IFRS10	連結財務諸表
IFRS11	共同支配の取決め
IFRS12	他の企業への関与の開示
IFRS13	公正価値測定
IAS 1	財務諸表の表示
IAS 2	棚卸資産
IAS 7	キャッシュ・フロー計算書

⁶ http://www.twse.com.tw/ch/statistics/statistics_list.php?tm=04&stm=004 (2015 年 10 月 26 日現在)

⁷ http://www.gretai.org.tw/web/regular_emerging/corporateInfo/overview/overview.php?l=zh-tw (2015 年 10 月 26 日現在)

⁸ http://www.gretai.org.tw/web/emergingstock/emg_market_highlight/EmgHighlight.php?l=zh-tw (2015 年 10 月 26 日現在)

⁹ <http://www.gretai.org.tw/web/gisa/announce/GisaHighlight.php?l=zh-tw> (2015 年 10 月 26 日現在)

IAS 8	会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬
IAS10	後発事象
IAS11	工事契約
IAS12	法人所得税
IAS16	有形固定資産
IAS17	リース
IAS18	収益
IAS19	従業員給付
IAS20	政府補助金の会計処理及び政府援助の開示
IAS21	外国為替レート変動の影響
IAS23	借入コスト
IAS24	関連当事者についての開示
IAS26	退職給付制度の会計及び報告
IAS27	個別財務諸表
IAS28	関連会社及び共同支配企業に対する投資
IAS29	超インフレ経済下における財務報告
IAS32	金融商品：表示
IAS33	1株当たり利益
IAS34	期中財務報告
IAS36	資産の減損
IAS37	引当金、偶発負債及び偶発資産
IAS38	無形資産
IAS39	金融商品：認識及び測定
IAS40	投資不動産
IAS41	農業

出所：KPMG 台湾 [2015]，58 頁及び IFRS 財団篇 [2014] にもとづき作成したものである。

IAS 第 16 号「有形固定資産」、IAS 第 38 号「無形資産」及び IFRS 第 6 号「鉱物資源の探査及び評価」については、その他の包括利益を通じた再評価モデルの選択が認められていない。さらに、新たに公表または改訂された IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、IFRS 第 11 号「共同支配の取り決め」、IFRS 第 12 号「他の事業体に対する持分の開示」、IAS 第 27 号「個別財務諸表における持分法」、IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」、IFRS 第 13 号「公正価値測定」については、適用日が 2015 年 1 月 1 日に延期された (IASB [2016])。

今後の展開として、図表 2-6 に示すように、2015 年からは 2013 年度版 IFRS が適用さ

れること、2017年からは基準ごとに、EUが採用するエンドースメント方式が採用されることが決定されている。なお、海外で上場する企業については、2013年より最新版のIFRSを適用することが認められている（金融監督管理委員会 [2014]）。

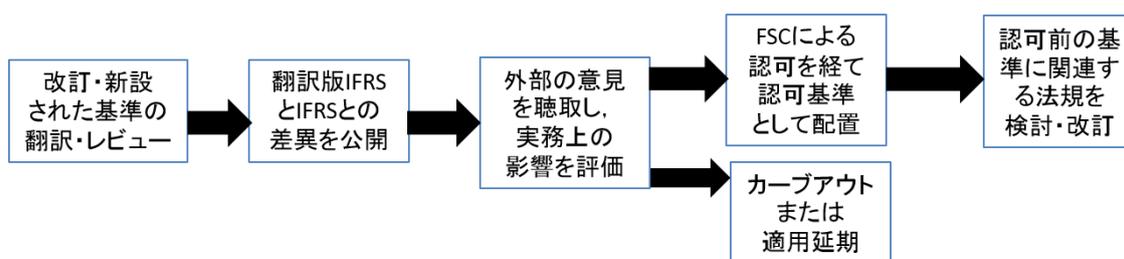
図表 2-6 IFRS 適用の計画

企業の種類	年度	2013	2014	2015	2016	2017	以後	
	採用基準							
一般企業	2010年度版 IFRS	→						
	2013年度版 IFRS		→					
	2015年度版 IFRS			→				
海外上場企業	最新版 IFRS	→						

出所：FSC [2014] にもとづき作成したものである。

なお、エンドースメントに際しては、図表 2-7 に示すようなプロセスが採用されることとなっている。

図表 2-7 エンドースメントのプロセス



出所：FSC [2014] にもとづき作成したものである。

第4節 むすび

本章では、台湾の会計制度の基礎として、1984年に発足された台湾の会計基準設定主体の体制及び制定された会計基準について明らかにした。

台湾の会計制度は、米国及びIASBを主とした外部環境との関わりにおいて発展してきたと捉えることができる。

①1980年代、米国銀行等による監査実務の質に対する要求を背景とした会計基準設定主

体の設立及び US-GAAP を参考にした会計基準設定。

②1990 年台後半, IOSCO, EU 及び米国の対応を鑑みた IFRS のコンバージェンス。

③世界各国における IFRS 適用の現状, 台湾資本市場の国際競争力の向上及び外国資本の投資促進等を背景とした IFRS のアドプション。

このような会計制度の台湾会計制度の基礎を前提として, 第 2 部及び第 3 部では, IFRS 適用のエフェクトについて, 報告企業 (財務諸表作成者), 規制機関・会計基準設定主体及び証券市場に焦点を当て分析する。さらに, 第 4 部では, 公開企業に対する IFRS のアドプションを契機に整備された非公開企業に固有の会計基準について取り上げる。

第3章 会計概念フレームワークの生成

第1節 はじめに

台湾における会計概念フレームワークの構築は、1970年に台湾省と台北市の会計士協会の会計問題評議会により、米国¹で設定されていた会計原則をもとに、「一般公認会計原則（一般公認會計原則彙編）」として提案されたことに端を発している。その後、1982年に、台湾省、台北市及び高雄市の会計士協会のメンバーで構成される財務会計委員会が一般公認会計原則を修正し、SFAS第1号として公布した²（劉・椎名 [1983]，104頁）。1984年には第1次の改定が行われている。本章では、当該一般公認会計原則を、台湾会計制度における会計概念フレームワークとして捉え、以下においてその内容を検討している。さらに、一般公認会計原則は、IFRSとのコンバージェンスを経た2002年には第2次の改定が行われ、名称も「財務会計概念フレームワークと財務諸表の作成」と改められた。それから数回の改定、2009年のIFRSアドプションの決定を経て、現行の会計概念フレームワークはIASBが2010年9月に公表した *The Conceptual Framework for Financial Reporting 2010* を翻訳した「財務報告に関する概念フレームワーク（財務報導之觀念架構）」となっている。

第2節 一般公認会計原則の意義と目的

1. 一般公認会計原則の意義と構成

一般公認会計原則は、次に示す前文にあるように、経済の急速な発展や取引の複雑化、情報利用者の意思決定への役立ち、資源分配の効率化等を背景として公布された。

「近年、わが国の経済は、急速に発展し、その取引もますます複雑になったため、社会一般の会計情報を得たい気持ちは切実なものである。どのような財務諸表を提供するかによ

¹ 劉・椎名 [1987] においては、先進国家とされている（劉・椎名 [1987]，104頁）が、第2章で述べた ARDF 設立の背景、注2で述べている一般公認会計原則修正の背景及び後述する一般公認会計原則の基本目的・基本原則等から、米国の影響を強く受けていると判断したため、ここでは先進国ではなく、米国としている。

² 本修正の背景には、台湾政府が招聘した米会計学者 Jhon C. Burton 教授による次の指摘がある。「中華民國（台湾：筆者挿入）の会計水準は、今日国際水準からかけ離れている。会計士及び財務諸表利用等、専門家によって、積極的に会計水準や原則を制定、更新しなければならない。法律（たとえば商業会計法）によって、会計基準や原則を制定しているのが中華民國の現状である。このことは、会計実務の硬直化と低水準の主因となる。なぜならば、立法機関は会計知識をもっていないし、会計原則の切迫性を知らない。また、法律の修正には、時間を要し過ぎる。したがって、一般公認会計原則は会計士協会によって制定されねばならない。政府機関は、監督的地位におかれるべきである。」（陳 [1982]，5頁，夏目 [1983]，441頁）。

って財務諸表利用者の各種政策を決定する助けとなり、会計の積極的機能により経済発展を促進し、資源の有効な配分ならびに一般投資家の利益を保護するために、わが国の会計担当者は、よりよい財務諸表を提供することが義務である。」(ARDF [1984], 1 頁; 山本・陳 [1983], 127 頁)。さらに、一般公認会計原則設定のアプローチとして、次のように述べられている。

「会計問題評議会より公布された『一般に認められた会計原則』を更に増減・修正・改正し、最近発展した会計理論を参考に、優れた会計実務を考慮し、慎重に検討した上で、本委員会公報第 1 号として公布した。」(ARDF [1984], 1 頁; 山本・陳 [1983], 127 頁)。

ここで、「優れた会計実務を考慮し、慎重に検討した上で」とすることから、帰納的アプローチを採用していると捉えることができる。帰納的アプローチとは、「すでに存在し普及した会計実務をベースにしたルールの設定方式」(藤井 [2015] 37 頁)である。一方、「最近発展した会計理論を参考に」とし、後述するように、財務諸表の目的、財務報告の質的特性及び財務諸表の体系において、AICPA や FASB の影響を受けている。これらの会計原則または会計基準の設定は、「先験的な規範概念(すなわち「かくあるべき会計」)を起点にすえ、そこから会計規制の指針となるルールを導き出す方式」(藤井 [2015] 37-38 頁)である演繹的アプローチによるものである³。したがって、一般公認会計原則における基準設定のアプローチは、帰納的アプローチと演繹的アプローチが混在していることも想定される。一般公認会計原則は、次に示すように全 7 章、57 条から構成される。

前文

第 1 章 基本原則 (第 1 条～第 15 条)

第 2 章 資産 (第 16 条～第 25 条)

第 3 章 負債 (第 26 条～第 33 条)

第 4 章 資本 (第 34 条～第 39 条)

第 5 章 損益計算 (第 40 条～第 51 条)

第 6 章 財務諸表 (第 52 条～第 55 条)

第 7 章 附則 (第 56 条～第 57 条)

2. 企業会計の基本目的

第 1 章の基本原則において、企業会計は「企業の財政状態、経営成績及び財政状態の変動

³ AICPA の会計原則審議会 (APB) が 1973 年 10 月に公表した『財務諸表の目的』(Objectives on Financial Statements; 以下, APB [1973]) は、同文書を翻訳した川口 [1976] によって、「実態調査もとにしながらかも、きわめて演繹的な論法によっており、このことは、従来のアメリカ公認会計士協会の公式文書が、すべて帰納的アプローチによってきたのといちじるしい相違をみせている」とされるように、アメリカにおいて初めて演繹的アプローチによる会計基準設定を試みたものとみられる。

に関して、真実な記録と報告を提供するものでなければならない」として、次の7つの基本目的を挙げている。

- ①財務諸表の利用者が投資及び貸付けにおける意思決定を行う際に役立つ。
- ②財務諸表の利用者が、投資及び貸付金の回収可能な金額・時期・リスクを判断する際に役立つ。
- ③企業の経済的資源、経済的資源に対する請求権及び資源・請求権の変動の状態を報告する。
- ④企業の経営成績及び効率性を報告する。
- ⑤企業の流動性、返済能力及び資金フローを報告する。
- ⑥資源の運用について、経営管理者の責任及び業績を評価する。
- ⑦財務資料を解釈する。

図表 3-1 SFAC 第1号と一般公認会計原則における財務報告の目的の比較

SFAC 第1号	一般公認会計原則
(1) 投資及び与信意思決定に有用な情報を提供する(par.34)。	(1) 財務諸表の利用者が投資あるいは貸付の意思決定を行う際に役立つ。
(2) キャッシュ・フローの予測額を評価するにあたって有用な情報を提供する(par.37)。	(2) 財務諸表の利用者が投資及び貸付債権の回収可能額と時期あるいはリスクを予測する際に役立つ。
(3) 企業の資源、その資源に対する請求権及び資源の変動に関する情報を提供する(par.40)。	(3) 企業の経済的資源、経済的資源に対する請求権と、資源及び請求権の変動状態を報告する。
① 経済的資源、債務及び所有者持分に関する情報(par.41)。	
② 企業の業績と稼得利益に関する情報(pars.42-48)。	(4) 企業の経営成績及び効率性を報告する。
③ 流動性、支払能力及び資金フローに関する情報(par.49)。	(5) 企業の流動性、支払能力及び資金フローの量を報告する。
④ 経営者の受託責任及び業績に関する情報(pars.50-53)。	(6) 経営者の資源運用に対する責任及び業績を評価する。
⑤ 経営者の説明及び解釈(par.54)。	(7) 財務資料を解釈する。

出所：FASB [1978], pars.34-54 及び笠井 [1983], 420 頁の内容にもとづき作成したものである。

7つの基本目的をどのように体系的に捉えるかについて、一般公認会計原則において明示されていないが、笠井は観点の相違から、①⑥を利用目的、②④⑤を認識目的、③④を情

報作成目的と3区分し体系化を試みている(笠井[1983], 426頁)。これらのうち、企業会計の目的として中心となるのは利用目的, すなわち、財務諸表利用者の意思決定への役立ちと経営管理者の責任・業績の評価であると考えられる。さらに、笠井は、FASBが1978年に公表したSFAC第1号『営利企業の財務報告の基本目的』における財務報告の目的と、一般公認会計原則における企業会計の基本目的とを対応表示し、その内容が酷似していることから、SFAC第1号の強い影響を受けているとする。

第3節 基本原則のフレームワーク

一般公認会計原則の第1章基本原則の2条から15条にわたって基本原則が設定されており、その内容は次のように要約できる。

第2条 客観的な事実、または必要によっては合理的な推定に基づく、一般公認会計原則への準拠。

第3条 企業実体による資源の所有、義務の負担。

第4条 継続企業

第5条 貨幣的測定

第6条 歴史的な原価を原則とする。

第7条 会計期間

第8条 重要性

第9条 保守主義(穏健之估計數字)

第10条 会計処理選択適用の容認

第11条 継続性

第12条 内部統制制度の整備

第13条 適時性

第14条 発生主義会計の採用(企業會計採權責發生基礎)

第15条 実質優先

基本原則の中には、会計公準、財務情報の質的特性及び認識・測定基準に相当する原則が混在しているとみられる。まず、会計公準に相当する原則として、企業実体(第3条)、継続企業(第4条)・会計期間(第7条)及び貨幣的測定(第5条)が挙げられる。

つづいて、財務情報の質的特徴であるが、上述のように、一般公認会計原則は米国で設定されていた会計原則をもとに設定されていたと考えられるため、図表3-2でAPB[1973]及びSFAC第2号『会計情報の質的特性』における財務情報の質的特性と一般公認会計原則のそれとを整理する。

図表 3-2 財務情報の質的特性

APB [1973]	SFAC 第 2 号	一般公認会計原則
目的適合性	目的適合性	重要性
重要性	予測価値	保守主義
実質優先性	フィードバック価値	継続性
信頼性	適時性	会計処理選択適用の容認 ⁴
普遍性	信頼性	適時性
比較可能性	表現の忠実性	実質優先
継続性	検証可能性	
理解可能性	中立性	
	比較可能性	
	重要性	
	コストとベネフィット	

出所：APB [1973]，57-60，SFAC 第 2 号，pars44-144 及び ARDF [1984] 第 3 条-第 15 条
にもとづき作成したものである。

図表 3-2 に示すように、一般公認会計原則の基本原則においては、質的特性が並列されており、APB [1973] 及び SFAC 第 2 号に共通して主要な財務情報の質的特性とされる目的適合性が挙げられていない。また、保守主義については、表現の忠実性や中立性及び比較可能性と矛盾することが問題視されており APB [1973] 及び SFAC 第 2 号では挙げられていない。さらに、重要性、継続性及び実質優先が共通して挙げられていることから、主に APB [1973] を参考に設定されたと見られることである。

そして、発生主義会計は、財務情報の質的特性というより、会計原則または認識・測定の基準に関連する原則である。また、内部統制制度の整備とは、企業会計が財務情報の正確性と信頼性を増進するために、健全な内部統制組織を設立すべきであることを要請するものである。

第 4 節 資産、負債及び資本

一般公認会計原則の第 2 章第 16 条から第 4 章第 39 条にわたって、資産、負債及び所有者持分に関する原則が設定されている。

1. 資産

⁴ 会計処理選択適用の容認は、会計上、公正な表示を損なわない項目についての会計処理の選択適用を容認する原則であるが、当該原則は継続性が要請される前提となるため、継続性を含めて考えることもできる。

一般公認会計原則は、まず、資産を次のように定義している。

「資産とは、企業が取引あるいは他の事象で取得した経済的資源をいう。それは貨幣で評価され、将来において経済的便益を提供しうることが期待される。」（第 16 条）

さらに、一般公認会計原則は、資産の評価及び分類について、次のように述べている。

「正常な状況において、帳簿における資産の価値は、継続企業の前提における価値であり、清算における売却価値ではない。」（第 17 条）

「資産は適切に分類されなければならない。流動資産と非流動資産とを厳格に区別しなければならない。流動性によって区分しえない特殊業種は例外である。」（第 18 条）

このような資産の定義、評価及び分類に基づき、各資産項目の評価及び分類について、第 19 条から第 25 条において規定されている。それらの内容を図表 3-3 に整理した。

図表 3-3 資産項目の評価及び分類等

	資産項目	評価及び分類等
第 19 条	売上債権	<ul style="list-style-type: none"> ・売掛金からは貸倒引当金を控除しなければならない。 ・売掛金及び受取手形は営業活動以外の活動から生じた債権と区別して記載しなければならない。 ・関連当事者に対する債権は適切に表示しなければならない。
	短期投資	短期投資の評価には低価法を適用し、評価損は当期の損益計算に計上しなければならない。持分証券に相当する投資については、投資総額により比較し、投資低価引当金を設定して処理し、時価が回復した場合に貸方残高の範囲内で投資低価引当金を減額する。
	棚卸資産	棚卸資産の評価には、時価の確定できないものを除き、低価法を適用し、原価の算定方法を注記しなければならない。自家製品の原価は直接原価と製造間接費を含まなければならない。前払費用は将来の期間に負担されなければならない。
第 20 条	長期投資	<ul style="list-style-type: none"> ・被投資会社に対して影響力をもたず（通常、普通株式の 20% 以下の保有）、上場している長期株式投資は、低価法で評価しなければならない。時価が原価よりも低い場合、その差額は投資低価損失引当金勘定を設け、資本の部の項目として表示する。時価が回復した場合は、貸方残高の範囲内で投資低価損失引当金を減額する。 ・被投資会社に対して影響力をもたない非上場の長期株式投資は、取得原価で評価する。ただし、時価が原価より著しく下落し、原価が回復する見込みが薄いことを確かな証拠を得て証明できる場合には、投資損失を認識しなければならない。

	関連会社投資	被投資会社に対して影響力をもっている場合（通常、普通株の20%～50%の保有）、長期株式投資は持分法により評価しなければならない。投資会社が公開発行企業の場合には、連結財務諸表を作成しなければならない。ただし、営業の性質が連結財務諸表の作成を妨げる場合、それを例外とする。
	長期債券投資	長期債券投資は取得原価により評価される。時価が上昇または下落した場合には、合理的かつ系統的な方法により配分されなければならない。
第21条	固定資産	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産は、土地、償却資産、減耗性の天然資源とに区分しなければならない。 ・固定資産は、原則として、取得原価または製造原価により算定される。 ・交換によって異なる種類の固定資産を取得した場合には、公正な市場価格で記帳し、交換に供された資産の交換損益を認識しなければならない。同種の固定資産の交換で取得した固定資産について、現金の授受がない場合、交換に供された資産の帳簿価額と公正な市場価格とを比較し、低い方を取得原価とする。現金の授受がある場合、現金受領部分は売却とみなされ利益を計上しなければならない。受入れた資産は交換とみなされ利益を計上しない。ただし、損失が生じた場合には、全額損失に計上しなければならない。 ・贈与によって取得した資産は、公正な市場価格をもって取得原価とする。 ・利用価値がなくなった固定資産については、売却価額と帳簿価額を比較して、低い価額を適当な科目に振替える。売却価額がゼロの場合は、未償却残高を除却損として処理する。
第23条	無形資産	<ul style="list-style-type: none"> ・無形資産は、暖簾、商標権、専利権⁵、著作権、特許権等に区別して表示しなければならない。 ・外部購入の無形資産は、取得原価で計上しなければならない。自家創設の場合、明確に認識できないもの（例えば、暖簾）は計上できないが、明確に認識できるもの（例えば、専利権）は、登録費のみが取得価額となる。

⁵ 専利とは、特許、登録実用新案及び登録意匠のことである（「新専利法」<https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/taiwan/senri.pdf>）。したがって、ここでは、実用新案権、意匠権を指すものとして考える。

		<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発費は当期費用として処理しなければならない。 ・企業が正常営業を開始するまでの支出額から同期間の収入を差し引いた残額を支出した期の費用としなければならない。ただし、将来の経済的便益を有するものまたは営業によって回収できるものは繰延べられる。 ・あらゆる無形資産は、その効果と利益のおよぶ期間内に配分されなければならない。ただし、配分期間は20年以内とする。
第25条	固定資産及び無形資産	固定資産及び無形資産は、法令の規定に従って、再評価することができる。

出所：一般公認会計原則第19条～第25にもとづき作成したものである。

2. 負債

一般公認会計原則は、まず、負債を次のように定義している。

「負債とは、企業が過去の取引及びその他の事象によって生じた経済的義務であり、後日、役務の提供または経済的資源の支払いによって償還され、貨幣的に評価できるものをいう。」(第26条)

さらに、一般公認会計原則は、負債の評価について、資産と同様な原則的な記述はないが、見積債務について、次のように述べている。

「見積債務は、合理的な見積金額で計上しなければならない。偶発債務及び契約（承諾）について、その発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることができる場合には、見積金額で計上しなければならない。発生の可能性が低く、または発生の可能性が高いがその金額を合理的に見積もることができないものについては、その性質と金額、または金額を合理的に見積もることができない理由を注記しなければならない。」(第28条)

また、負債の分類については、資産の分類と同様に次のように述べている。

「負債は適切に分類されなければならない。流動負債と非流動負債とを厳格に区別しなければならない。流動性によって区分しえない特殊業種は例外である。」(第29条)

このような負債の定義、評価及び分類に基づき、各負債項目の評価及び分類について、第31条から第33条において規定されている。それらの内容を図表3-4に整理した。

図表 3-4 負債項目の評価及び分類等

	負債項目	評価及び分類
第 31 条	長期負債	<ul style="list-style-type: none"> ・長期負債のうち、1 年または 1 営業循環期間内に支払い期限が到来し、かつ流動資産または流動負債で返済するものは流動負債としなければならない。 ・長期負債は、その性質、期限、利率及び重要な制限条件を注記しなければならない。 ・社債発行差金は、社債勘定に加減し、償還期限内に償却しなければならない。
第 32 条	売上債務	<ul style="list-style-type: none"> ・買掛金及び支払手形は、営業活動以外の活動から生じたその他の債権と区別して記載しなければならない。 ・関連当事者に対する債務は適切に表示しなければならない。
第 33 条	前受収益	前受収益は、その性質により資産の控除項目（例えば、繰延割賦売上利益）、流動負債または非流動負債に計上しなければならない。

出所：一般公認会計原則第 31 条～第 33 にもとづいて作成したものである。

3. 資本

一般公認会計原則は、資本を次のように定義している。

「資本とは、企業の資産総額から負債総額を差引いて算定された金額であり、企業の所有者に属する、いわゆる所有者持分をいう。」（第 34 条）

さらに、第 35 条において資本を図表 3-5 に示すように 3 種類に区分している。

図表 3-5 資本の部の区分



出所：一般公認会計原則第 35 条にもとづいて作成したものである。

第5節 損益計算

一般公認会計原則の第5章第40条から第52条にわたり、損益計算の目的、区分、収益の認識、費用の計上、特別損益及び前期損益修正項目の処理などに関する規定がなされている。

第40条において、損益計算の目的は次のように規定される。

「損益計算の目的は、当該会計期間における企業の経営成績を公正に表示することにある。損益計算は、当期総収益から当期総費用及び所得税を控除して、当期純利益または純損失を算定しなければならない。」

ここでは、収益の定義及び費用の定義は示されていないものの、当期純利益（または純損失）が、当期総収益から当期総費用及び所得税を控除して算定しなければならないとされることから、収益費用アプローチ⁶を採用していると捉えることができる。

図表 3-6 損益計算書の雛形

売上高または営業収益	×××
売上原価または営業原価	<u>×××</u>
売上総利益または営業総利益	×××
営業費用（販売費及び一般管理費）	<u>×××</u>
営業利益	×××
営業外収益	×××
営業外費用	<u>×××</u>
税引前経常利益	×××
見積営利事業所得税	<u>×××</u>
経常利益	×××
特別利益	×××
特別損失	<u>×××</u>
税引前当期純利益	×××
見積営利事業所得税	<u>×××</u>
当期純利益	×××

出所：笠井 [1983]，407-406 頁にもとづき作成したものである。

⁶ 本研究では、藤井 [2015] に倣い、収益費用アプローチを、収益と費用を財務諸表要素の鍵概念とし、利益が収益と費用の期間差額として定義される会計観とし、資産負債アプローチを、資産と負債を財務諸表要素の鍵概念とし、利益が資産と負債の差額である純資産の一期間における増加の測定値として定義される会計観として用いることにする（藤井 [2015]，182-183 頁）。

第5章においては、損益計算書の雛形は示されていないが、笠井 [1983] によれば、第41条及び第48条を参考に損益計算書の雛形は図表3-6のように示される。

第6節 財務諸表の体系

一般公認会計原則の第52条において、財務諸表として、次の4つを挙げている。

- ①貸借対照表 ②損益計算書 ③所有者持分変動表 ④財政状態変動表

なお、所有者持分の変動が少ない企業は、その利益剰余金計算書（あるいは繰越欠損金計算書）は所有者持分変動表に代えて、かつ、損益計算書及び利益剰余金計算書を合わせて損益・利益剰余金計算書を作成する。一般公認会計原則においては、各財務諸表の雛形は示されておらず、第54条において、新設の事業を除き、比較を容易にするため2期比較方式を採用すべきことのみが示されている。APB [1973]、SFAC 第1号及び一般公認会計原則における財務諸表体系を表示すると、図表3-7のようになる。

図表 3-7 財務諸表体系の比較

APB [1973]	SFAC 第1号	一般公認会計原則
<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸借対照表⁷ (Statement of Financial Position) ・ 損益計算書 (Statement of Earnings) ・ 資金運用表 (Statement of Financial Activities) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸借対照表 (Balance Sheet or Statement of Financial Position) ・ 損益計算書 (Income or Earnings Statement) ・ 利益剰余金計算書 (Statement of Retained Earnings) ・ 所有者持分変動表 (Statement of Other Changes in Owners' or Stockholders' Equity) ・ 財政状態変動表 (Statement of Changes in Financial Position) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸借対照表 (Balance Sheet) ・ 損益計算書 (Income Statement) ・ 所有者持分変動表 (Statement of Changes in Owners' Equity) ・ 財政状態変動表 (Statement of Changes in Financial Position)

出所：AICPA [1973] pp. 35-38, FASB [1978], par.6 及び FASC [1998] p.20 にもとづき作成したものである。

⁷ 所有者持分の変動は、貸借対照表上またはそのための別表を設けて報告されなければならないとされている (APB [1973], p.36)。

一般公認会計原則は、その第 40 条損益計算の目的から費用収益アプローチを採ると考えられるものの、貸借対照表を第 1 の財務諸表としていること、財政状態変動表を導入していることから、SFAC 第 1 号の影響を受けていると捉えることができる。

第 7 節 むすび

以上、本章では、台湾における概念フレームワークの構築について、その発端である一般公認会計原則を考察した。同原則の主たる特徴として、次のことが明らかとなった。

- ①一般公認会計原則は、プライベートセクターである会計士協会の財務会計基準委員会により設定された。
- ②一般公認会計原則における基準設定のアプローチとして、帰納的アプローチと演繹的アプローチが混在している。
- ③会計目的として、財務諸表利用者の意思決定への役立ちと経営者の責任・業績の評価が志向されている。
- ④一般公認会計原則は、収益費用アプローチを採用し、取得原価を測定的基础とする。
- ⑤財務報告の目的、財務情報の質的特性及び財務諸表の体系から、AICPA 及び FASB の影響を受けていると考えられる。

以上の一般公認会計原則の特徴を踏まえ、第 4 章では、概念フレームワークの展開として、1996 年からの IFRS とのコンバージェンスを背景に、台湾における概念フレームワークがどのように変化したのかについて、2002 年版概念フレームワークについて検討する。

第4章 会計概念フレームワークの展開

第1節 はじめに

本章では、第3章で会計概念フレームワークの生成として取り上げた一般公認会計原則を踏まえ、IFRSとのコンバージェンスへの移行を経て2002年に改定された『財務会計概念フレームワークと財務諸表の作成（財務會計準則公報第一號 財務會計觀念架構及財務報表之編製：以下、2002年版FW）』について検討する。さらに、一般公認会計原則、2002年版FW及びアドプション決定後、IASBが2010年9月に公表した『財務報告に関する概念フレームワーク（*The Conceptual Framework for Financial Reporting 2010*；財務報導之觀念架構）を台湾版に翻訳した2013年版FWの特徴を比較する。

会計概念フレームワークは、「外部の利用者のための財務諸表の作成及び表示の基礎をなす諸概念について記述」したものであり、「各国の会計基準設定主体が国内基準を開発する際に役立つこと」をその目的の一つとしている（IASB [2010], p.6）。したがって、本章では、会計概念フレームワークの変遷を辿ることにより、台湾の会計基準設定主体がどのような会計基準を志向してきたのかについて明らかにすることを目的とする¹。

第2節 財務諸表の目的と基本前提

1. 財務諸表の目的

2002年版FWは、財務諸表の基本目的として次の6つを挙げている（1項）。

- ①財務諸表利用者の投資、与信及びその他の経済的意思決定を支援する。
- ②財務諸表利用者が投資及び貸付の回収額や時期、リスクを評価することを支援する。
- ③企業の経済的資源、経済的資源に対する請求権及び資源と請求権の変動の状態に関する情報を提供する。
- ④企業の業績を明らかにする。
- ⑤企業の流動性、義務返済能力、キャッシュ・フローに関する情報を提供する。
- ⑥財務諸表利用者が経営者の資源利用に対する受託責任及びその結果を評価することを支援する。

これらの基本目的を達成するために、財務諸表は企業の財政状態、業績及び財政状態の変動に関する情報を偽りなく提供しなければならないとされる。

2. 財務諸表の基本前提

2002年版FWでは、上述した財務諸表の目的を達成するための基本前提として、「発生

¹ 以下においては、特に断らない限り、2002年版FWからの引用は項数のみを表示する。

主義（権責発生基礎）」と「継続企業」とを挙げている。それぞれの内容は次のとおりである。

（１）発生主義

財務諸表の目的を達成するためには、発生主義を用いて財務諸表を作成しなければならない。発生主義の下では、取引及びその他の事象の影響は、（現金または現金同等物の収支時ではなく）、発生時に認識、記録及び報告しなければならない。これにより情報利用者が過去の現金収支取引を知るだけでなく、将来の現金支払義務や現金受領の権利を知ることができる。したがって、このような情報は経済的意思決定を行う情報利用者にとって最も有用である（２項）。

また、発生主義の下では、対応原則（配合原則）に基づいて、収益と直接関係する原価²を同時に認識しなければならない（３項）。

（２）継続企業

財務諸表は通常、継続企業の前提に基づいて作成され、もし企業が解散を意図するか、それが避けられない場合は、継続企業の前提ではなく、清算価値に基づいて財務諸表を作成すべきである。企業の継続能力に重大な懸念がある場合には、その旨を開示しなければならない。継続企業を前提とせずに財務諸表を作成している場合は、その理由と採用している基本前提を開示しなければならない（４項）。

企業はあらゆる情報や個々の事実によって、少なくとも貸借対照表日から一年間、企業が存続できるかについての評価をしなければならない。企業が歴史的に利益を上げており、かつ財務的資源を随時獲得することができれば、詳細な分析は必要なく、継続企業の前提を採用することが適切であるかを推論できる。ただし、この場合、経営者は現在及び将来の利益創出能力に関連する要素、義務償還期間とそれによって生ずる潜在的な資金需要を広範に考慮しなければならない。

第３節 財務諸表の質的特性

2002年版FWは、利用者の経済的意思決定を支援するのに役立つ財務諸表の質的特性として、「理解可能性」、「目的適合性」、「信頼性」及び「比較可能性」を主要な質的特性とし、目的適合性と信頼性を達成するための補完的な質的特性及び制約条件を挙げている（6-28項）。各々の内容は次のとおりである。

（１）主要な質的特性

①理解可能性（可瞭解性）

財務諸表の情報は利用者が理解しやすいものでなければならない。この目的を達成

² ここで用いられている原価（成本）は費用と同義であると理解される。これについては周 [1999], 131 頁を参照されたい。

する上で、利用者は事業、経済活動及び会計に関する合理的な知識を有し、この情報を熱心に研究する意思を有することが前提とされる。しかし、利用者の経済的意思決定のための要求に適合する比較的複雑な情報も財務諸表に含めなければならない、利用者が容易に理解できないという理由だけでその情報を除外すべきではない（7項）。

②目的適合性（攸關性）

財務諸表の情報は利用者の経済的意思決定を行うための要求に適合するものでなければならない。目的適合性を有する情報は、利用者が過去、現在及び将来の事象を評価し、また過去の評価を確認または修正するのに役立つため、利用者の経済的意思決定に影響を及ぼす（8項）。

情報の予測機能と確認機能は相互に関連する。例えば、現在保有する資産の金額とその構成に関する情報は、企業の機会を利用するか、不利な状況に対応する能力を予測するのに役立つばかりでなく、財務構成及び業績に関する過去の予測を確認するのに役立つ（9項）。

財政状態及び過去の業績に関する情報は、常に将来の財政状態、業績及び利用者が関心を持つその他の事象、例えば、配当や給料の支払い、株価動向及び契約義務の履行能力を予測するための基礎とされる。情報が予測能力を有するためには、予測の形式をとる必要はなく、適当な方式により過去の取引及び事象を開示することによって財務諸表の予測能力を高めることができる。例えば、特別損益を個別に開示することによって、損益計算書の予測価値を高めることができる（10項）。

③信頼性（可靠性）

情報が有用であるためには信頼しうるものでなければならない。情報に重大な錯誤または偏向がなく、しかも利用者がその情報が忠実に表現していることを信頼できる場合に、当該情報は信頼性を有するといえる。例えば、貸借対照表は取引及びその他の事象により生じた資産、負債及び所有者持分を忠実に表現しなければならない（14項）。

目的適合性を有しているが信頼性を有していない情報を認識することによって、判断を誤らせる可能性がある。例えば、訴訟の賠償金額を貸借対照表で認識することが適切ではないならば、財務諸表の注記で開示すべきである（15項）。

④比較可能性

利用者が企業の各期の財務諸表を比較し、財政状態及び業績の趨勢を把握するために、類似する取引及びその他の事象の財務的影響は、各期を通じて同一の方法で測定及び表示しなければならない。利用者が他企業の財政状態、業績及び財政状態の変動を評価するために、他企業の各期の類似する取引及びその他の事象の財務的影響も、同一の方法によって測定・表示しなければならない（22項）。

比較可能性の質的特性に基づいて、企業は財務諸表を作成する場合、類似する取引及びその他の事象に対して採用した会計方針の同一企業の各期の差異、他企業との差異を把握できるように、利用者に同一の取引及びその他の事象に対して採用した会計方

針、会計方針の変更及びその影響を知らせなければならない。企業が採用する会計方針の開示も含めて、会計基準の規定に従って財務諸表を作成することは、比較可能性を達成することに役立つ（23項）。

企業が每期同一の会計方針を採用することは、それが変更できないことを意味するのではない。現行の会計方針に基づく情報が目的適合性及び比較可能性を有していない場合、一致性を維持し現行の会計方針を踏襲するならば、比較可能性を高めることができない。また、より目的適合性・比較可能性を有する会計方針がある場合には、より適切な会計基準の導入を妨げるべきではない（24項）。

新設企業を除き、利用者が財政状態、業績及び財政状態の期間比較ができるように、財務諸表は2期対照方式を採用しなければならない（25項）。

（2）目的適合性と信頼性を達成するための補完的質的特性

①重要性

情報の目的適合性はその性質と重要性によって影響を受ける。時には情報の性質のみでその目的適合性を決定することができる。例えば、新セグメントに関する報告は、報告期間における当該セグメントの業績の重要性に関係なく、企業が直面するリスクや機会を評価する上で影響を及ぼすかもしれない。また、情報の性質と重要性がともに目的適合性にとって重要である場合がある。例えば、主要事業別に保有される棚卸資産の金額を各々開示することが適当な場合がそれである（11項）。

情報の遺漏または虚偽表示が利用者の経済的意思に影響を及ぼすならば、その情報は重要性を有する。重要性は、遺漏あるいは虚偽表示があった特定の状況において判断される当該項目または虚偽の金額に依存する。重要性は、情報が有用であるために具備しなければならない主要な質的特性というよりも、識閲または境界線を示すものである（12項）。

財務諸表に開示する取引数が多い場合には、その性質あるいは機能に応じて総額で表示する。財務諸表上、重要な項目は個別に表示しなければならないが、重要でない項目は総額表示することもできる。ただし、相対的重要性を判断し注記で開示しなければならない（13項）。

②表現の忠実性（忠實表達）

表示の忠実性とは、財務報告と取引及びその他の事象が完全に一致していることをいう（16項）。財務諸表は完全には忠実に表示できないというリスクを含んでいる。これは偏向によるものではなく、取引及びその他の事象を識別または測定する際の固有の困難さによる。ある項目の財務的影響の測定の不確実性が重大であるために、企業は通常財務諸表において当該項目を認識しない場合がある。例えば、企業内部に時の経過とともに発生したのれんは、通常信頼性をもって識別あるいは測定することが困難であるため、財務諸表において認識しない。しかしながら、他の状況下では、取引及びその他の事象の認識が目的適合性を有しているため、認識し、その認識及び測定に誤謬の

リスクのあることを開示する場合もある（17項）。

③実質優先（質重於形式）

取引及びその他の事象の経済的実質とその法的形式が一致しない場合には、会計上、経済的実質に従って処理しなければならない（18項）。

④中立性

財務諸表の情報が信頼性を有するためには、偏向がなく中立性を有するものでなければならない。予定された結果を引き出すために、情報を選択または表示することによって利用者の意思決定あるいは判断に影響を及ぼす場合は、当該財務諸表は中立性を有しているとはいえない（19項）。

⑤慎重性（審慎性）

財務諸表作成者は、売上債権の回収可能性、工場及び設備の耐用年数、保証請求件数等、さまざまな取引及びその他の事象の不確実性に対処しなければならない。このような不確実性に対して、財務諸表上、その性質や範囲を開示し、また慎重に評価・認識しなければならない。慎重性は、不確実な状況下における見積りにあたって、資産・収益の過大評価、負債・費用の過小評価を避けるような判断にある程度の注意を要求するものである。しかし、慎重性を用いて、資産・収益の過小評価、負債・費用の過大評価により財務諸表の中立性、信頼性を損なうことは決して容認されるものではない（20項）。

⑥完全性（完整性）

重要性及びコストの制約を考慮した上で、財務諸表における情報が信頼性を有するためには、完全なものでなければならない。情報に遺漏があると、財務諸表は虚偽のものとなるかまたは利用者の判断を誤らせ、信頼性や目的適合性を喪失させてしまう（21項）。

（3）目的適合性と信頼性を有する情報に対する制約

①適時性（時効性）

財務報告の遅延は情報の目的適合性を喪失させる可能性があるため、経営者は情報の適時性と信頼性の均衡を図らなければならない。情報が適時性を有するためには、取引及びその他の事象の状況がすべて判明する前に報告すべきであるが、それによって信頼性を損なう可能性もある。反対に、すべての状況が判明するまで報告を遅延させた場合、その情報は高い信頼性を有するが、報告前に意思決定を行わなければならない利用者にとっては目的適合性が激減する。目的適合性と信頼性の均衡を達成するためには、経済的意思決定のための利用者の要求をいかに満足させるかを優先して考慮すべきである（26項）。

②コストとベネフィットの均衡（成本與效益之均衡）

コストとベネフィットの均衡は質的特性ではないものの、一般的制約条件である。情報から得られるベネフィットは情報を提供するコストを上回るものでなければならない。コストとベネフィットの評価は、実質的には一つの判断プロセスである。コストは必ずし

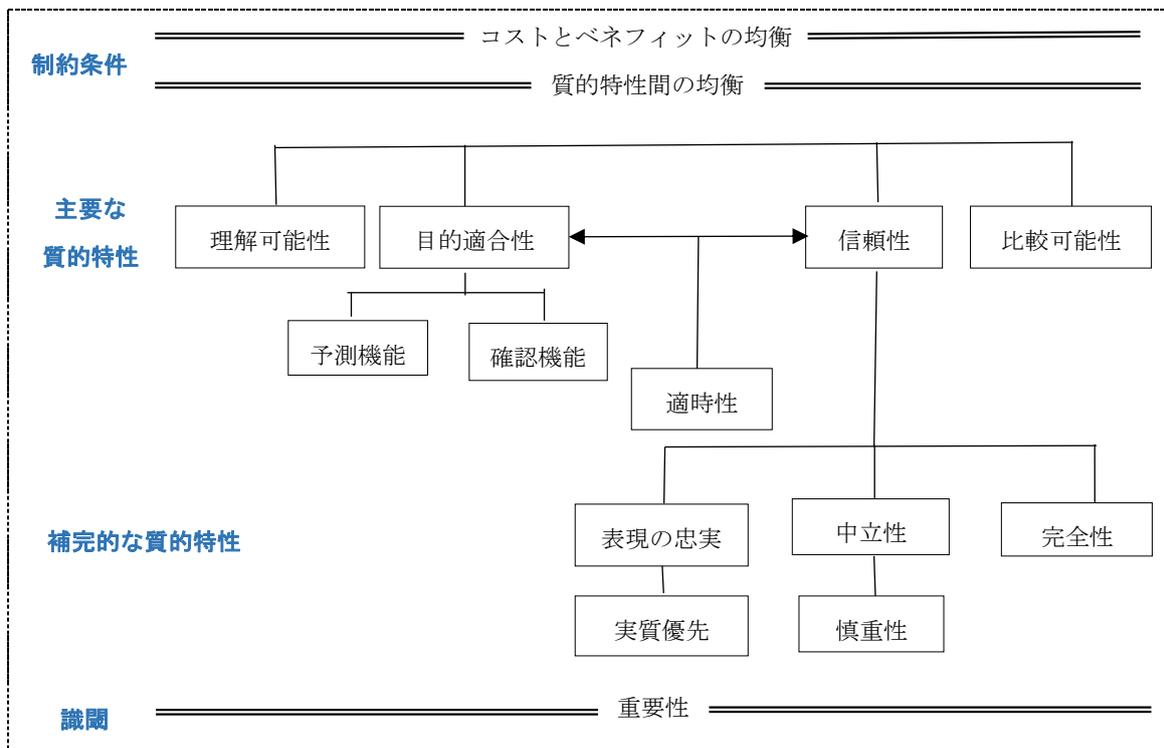
もベネフィットを享受する利用者が負担するとは限らず、ベネフィットを享受する利用者は必ずしも情報作成者とは限らない。このような理由により、コスト・ベネフィットのテストを適用することは容易ではないが、基準設定機関は、財務諸表の作成者及び利用者と同様に、この制約条件を考慮しなければならない（27 項）。

③質的特性間の均衡（品質特性間之均衡）

財務諸表の目的を達成するために、質的特性間の適切なトレードオフを考慮することが常に必要である。質的特性の相対的重要性は専門家の判断事項である(28 項)。

一般公認会計原則の基本原則においては、財務諸表の質的特性が並列的に示されることとどまっていた。これに対して、2002 年版 FW においては、主要な質的特性、補完的な質的特性及び制約条件が階層的に示されている。これらの質的特性および制約条件の関係は図表 4-1 のように図示することができる。

図表 4-1 財務諸表の質的特性間の関係



出所：広瀬・間島 [1999]，59 頁を参考に作成したものである。

第 4 節 財務諸表の構成要素の定義

2002 年版 FW は、財務諸表の構成要素として、資産、負債、所有者持分、収益及び費用を定義している。それぞれの内容は次のとおりである。

(1) 資産の定義

資産とは、過去の取引及びその他の事象の結果として企業が支配し、かつ将来の経済的便益の流入が期待される資源をいう（31項）。

資産が有する将来の経済的便益とは、現金及び現金同等物の流入に直接的にまたは間接的に貢献する潜在能力をいう。この潜在能力は、営業活動における生産資源、現金あるいは現金同等物への転換可能性を有するもの、現金の流出を減少させる可能性を有するものであろう（33項）。

資源が有する将来の経済的便益は、様々な方法で企業に流入するであろう。例えば、資産は次のように用いられるであろう（35項）。

- ①単独でまたは他の資産と結合して、企業が販売する商品の生産または役務の提供に用いられる。
- ②他の資産と交換される。
- ③負債の返済に用いられる。
- ④企業の所有者に分配される。

多くの資産、例えば、工場及び設備などの固定資産は物的形態をとっている。しかし、物的形態は資産として必ずしも不可欠な要素ではない。例えば、特許権及び著作権は物的形態はとらないが、将来企業に経済的便益の流入が期待され、かつそれらが企業によって支配される場合には資産となる（36項）。

多くの資産、例えば、債権や土地、工場及び設備は、所有権のような法律上の権利に関する。しかし、所有権は資産として不可欠な要素ではない。例えば、ファイナンス・リースによる借用物は借り手の資産である（37項）。

企業の資産は過去の取引及びその他の事象から生じる。企業は通常、購入または生産によって資産を取得するが、その他の取引及び事象によって取得する場合もある。例えば、経済発展を奨励するための政府による企業への贈与がそれである。将来発生することが予想される取引及びその他の事象自体は資産を生じさせるものではない。例えば、棚卸資産を購入するという意思是資産の定義を満たさない（38項）。

支出の発生と資産の認識とは密接に関係するが、これらは必ずしも一致するとは限らない。企業に支出が発生した場合、それは将来の経済的便益を得ようとしたことを証明するものであるかもしれないが、資産の定義を満たすとは限らない。反対に、贈与のように、それに関連する支出がなかったとしても資産は認識される（39項）。

（2）負債の定義

負債とは、過去の取引及びその他の事象の結果として企業が有する現在の義務であり、将来における返済時に企業から経済的資源が流出することが予想されるものをいう（31項）。負債は企業が現在負っている義務であり、ある一定の方法で必ず履行しなければならない。義務は、契約または法律上の規定によって、法的に履行が強制される場合がある。例えば、商品の購入や役務に対する支払義務である。また、義務は商慣習や良好な取引関係の維持または公平な行動を考慮することによっても生じる。例えば、企業が政策上、製品補償

期間終了後でも保証することを決定したならば、期間終了後の補償費用も負債となる（40項）。

現在の義務と将来の義務負担とは区別しなければならない。負債は通常、先方から資産が引き渡された時に発生し、企業が将来資産の取得を予定しているだけでは現在の義務は発生しない。また、負債は、企業が資産を取得するために取消不能な契約を結んだことにより、発生する場合がある。取消不能とは、義務不履行によってもたらされた違約の重大な経済的結果として、例えば、契約上、重大な罰則規定が定められ、企業が経済的資源の流出を避ける裁量権が極めて少ないことをいう（41項）。

負債の返済は通常、次のような方法で行われる（42項）。

- ①現金の支払。
- ②現金以外の資産の譲渡。
- ③役務の提供。
- ④他の負債との交換。
- ⑤所有者持分への転換。

また、負債は債権者がその債権を放棄または免除するなどのその他の方法で消滅する場合もある。負債の金額はすでに確定している場合もあるが、見積もりを必要とする場合もある。後者は保証義務及び確定給付型年金を採用した場合の退職給付義務である（43項）。

（3）所有者持分の定義

所有者持分とは、企業の資産から負債を控除した残余請求権（持分）である（31項）。

所有者持分は、資本金、資本準備金、留保利益（累積損失）及び会計基準に従って所有者持分として直接認識されたその他の項目に再分類できる。当該分類が、持分を分配またはその他に利用する企業の能力についての法律上またはその他の規定を表す場合、財務諸表における利用者の意思決定の要求に適合する。この分類はまた、企業の所有者持分を有する者が配当の受領または資本の償還に関して異なる権利を持っていることも反映するであろう（44項）。

（4）収益の定義

収益とは、資産の流入、資産の増価または負債の減少などの形をとる、当期の経済的便益の増加であり、所有者からの拠出を除く所有者持分の増加をもたらす。収益は狭義の収益と利得を含む。狭義の収益は売上、利息、配当、ロイヤリティ、賃貸料を含む。利得は非流動資産の処分から生ずる利益、未実現の為替差益を含む。収益が経済的便益の増加を意味するならば、利得と収益の性質に相違はない。通常、各利得項目は、当該情報が利用者の意思決定に有用であるために、損益計算書上、別個に表示される。利得は通常、関係する費用を控除した後の純額で表示される（47項）。

（5）費用の定義

費用とは、資産の流出、資産の減価または負債の増加などの形をとる、当期の経済的便益の減少であり、所有者に対する分配以外の持分の減少をもたらすものである。費用は狭義の

費用と損失を含む。狭義の費用は、売上原価、給料及び減価償却費などを含み、通常、資産（現金、棚卸資産）の流出または資産（工場及び設備）の減価の形をとる。損失は、台風や火災により発生した損失、非流動資産の処分による損失及び未実現為替差損を含む。費用が経済的便益の減少を意味するならば、損失と費用の性質に相違はない。通常、各損失項目は、当該情報が利用者の経済的意思決定に有用であるために、損益計算書上、別個に表示される。通常、損失は関連する収益を控除した後の純額で表示される（48項）。

上記のように、2002年版FWは、資産及び負債を財務諸表の構成要素の鍵概念とし、その他の構成要素、すなわち、所有者持分、収益及び費用は、資産及び負債を用いて定義づけられている。

第5節 財務諸表の構成要素の認識

2002年版FWは、認識を、財務諸表の構成要素の定義を満たす項目を、貸借対照表または損益計算書に文字と貨幣額によって組み入れるプロセスであるとし（49項）、認識規準として「将来の経済的便益の可能性」と「測定の信頼性」とを挙げ、さらに各構成要素の認識規準を明らかにしている。各々の内容は次のとおりである。

（1）将来の経済的便益の可能性

可能性とは、ある項目に関連する将来の経済的便益が企業に流入または企業から流出することの不確定性の度合のことをいう。不確定性の度合の評価は、財務諸表作成時に利用可能な証拠に基づいて行われる。例えば、回収可能性が高い売上債権を資産として認識することは合理的である。しかし、回収不能な部分があると判断されるならば、予想される経済的便益の減少に対して費用が認識されなければならない（53項）。

（2）測定の信頼性

原価または価値は見積りを行わなければならない場合がある。財務諸表の作成に関して合理的な見積り数値が使用できないかまたはその手続きを欠くことは、財務諸表の信頼性を損なうものではない。合理的な見積りができない場合は、当該項目を貸借対照表または損益計算書に認識してはならない。例えば、訴訟によって賠償金を獲得することが予想され、資産及び収益の定義も、認識のための可能性の規準も満たしているとしても、当該請求権が信頼性をもって測定できない場合には、資産及び収益として認識すべきではなく、当該請求権は注記で開示されるべきである（54項）。

財務諸表の構成要素の定義を満たすが認識規準を満たさない項目は、利用者による財政状態、業績及び財政状態の変動の評価に適合するために、注記で開示すべきである（55項）。

（3）資産の認識

資産は、将来の経済的便益が企業に流入する可能性が高く、かつその原価または価値が信頼性をもって測定できる場合に、貸借対照表に認識すべきである。将来の経済的便益が企業に流入する可能性が低い支出の発生は、貸借対照表に認識すべきではなく、損益計算書に費

用として認識すべきである（56項）。

（4）負債の認識

負債は、現在の義務を返済するために経済的便益を有する資源が企業から流出する可能性が高く、かつその金額が信頼性をもって測定できる場合に、貸借対照表に認識すべきである。実務上、将来の仕入契約のように、双方が義務を同時に履行する場合、通常履行前に負債を認識しない。しかし、ある状況下で認識規準を満たし、負債として認識すべき場合には、同時に関連する資産または負債も認識すべきである。負債は合理的な見積額をもって計上されるべきである（57項）。

（5）収益の認識

収益は、将来の経済的便益の増加が信頼性をもって測定できる場合に、損益計算書に認識されるべきである。収益の認識は同時に資産の増加または負債の減少も認識する。例えば、商品の売上または役務の提供は資産の純増加または負債の減少をもたらす（58項）。

（6）費用の認識

費用は、将来の経済的便益の減少が信頼性をもって測定できる場合に、損益計算書に認識されるべきである。費用の認識は同時に負債の増加または資産の減少も認識する。例えば、従業員に対する給料の支払いは負債の増加を、減価償却費の計上は資産の減少をもたらす（59項）。

費用は通常直接関係する収益の認識と同時に行われる。支出は広義にまたは間接的に収益と関係し、その経済的便益が将来の会計期間にわたる場合には、合理的で筋立った方法によって毎期費用として損益計算書に認識すべきである。工場・設備、特許権、商標権の減価のように、資産の減価は減価償却費または償却費用として認識されるべきである。

支出が将来の経済的便益を生じさせないか、または当該将来の便益が資産の認識規準を満たさない場合には、損益計算書で費用として認識すべきである（60項）。

第6節 財務諸表の構成要素の測定

2002年版FWは、測定を、財務諸表の構成要素が認識され、貸借対照表及び損益計算書に計上される金額を決定するプロセスであり、測定のプロセスには測定基礎の選択が必要であるとする（61項）。そこで、2002年版FWが呈示する4つの測定基礎とそれに基づく資産及び負債の原価を図表4-2に整理する。

なお、2002年版FWは上述の4つの測定基礎の選択について次のように述べている。

企業は財務諸表を作成する場合、通常取得原価を測定基礎として採用しているが、他の測定基礎とも結び付いている。例えば、棚卸資産は通常、原価と市場価格（現在原価または正味実現価値）いずれか低い額で測定し、年金義務は割引現在価値によって測定する（62項）。

図表 4-2 測定基礎と資産・負債の原価

	資産の原価	負債の原価
取得原価	取得時に支払われた現金または現金同等物、あるいはそれらを取得するために支払われた対価の公正価値の金額	正常な営業過程における現金の受領額または所得税のような特定の状況下では負債の返済のために支払われた現金または現金同等物の金額
現在(取替)原価	同一または類似する資産を現在取得した場合に支払わなければならない現金または現金同等物の金額	現在負債の返済に必要とされる割引前の現金または現金同等物の金額
実現(決済)価値	正常な営業過程において、資産の処分によって獲得できる現金または現金同等物の金額	正常な営業過程において、負債の返済に支払われるであろう割引前の現金または現金同等物の金額
現在価値	正常な営業過程において、資産が将来もたらすであろう正味現金流入額の現在割引価値	正常な営業過程において、負債の返済に支払われるであろう将来の現金流出額の現在割引価値

出所：ARDF [2002] 61 項にもとづき作成したものである。

第7節 資本維持概念

2002年版FWは、財務諸表の作成に際して、原則として財務的資本概念を採用しなければならないとする。この場合、財務的資本とは、貨幣単位で測定された投入額、すなわち企業の所有者持分である。また、当期純利益（または当期純損失）は、期末の所有者持分に当期の所有者への分配を加算し、当期の所有者からの出資を除いた額が、期首の所有者持分を超過する額である（63項）。なお、概念上、資産価格の上昇が利益であるとしても、認識規準を満たした場合に認識されるべきである（64項）。

ここで、当期純利益（または当期純損失）は、所有者持分の期首と期末の差額であるとされる。所有者持分は、企業の資産から負債を控除した残余請求権（持分）（31項）とされるため、資産負債アプローチによって利益が計算されていると理解される。

第8節 財務諸表の体系

2002年版FWは、財務諸表として、次の4つを挙げている（65項）。

①貸借対照表 ②損益計算書 ③所有者持分変動表 ④キャッシュ・フロー計算書

2002年版FWでは、68項から90項において、貸借対照表における流動・非流動の区分及び各財務諸表に記載される項目が具体的に説明されている。したがって、各財務諸表の雛形は示されていないものの、それらから類推することが可能である。

第9節 むすび

以上、台湾における会計概念フレームワークの展開として、2002年版FWを検討した。当該フレームワークの特徴として次の3つが挙げられる。

- ①演繹的な会計基準の設定を目指す会計概念フレームワークの構成
- ②財務諸表の質的特性の体系的な設定
- ③資産と負債を財務諸表要素の鍵概念とし、利益を資産と負債の差額である純資産の一期間における増加とする資産・負債アプローチの採用

つづいて、一般公認会計原則、2002年版FW及びIASBが2010年9月に公表した会計概念フレームワークを翻訳した2013年版FWの主な特徴点を図表4-3に整理する。

図表4-3 各会計概念フレームワークの主な特徴点

	一般公認会計原則	2002年版FW	2013年版FW
設定主体	会計士協会・財務会計基準委員会	ARDF	IASB
財務諸表の目的	意思決定有用性 経営管理者の責任・業績の評価	意思決定有用性	意思決定有用性
基準設定アプローチ	帰納的アプローチと演繹的アプローチの混在	演繹的アプローチ	演繹的アプローチ
財務諸表の質的特性	質的特性として独立した条・項はなく、基本原則として、重要性、適時性が挙げられている。	理解可能性、目的適合性、信頼性及び比較可能性を主要な質的特性とする。	目的適合性、忠実な表現を基本的な質的特性とし、比較可能性、検証可能性、適時性及び理解可能性を補完的な質的特性とする。
利益測定システム	費用収益アプローチ	資産負債アプローチ	資産負債アプローチ
測定基礎	取得原価	取得原価、現在(取替)原価、実現(決済)価値及び現在価値を挙げ、通常取得原価が採用されているとしている。	取得原価、現在原価、実現可能(決済)価値及び現在原価を挙げ、通常取得原価が採用されているとしている。
財務諸表	①貸借対照表 ②損益計算書 ③所有者持分変動表 ④財政状態変動表	①貸借対照表 ②損益計算書 ③所有者持分変動表 ④キャッシュ・フロー計算書	財務諸表に関する直接的な規定は存在せず、4.2項において、貸借対照表、損益計算書及び財政状態変動計算書と記述されている。具体的な財務諸表については、IAS第1号「財務諸表」において規定されている。

図表 4-3 にもとづき、台湾における会計概念フレームワークの変遷の主な特徴として次の点が挙げられる。

- ①会計基準設定主体はグローバル化の進展とともに、会計士協会から、ARDF、そして IASB へと移行。
- ②財務諸表の目的としての意思決定有用性の重視。
- ③広く普及した会計実務をベースとして会計基準を設定する帰納的アプローチから、規範からあるべき会計基準を設定する演繹的アプローチへの移行。
- ④収益費用アプローチに基づき、取得原価を測定の基礎とする利益測定システムから、資産負債アプローチに基づき、複数の測定基礎を適用する利益測定システムへの移行。

周知のように、現在 IASB の会計概念フレームワークは公開草案が公表され、2017 年には最終版が公表される予定になっており、IFRS をアドプションした台湾においても、今後、当該 FW が翻訳、適用されることになるであろう。

第2部 会計制度の選択が個別企業に与えた
エフェクトの分析

第5章 IFRS適用前の企業会計上の課題

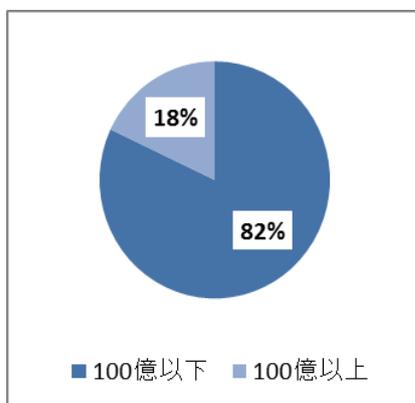
ー公開企業へのアンケート調査を中心にー

第1節 はじめに

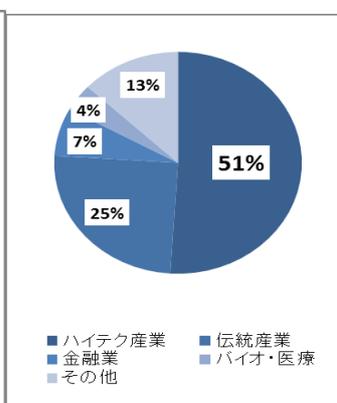
本章では、IFRS適用に際して台湾企業が直面すると考えられていた課題について考察する。課題については、台湾の代表的監査法人である勤業眾信会計事務所¹が台湾公開企業のCEO及びCFOを対象に実施されたアンケート調査を取り上げる。

勤業眾信会計事務所は、台湾公開企業に対するIFRSのアドプションが公表された直後の2009年9月に、台湾公開企業等1,483社のCEO及びCFO等2,966名を対象として、IFRS適用の準備状況に関する調査を行った。調査期間は2009年9月1日から9月25日までであり、具体的な調査対象は、ハイテク産業、伝統産業、金融業、バイオ・医療、その他（航空運輸、エネルギー資源及び流通・サービス業等）である。調査期間に回収したサンプルは572部であり、有効回答数は468部、その中でCEOは114部、CFOが354部であり、回収率は約16%であった。回収サンプルの統計分析に際しては、会長、社長及び執行役員はCEOとし、財務部長、会計部長、監査役はCFOとされる。また、売上規模別、業種別、上場市場別にも分類されている。

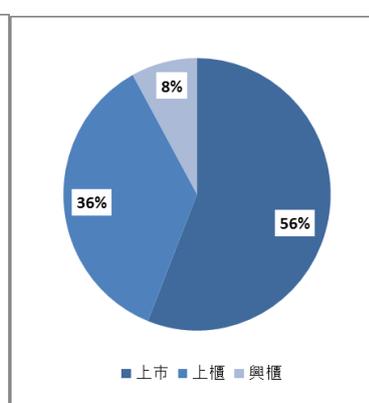
図表 5-1 売上別回答サンプル



図表 5-2 産業別回答サンプル



図表 5-3 市場別回答サンプル



出所：江美艶[2009]，95頁にもとづき作成したものである。

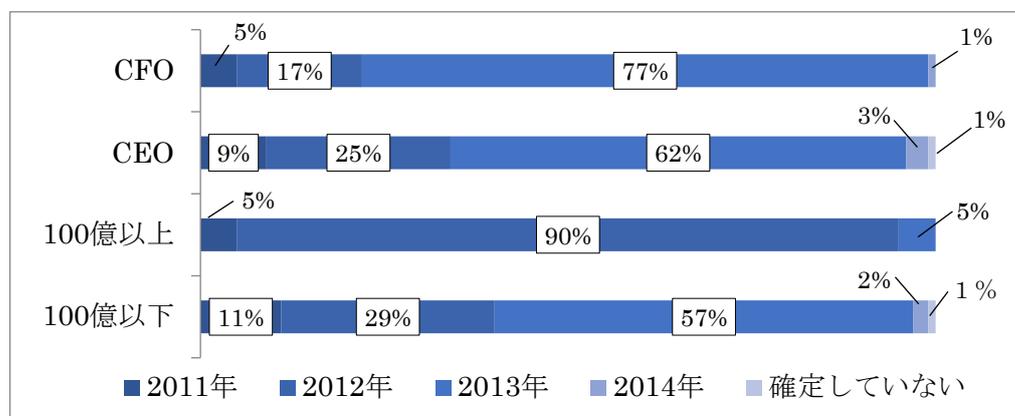
第2節 IFRS導入計画

1. IFRS導入の時期

まず、IFRS導入の時期についてどのように認識しているのかについて質問している。

¹ 勤業眾信会計事務所は、BIG4の一つであるデロイト・トウシュ・トーマツのメンバーファームであり、台湾の主要都市に事務所を設置している。

図表 5-4 IFRS 導入の時期



出所：江[2009]， 96 頁にもとづき作成したものである。

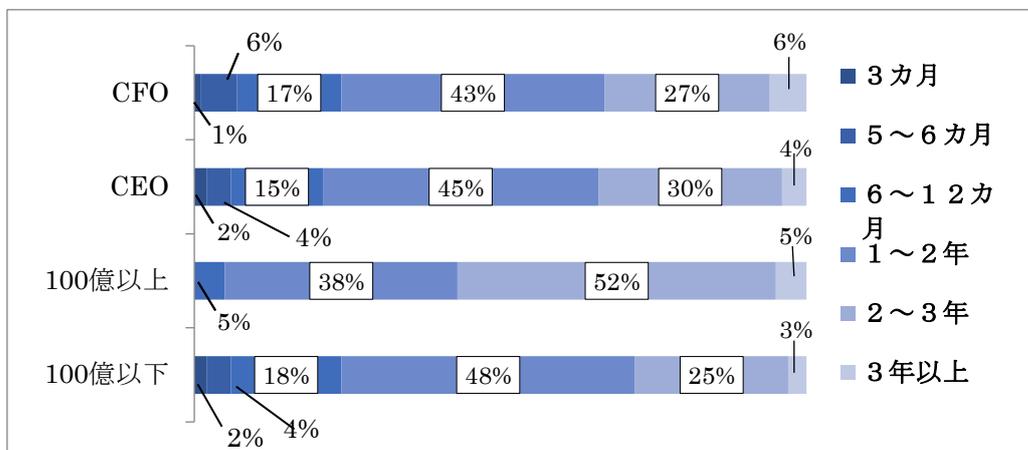
図表 5-4 に示す回答結果によると、62%の CEO は IFRS 導入の時期を把握しており、CFO に至っては正確に回答した比率は 77%であった。これに対して、34%の CEO 及び 22%の CFO は 2011 年または 2012 年に、3%の CEO 及び 1%の CFO は 2014 年に IFRS に準拠した財務諸表の作成を開始すると認識していた。したがって、約 7 割の CEO 及び CFO が 2013 年に IFRS を導入することを把握していることになる。同調査を分析した勤業眾信会計事務所 IFRS 専門サービスチームの江美艶会計士（以下、江氏）によると、2009 年 5 月に IFRS アドプションが公表されてから短期間に主管機関の普及活動が有効に働いていることを示しているとする。

一方で、図表 5-4 は 2013 年台湾に IFRS を導入することを認識している CFO の割合が CEO よりも高いことも示している。江氏によると、「CEO の IFRS 導入に対する認識の程度が導入の成否に密接に関わっており、CEO が十分に認識して初めて各レベルに下達することができる。CEO 以外、取締役、監督者、各事業部の経理担当者等の経営管理層は導入時のコアメンバーとして参加すべきであり、このことは IFRS 導入政策が貫徹できるか、成功するかどうかを左右する。IFRS 導入のプロセスにおいて、取締役会はリーダーシップを発揮し、四半期ごとに執行状況を報告し、執行進度をコントロールしなければならない」（江 [2009]， 96 頁）とする。

つづいて、IFRS 適用に必要な時間について質問している。図表 5-5 に示す回答結果によると、IFRS 導入の準備期間として、45%の CEO 及び 43%の CFO が 1 年から 2 年を要するとし、30%の CEO 及び 27%の CFO が 2 年から 3 年を要するとしている。このように、約 7 割の企業が IFRS 導入には時間がかかることを認識する一方で、21%の CEO 及び 24%の CFO が 1 年以内に IFRS を完全に導入できるとしており、6%の CEO 及び 7%の CFO に至っては、3 カ月から 6 カ月で IFRS を完全に導入できるとしている。このような回答結果は、4 分の 1 近くの企業が、依然として IFRS 導入を困難であると認識

しておらず、その準備に多くの時間を要すると考えていないことを示している。

図表 5-5 IFRS 導入に必要な時間

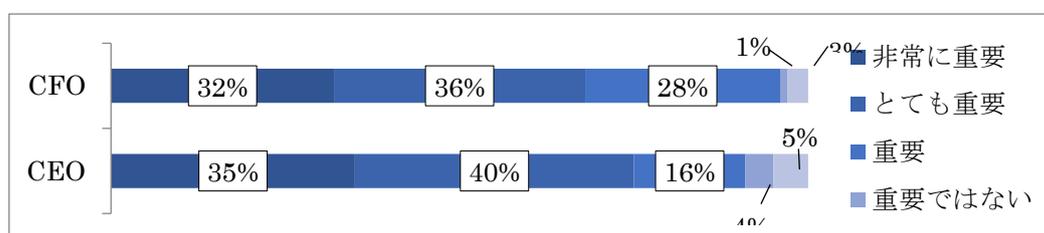


出所：江[2009]， 96 頁にもとづき作成したものである。

2. 導入計画と予算編成

ここでは、IFRS 導入が経営全体に及ぼす影響について質問している。

図表 5-6 IFRS 導入の経営への影響



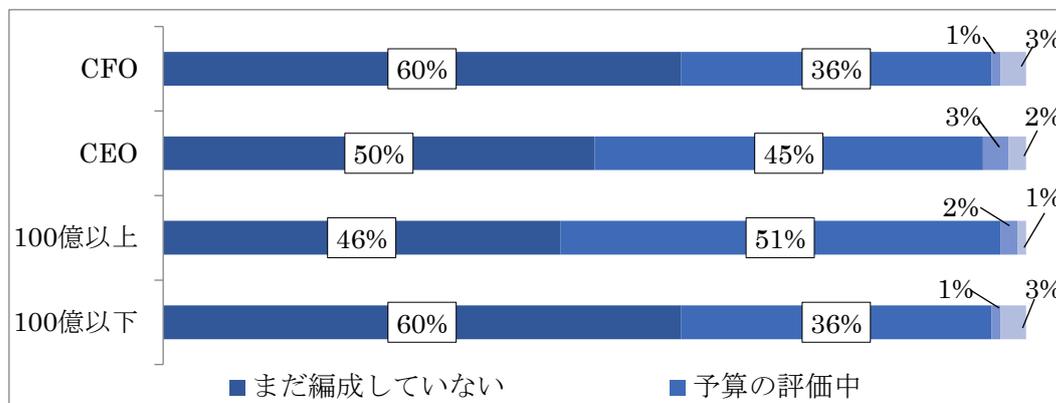
出所：江[2009]， 97 頁にもとづき作成したものである。

図表 5-6 に示す回答結果によると、CEO 及び CFO は IFRS 導入の企業経営にとっての重要性を認めており、91%の CEO 及び 96%の CFO が、企業にとって IFRS 導入を「重要」、「とても重要」、「非常に重要」のいずれかであると考えているのに対して、9%の CEO 及び 6%の CFO がなお重要ではないまたは影響はないと考えている。

さらに、図表 5-7 に示すように、IFRS に関連する予算編成との関連においては、わずか 3%の CEO 及び 1%の CFO のみが関連する予算をすでに取締役会で承認したとしており、50%の CEO 及び 60%の CFO がまだ IFRS に関連するいかなる予算も編成していないとし、2%の CEO 及び 3%の CFO に至っては、IFRS 導入に関連していかなる予算も編成する必要はないとしている。45%の CEO 及び 36%の CFO は現在関連する予算の編成を評価中であるとする。関連するいかなる予算も編成していないか現在なお評価

中にある企業を合わせて 96%に達している。

図表 5-7 IFRS 導入予算の編成



出所：江[2009] 97, 頁にもとづき作成したものである。

IFRS 導入プロジェクトは、次に示すようなレビュー段階、執行段階及び導入段階の 3 つに分けられる (江 [2009], 97 頁)。

- ①レビュー段階：通常 3～6 カ月をかけて、影響範囲の予測、詳細な転換計画の立案、プロジェクトチームの立ち上げ、プロジェクトメンバーの指名、IFRS 初度適用における遡及適用免除項目選択の分析、税務上の影響予測等を行う。
- ②実行段階：通常 1～2 年をかけて、勘定残高に及ぼす影響の分析、会計政策の分析と選択、内部統制制度の変更、システムの変更及びテスト等を行う。
- ③導入段階：転換日の勘定残高及び最終的に選択した会計政策の確認、IFRS と TGAAP との転換影響額の調整、IFRS による財務諸表の作成等を行う。

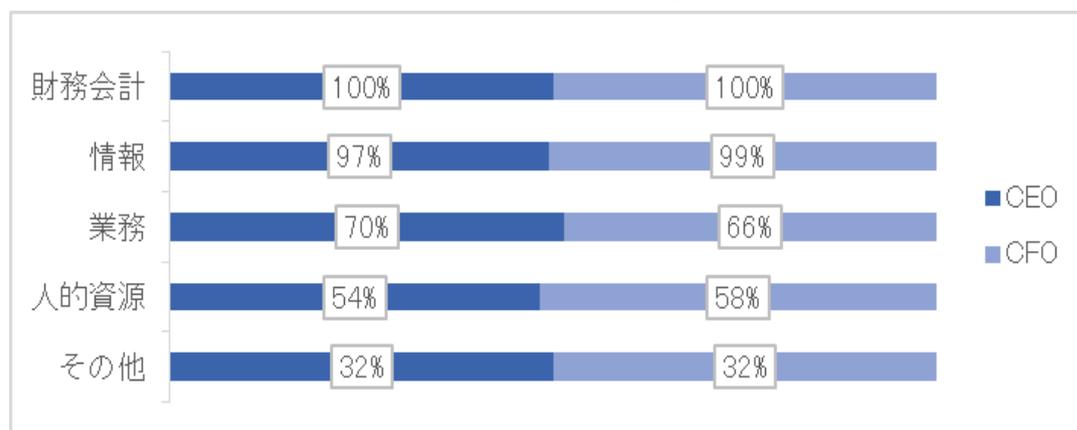
レビュー段階において、企業はプロジェクトチームを立ち上げ、企業内で一定の権限あるいは影響力を有する専任職員をプロジェクト責任者として指名すべきである。プロジェクト責任者の主たる任務は、IFRS 導入プロジェクトの統括・指揮、各部門間と外部の専門家との調整である。プロジェクトチームは、CFO、各事業部門の主管者、情報システム部門のスタッフ等の各部門から構成することが望ましい。一般的に、CFO がプロジェクト責任者となり、CEO は有効な資源配分となる予算を編成する (江 [2009], 97 頁)。

3. IFRS 導入に参加すべき部門

ここでは、IFRS 導入に参加すべき部門について質問している。IFRS 導入にあたって、CEO 及び CFO は参加すべき部門として財務会計部門を含めるべきであると考えており、この比率は CEO 及び CFO とともに 100%の回答であった。また、情報部門も参加すべきであるとする CEO 及び CFO の割合も 97%と 99%であった。さらに、業務部門を参加させるべきであるとした回答は 70%と 66%、人的資源部門を参加させるべきである

としたのは 54% 及び 58% であった。参加すべき部門について、CEO 及び CFO の認識は極めて近い割合を示しており、概して IFRS への転換が、財務会計及び情報部門だけの問題ではないことを理解している。

図表 5-8 IFRS 導入に参加すべき部門



出所：江 [2009], 98 頁にもとづき作成したものである。

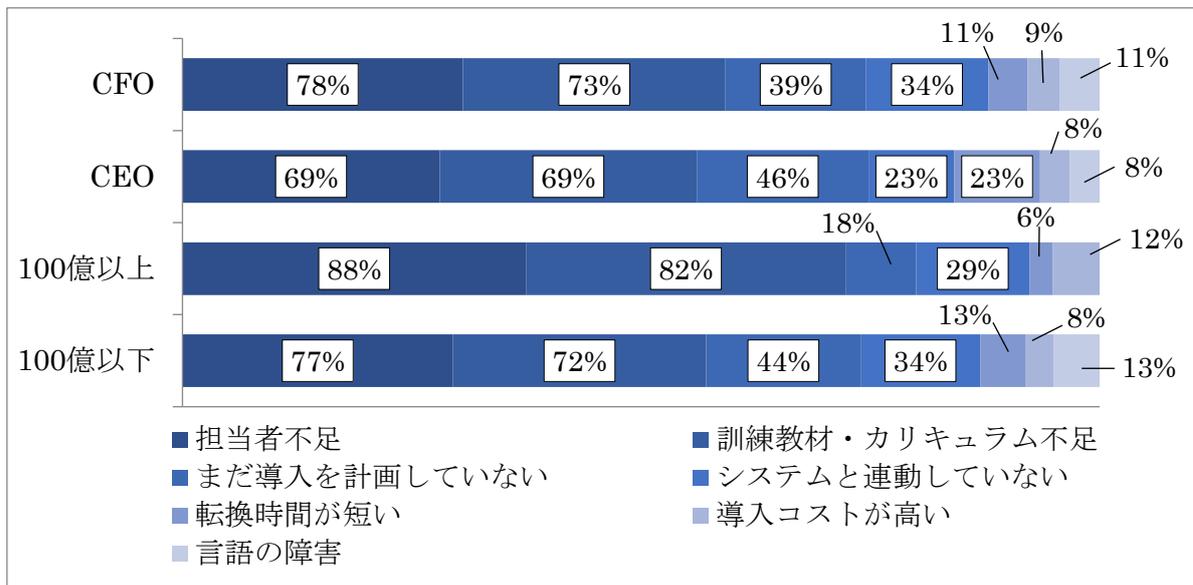
TGAAP から IFRS への転換は、企業の各レベルに影響し、導入時に会計政策の選択が多く認められているため、その選択は現場の業務と密接に関わっている。具体的な例として、売上認識と業務（販売）部門との関係、無欠勤奨励金の予算計上と人的資源部門との関係、固定資産の減価償却と資産管理担当者・維持修繕担当者との関係等が挙げられている（江 [2009], 98-99 頁）。

第 3 節 IFRS 導入の課題

1. 導入に際し直面する問題

ここでは、IFRS 導入に際し直面する問題について質問している。図表 5-9 に示すように、69% の CEO 及び 78% の CFO が現在直面している問題は、「IFRS を熟知した会計担当者の不足」としている。続いて 69% の CEO 及び 73% の CFO が IFRS の訓練教材及びカリキュラムの不足」と考えている。その他、システムと連動していないとする CFO が 34% に対して CEO が 23% とする。言語の障害及び転換コストが高すぎるとする回答は平均して 8% から 11% である。

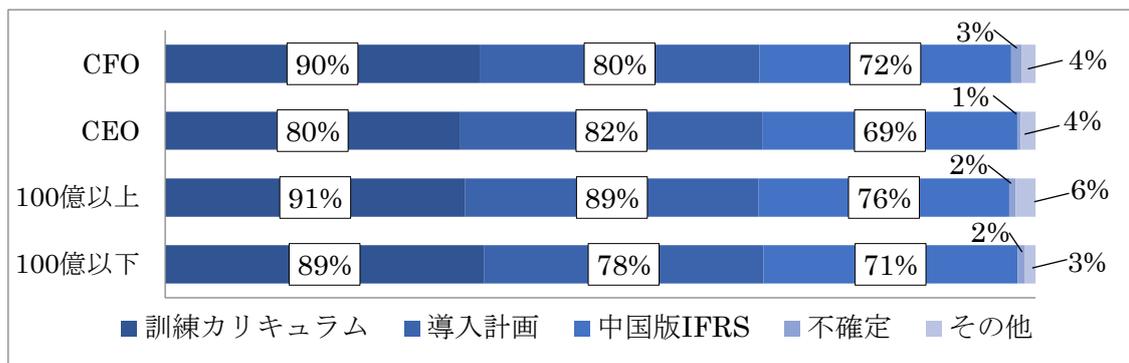
図表 5-9 IFRS 導入に際し直面している問題



出所：江[2009]，98 頁にもとづき作成したものである。

さらに、IFRS 導入に際して最も必要な資源及び支援について質問している。図表 5-10 に示すように、IFRS 導入において、現在企業が最も必要とする資源及び支援は、IFRS 訓練カリキュラム、導入計画及び中国版 IFRS である。

図 5-10 IFRS 導入に必要な資源・支援

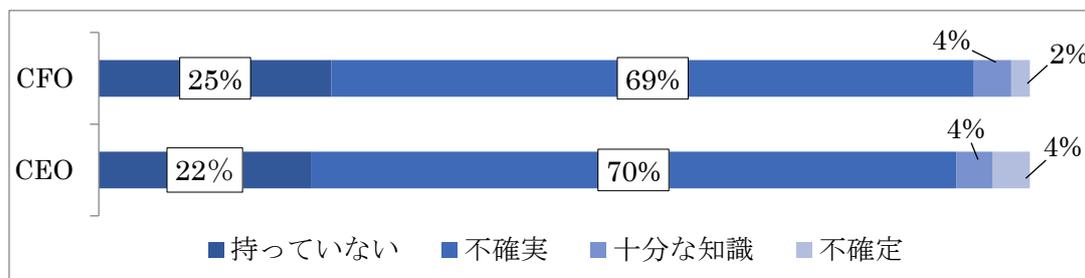


出所：江[2009]，99 頁にもとづき作成したものである。

図 5-11 は、企業内部における会計担当者の IFRS 関連の知識及び経験について質問した結果を示している。これによれば、わずか 4% の CEO 及び CFO しか企業内部に IFRS の十分な知識を備えていると回答していない。22% の CEO 及び 25% の CFO は企業内部に IFRS に関連する知識がないと考え、70% の CEO 及び 69% の CFO が企業内部にいくらかの知識はあるが、継続して強化するか、外部の専門家の協力を得て関連する知識を深

める必要がある。その他に4%のCEO及び2%のCFOが企業内部に関連する知識があるかどうかが明確ではないと回答しており、また1%のCEO及び3%のCFOは企業がどのような協力を最も必要とするのかが不明確であると回答している。

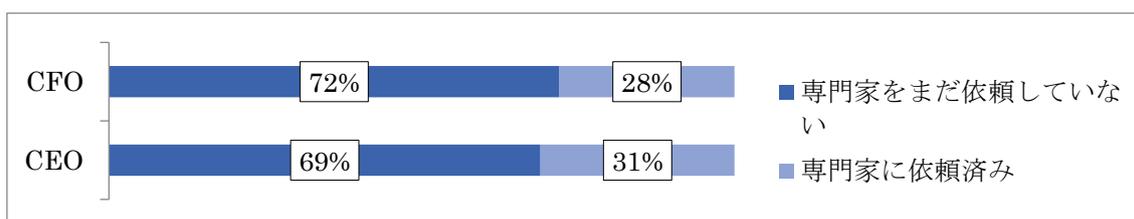
図表 5-11 企業内部における IFRS 関連知識・経験



出所：江[2009]，99頁にもとづき作成したものである。

また、図表 5-12 に示すように、69%のCEO及び72%のCFOは、まだ専門家に導入の評価を依頼していない。

図表 5-12 専門家への依頼



出所：江[2009]，100頁にもとづき作成したものである。

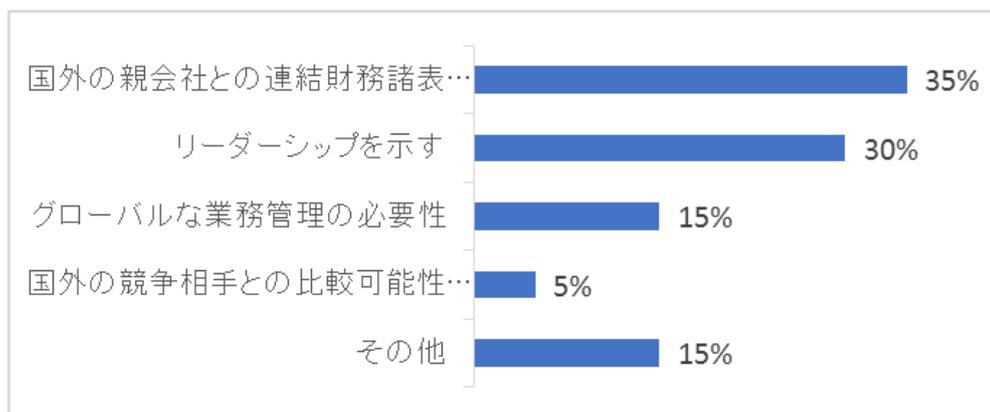
IFRS 初度適用企業は 16 項目について遡及調整の免除を選択することができるが、どのように選択するかは重要であり、選択が適切か否かは、企業の IFRS 転換日の勘定残高に及ぼす影響や財務比率、同業社間の比較にも影響を及ぼすため、専門家の協力を得て詳細に評価・検討を行い、当該 16 項目を選択することによって、企業に最も有利な決定を行うことができる。また、IASB はすでにある基準の頻繁な改正と随時新基準の公表を行うことになっており、企業が適時に対処するのは容易ではないし、専門家の協力を得て最新の基準が企業に適用されるかどうかや企業に対する潜在的影響を把握しなければならない（江 [2009]，100-101 頁）。

2. IFRS 早期適用の考慮

FSC は一定の条件を満たした企業に対して IFRS の早期適用を認めている。しかし、同調査によれば、76%の企業が IFRS の早期適用を望んでおらず、16%の企業がそれを

考慮するとし、8% が条件に合致しないと回答した。

図表 5-13 IFRS を早期適用する目的



出所：江[2009]，100 頁にもとづき作成したものである。

また、図表 5-13 に示すように、早期適用を考慮するとした 16%のうち、その目的は、35%が海外の親会社との連結財務諸表を作成するために必要とされるとし、30%が企業の指導的立場（リーダーシップ）を示すため、20%の企業がグローバルな業務管理の需要及び海外の競争相手との比較可能性を高めるためと回答した。

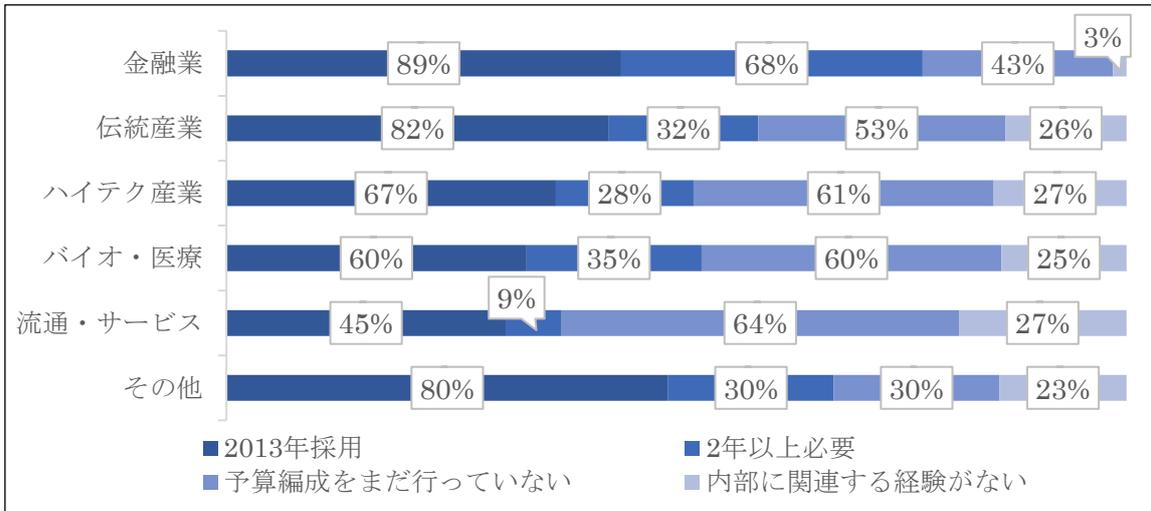
第 4 節 産業別・営業規模別の IFRS 導入

1. 各産業における IFRS 導入

同調査は各産業における IFRS 導入についても分析している。

図表 5-14 によると、流通・サービス業に比べ、金融業が IFRS 導入に対して最も積極的な態度を見せており、89%の CEO 及び CFO が IFRS 導入の正確な時期を把握しており、68%が導入を完了するまでに 2 年以上必要であると考えており、わずか 3%が内部に関連する知識や経験がないと回答している。54%の金融業にいたっては、関連する予算を評価し編成していると回答している。したがって、調査対象の産業界の中で最も積極的である。一方、流通・サービス業の IFRS 導入に対する態度は積極的ではなく、55%の CEO 及び CFO が IFRS 導入の時期を正確に把握しておらず、54%が IFRS 導入は 1 年以内に完了すると考えている上に、64%が関連する予算の評価・編成を未だに行っていないと回答している。このような回答結果の原因として、流通・サービス業は営業規模がそれほど大きくないこと、取引が単純なサービス業であることが挙げられる。また、機能通貨の問題がなく、システムの変更や更新の影響が比較的少ないため、積極度が比較的低いかもしれない（江 [2009]，102 頁）。

図表 5-14 各産業における IFRS 導入



出所：江[2009]，101 頁にもとづき作成したものである。

2. 営業規模の相違による IFRS 導入

同調査は営業規模の相違も考慮した分析を行っている。IFRS 導入の時期について、売上高 100 億以上の企業の 90%が IFRS 導入の正確な時期を把握しており、100 億以下の企業は 57%である（図表 5-4）。IFRS 導入の準備時間については、100 億以上の企業の 57%が 2年以上の準備期間を必要とし、100 億以下の企業の 72%が 2年以内の準備期間を必要とすると回答した（図表 5-5）。

一般的に、大企業は人的・物的資源が比較的豊富であり、中小企業は比較的少ない。したがって、中小企業は IFRS 導入による影響を慎重に評価しなければならない。なぜなら、IFRS 導入が経営管理及び業務に大きな影響を及ぼすからである。例えば、銀行の借入契約における契約条件は企業の財務比率に対して設定されており、IFRS 導入によって契約条件を変更するかどうか、借入条件に違反した場合、資金調達能力に影響を及ぼしたり、返済期限が繰り上げられる

IFRS 導入に際して直面する問題については、売上高 100 億以上の企業は、主要な課題は、IFRS に熟練した会計担当者の不足と訓練カリキュラム及び教材の欠如であるとし、100 億以下の企業は上記以外に、システムの導入を挙げている。また、IFRS 導入予算については、100 億以上の企業の 46%が関連する予算を編成していないのに対して、100 億以下の企業が 60%と高い（図 5-7）。100 億以下の企業は、IFRS 転換に必要な準備期間やどのような協力が必要かを慎重に評価しなければならない（江 [2009]，103 頁）。

第 3 節 むすび

本章では、IFRS 適用に際して台湾企業が直面すると想定されていた課題について考

察した。アンケート調査から明らかになったポイントは以下のとおりである。

- ① 主管機関の普及活動が有効に働き、IFRS 導入決定から短期間のうちに、約7割の CEO 及び CFO が IFRS 導入の正確な時期を把握していた。
- ② 7割強の CEO 及び CFO が IFRS 導入に1～3年を要すると考えている。
- ③ 9割の CEO 及び CFO が企業経営にとって IFRS 導入が重要性であることを認識している。
- ④ IFRS 導入に際して直面している問題として、「IFRS を熟知した会計担当者の不足」、「IFRS の訓練教材及びカリキュラムの不足」が挙げられた。
- ⑤ IFRS 導入に際して最も必要とされる資源及び支援として、「IFRS の訓練カリキュラム」、「IFRS 導入計画」、「中国語版 IFRS」が挙げられた。

第6章 公開企業全般におけるIFRS適用のエフェクト

第1節 はじめに

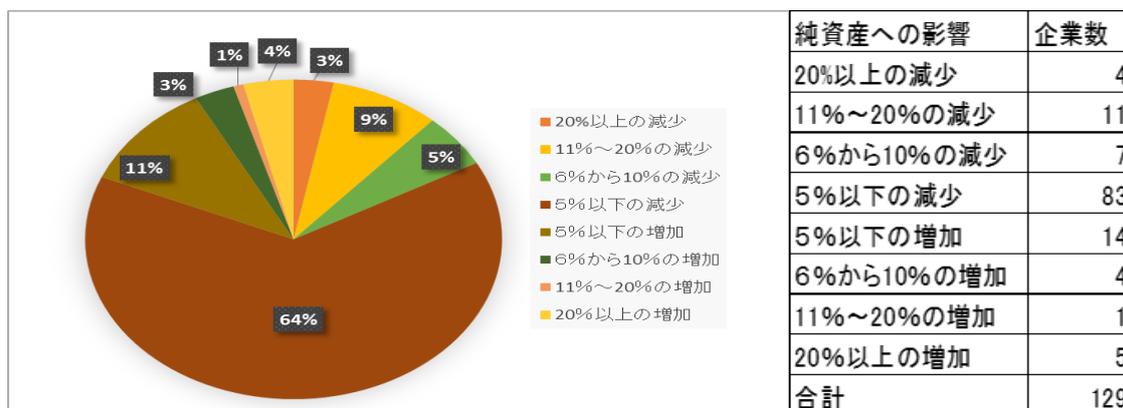
第2章において明らかにしたように、台湾においては、2013年から段階的に公開企業に対して、IFRSに準拠した財務諸表の作成が義務付けられた。ARDFは、企業のIFRS適用状況に関する投資者の理解を促す目的で、機関誌である『会計研究月刊』2013年1月号において、台湾公開企業において観察されたIFRS適用初年度のエフェクトとして、会計数値への影響とその要因について分析を行っている。当該分析の対象は、IFRS適用企業が公表した2012年第1四半期のTGAAPおよびIFRSそれぞれの会計基準に基づく財務諸表である。本章では、当該分析を取り上げ、台湾企業に対するIFRS適用のエフェクトとして、IFRS適用の会計数値への影響とその要因について考察する。

第2節 IFRS適用による会計数値へのエフェクト

1. 重大速報を公表した企業の状況

FSCは、IFRSへの変更によって資産および株価に重大な影響を及ぼすと企業が判断した場合には、TSEのウェブページにおいてその旨を公表しなければならないとしている。当該規定に従い、2012年第1四半期の財務諸表公表後に、136社のTSE上場企業、54社のGTSM上櫃企業、10社のGTSM興櫃企業が重大速報を公表し、IFRS適用による財務諸表への重大な影響について説明している。重大速報を公表したTSE上場企業における純資産への影響は、図表6-1に示すとおりである¹。

図表6-1 重大速報を公表した企業のIFRS以降日における純資産の影響



出所：荘 [2013]，61頁にもとづき作成したものである。

¹ 図表6-1からは、純資産への影響額または影響の原因について明示していない企業は除かれている。

重大速報を公表した企業は、約 2,000 社の台湾公開企業のうちの 10%であり、図表 6-1 によると、当該企業の約 75%は、純資産への影響を 5%以下とする。また、136 社の TSE 上場企業のうち、多数が純資産の減額調整を実施しており、影響を与えた項目の 90%は従業員給付の認識である（荘 [2013] , 60 頁）。次に、純資産に影響を与えた諸項目について具体的に取り上げる。

2. 純資産に影響を与えた項目

企業の純資産に重大な影響を与えた主な項目は、従業員給付、長期請負工事契約、不動産・投資不動産の再評価、カスタマー・ロイヤリティ・プログラムおよびオペレーティング・リースの 5 つとされる（荘 [2013] , 64-65 頁）。以下で各々について説明する。

(1) 従業員給付

従業員給付に関する TGAAP と IFRS との調整項目として、旧制度の退職給付、有給休暇引当金が挙げられ、全産業において影響が観察されている。

台湾において、2012 年当時は、新制度の退職給付金と旧制度の退職給付金が混在しており、従業員が旧制度の退職給付を選択した場合、将来支払う従業員退職給付を毎年損益に計上しなければならない。従来、TGAAP (SFAC 第 18 号) にもとづき、算定した損益は部分的に繰り延べることが容認されていた。IFRS 適用後も類似した方法が容認されているものの、算定の細部におよぶ規定が異なっており、その規定を遡及調整しなければならない。遡及調整はかなり大変なプロセスであるため、容認された企業は、移行日に、過去に繰り延べた未認識損益をいったん留保利益に振替え、IFRS にもとづく新たな方法で認識している（荘 [2013] , 64 頁）。一方、TGAAP においては、有給休暇引当金に関する規定はない。IFRS (IAS 第 19 号) によれば、累積型有給休暇については従業員の勤務期間内で引当金を見積り計上し、非累積型有給休暇については従業員の権利行使時に費用計上する。したがって、IFRS 移行日に純資産を減少させることになる。

(2) 長期請負工事契約

長期請負工事契約について、TGAAP (SFAC 第 11 号) によると、工事進行基準により収益・費用を認識してきたが、IFRS (IAS 第 11 号) によると、すべての工事契約に工事進行基準が認められるわけではない。工事着工前または工事のプロセスにおいて、買い手が主要な工事構造の設計を変更する権利を有している病院または工場倉庫などの場合は長期請負工事と見做すことができる。一方、個々の買い手の要求に応じて設計の変更ができない一般住宅（マンション）は長期工事契約ではなく物品販売と見做し、IAS 第 18 号が適用される。したがって、建設業においては、2012 年の IFRS 移行日に、未完成の工事でカスタマイズできない工事契約については、移行日において、すでに認識された収益を留保利益から控除し、工事完成後に収益認識しなければならない。

(3) 不動産・投資不動産の再評価

IFRS 移行により純資産および株価に重大な影響を受けたと判断した企業のうち 10% は、IFRS 移行日に不動産の再評価を選択している。不動産のうち、土地は商業会計法の規定に基づき公示価格によって再評価され、その他の事業目的不動産は税務当局に申請する評価方法により再評価されてきた。一方、投資不動産は、発行人財務報告作成基準にもとづき、貸出しの状態が継続し、中長期的に安定してキャッシュ・フローが見込まれる十分な証拠の提示をもって、IFRS 移行日の公正価値が原価として容認される。建設業や金融業と同様に、家賃収入や価値増加による利益を目的として企業が保有する固定資産も、貸出し状態が継続するならば、固定資産から投資不動産に区分を変更し、公正価値で評価される。したがって、建設業、金融業および産業全般において、純資産の増加が観察された（註 [2013] , 65 頁）。

(4) カスタマー・ロイヤリティ・プログラム

カスタマー・ロイヤリティ・プログラムは、「企業の商品または役務を購入するインセンティブを顧客に与えるために企業が利用している。顧客が商品または役務を購入した場合に、企業が顧客に特典クレジット（「ポイント」と呼ばれることが多い）を与える。顧客は、その特典クレジットを無償または割引価格の商品または役務などの特典と交換することができる」（IASB [2007], par.1 ; IFRS 財団 [2010], IFRIC 解釈指針第 13 号, パラグラフ 1）ものである（註 [2013] , 65 頁）。TGAAP においては、カスタマー・ロイヤリティ・プログラムに関する規定はない。一方、2007 年 6 月に公表された IFRIC 解釈指針第 13 号「カスタマー・ロイヤリティ・プログラム」において、IAS 第 18 号「収益」第 13 項を適用し、次のように会計処理することが規定されている。すなわち、「特典クレジットを、それらが付与された販売取引（当初の売上）の独立した識別可能な構成要素として会計処理しなければならない。当初の売上に関して受領したかまたは受領し得る対価の公正価値は、特典クレジットと当該販売のその他の構成要素との間で配分しなければならない。」（IASB [2007], par.5 ; IFRS 財団 [2010], IFRIC 解釈指針第 13 号パラグラフ 5）

したがって、企業はポイントを付与した商品を販売または役務を提供した場合、収益のうち、ポイント部分を繰り延べ、顧客が実際にポイントを使用した場合に収益として認識される。したがって、航空業、銀行業、小売業（百貨店）では、過去に収益として認識したポイントのうち、顧客が当該ポイントを使用していない部分は留保利益から控除しなければならない。純資産の減少が観察された（註 [2013] , 65 頁）。

(5) オペレーティング・リース

小売業における店舗賃貸借契約は通常長期間にわたる契約であり、契約締結時に、リース料が契約の初期に比較的少額で、次第に増加していく場合、レシーは開店初期に多額の現金を流出する必要がなく、このような契約は長期リースの誘因につながる。オペレーティング・リースに関して、TGAAP (SFAC 第 2 号) においては、契約初期にリース料を低く認識し、その後の逡増が容認されている（註 [2013] , 65 頁）。一方、IFRS (IAS

第 17 号) においては、リース料は、他の規則的な方法により利用者の便益の時間的パターンがより良く表される場合は別として、リース期間にわたり定額法によって費用として認識しなければならない (IASB [2003], par.33 ; IFRS 財団 [2010], IAS 第 17 号, パラグラフ 33)。したがって、従来、リース期間の初期にはリース費用を低く認識し、費用を次第に増加させてきたが、IFRS によると、このような店舗のリース契約は、全リース期間にわたって毎期発生するベネフィットと同じく、毎期均等にリース費用を認識しなければならない。したがって、IFRS 移行日に過去に計上したリース費用に関して留保利益を調整しなければならない。純資産が増加するか減少するかは、リース期間のどの段階にあるかに依存している。

図表 6-2 は、IFRS 適用により純資産に影響を与えた主な項目を整理したものである。

図表 6-2 IFRS 適用により純資産に影響を与えた主な項目

項目	主な産業	純資産の増減	TGAAP	IFRS
従業員給付	全産業	減	未認識債務を平均残存勤務年数にわたり定額法で償却。	未認識債務を OCI に計上。
長期請負工事契約	建設業	減	工事進行基準	買い手が主要な工事構造の設計を決定・変更する権利を有する場合を除き、工事完成基準。
不動産・投資不動産の評価	建設業 金融業 一般産業	増	不動産については、商業會計法に基づき公示価額による再評価が可能。投資不動産については、規定なし。	公正価値評価が可能。ただし、配当制限あり。
カスタマー・ロイヤリティ・プログラム	航空業 銀行業 百貨店	減	規定なし。	販売価額のうちポイントに対応する収益を繰り延べ、ポイント利用時点で収益を認識。
オペレーティング・リース	小売業	増・減	契約初期にリース費用を低く認識し、その後の通増を容認。	定額法

出所：荘 [2013] , 64-65 頁を参照して作成したものである。

第 3 節 「台湾 50」における IFRS 適用の会計数値へのエフェクト

「台湾 50」とは、TSE 上場銘柄のうち、時価総額および流動性が最も高い株式 50 銘柄で構成される指標である。図表 6-3 は、「台湾 50」構成企業における純資産、純利益および 1 株当たり利益に対する IFRS 適用の影響を示したものである。これによれば、純資産調整比率および純利益調整比率の平均は、各々 0.86% および 6.45%、1 株当たり利益変動平均

額も 0.09 元，大多数が 0.5 元以下であることから IFRS 適用による会計数値への影響は軽微であったといえる。

荘 [2013] における分析によれば，TGAAP と IFRS との調整額が比較的大きい企業の原因は，長期請負工事の収益認識規準が，工事進行基準から工事完成基準への変更に起因するとされている（荘 [2013] ， 62 頁）。

図表 6-3 台湾 50 における純資産，純利益の IFRS 調整額（2012 年第 3 四半期）

社名	純資産調整額 (千元)	純資産調整比率	純利益調整額 (千元)	純利益調整比率	1 株当たり利益 変動額 (元)
臺泥	137,974	0.11%	(93,974)	-1.24%	(0.025)
亜泥	59,501	0.06%	(832,836)	-15.87%	(0.258)
台塑	(1,501,776)	-0.67%	123,756	1.05%	0.002
南亞	(4,432,673)	-1.72%	(1,408,983)	-52.7%	(0.179)
台化	(2,781,502)	-1.03%	190,530	4.34%	0.033
遠東新	(574,862)	-0.34%	(3,351,373)	-27.32%	(0.066)
台肥	(1,886,108)	-3.67%	855,868	44.56%	0.087
中鋼	(2,222,901)	-0.74%	15,961	0.40%	0.001
裕隆	(206,305)	-0.28%	(74,645)	-2.34%	(0.047)
和泰車	(129,528)	-0.39%	13,589	0.21%	0.025
光寶科	(288,452)	-0.33%	(139,540)	-2.06%	(0.061)
聯電	77,920	0.04%	(1,303,881)	-25.42%	(0.568)
台達電	(189,138)	-0.20%	(559,993)	-4.21%	(0.232)
日月光	(1,172,236)	-1.08%	(11,068)	-0.12%	(0.001)
仁寶	(873,685)	-0.77%	(37,334)	-0.65%	(0.008)
矽品	(26,001)	-0.04%	(36,159)	-0.89%	(0.012)
台積電	(2,058,740)	-0.30%	125,545	0.10%	0.005
宏碁	(1,164,171)	-1.48%	307,757	67.99%	0.109
華碩	(303,424)	-0.25%	(127,518)	-0.77%	(0.019)
廣達	(3,659,048)	-2.92%	109,159	0.61%	0.028
友達	(1,459,944)	-0.83%	(168,378)	0.39%	(0.019)
中華電	(2,543,948)	-0.70%	663,133	2.08%	0.085
聯發科	(238,766)	-0.14%	288,705	2.68%	0.214
可成	410,119	0.72%	(65,294)	-1.04%	(0.087)
宏達電	(106,975)	-0.14%	17,740	0.11%	0.021
彰銀	6,633,016	6.43%	(324,869)	-4.31%	(0.045)

華南金	(1,768,384)	-1.35%	40,161	0.54%	0.005
富邦金	6,623,609	2.25%	(580,512)	-2.55%	(0.061)
國泰金	3,740,525	1.52%	311,530	2.40%	0.029
開發金	(3,771,895)	-2.31%	35,139	0.78%	0.002
兆豐金	(1,159,561)	-0.55%	(76,085)	-0.43%	(0.007)
永豐金	(950,101)	-0.98%	135,551	1.82%	0.018
中信金	(1,310,338)	-0.67%	77,769	0.50%	0.006
第一金	(2,413,765)	-1.80%	105,969	1.18%	0.013
大立光	(51,098)	-0.25%	921	0.03%	0.007
台哥大	(212,301)	-0.45%	(49,719)	-0.44%	(0.015)
緯創	506,966	0.83%	387,985	7.95%	0.177
F-TPK	(1,319,265)	-3.95%	337,918	3.86%	1.033
F-晨星	(67,017)	-0.22%	9,893	0.28%	0.019
遠傳	(251,484)	-0.35%	56,155	0.68%	0.017
合庫金	(5,070,959)	-3.41%	(98,994)	-1.54%	(0.012)
台塑化	(577,461)	-0.28%	(2,580)	-0.33%	(0.000)

出所：荘 [2013]，63 頁にもとづき作成したものである。当該図表は、台湾 50 の企業のうち、2012 年第 3 四半期の IFRS による財務諸表を公開した 42 社のデータを用いて作成されたものである。各社のデータは、台湾証券取引所の公開資訊觀測站 (<http://mops.twse.com.tw/mops/web/index>) から入手されたものである。

第 4 節 むすび

本章では、台湾公開企業において観察された IFRS 適用初年度のエフェクトとして、会計数値への影響とその要因について考察した。IFRS への移行により純資産および株価に重大な影響を受けたと判断する企業は公開企業の 10%に過ぎず、その純資産への影響も 5%以下である場合が多数を占めていた。また、全産業において、IFRS 適用の影響が観察された項目は、従業員給付のみと限定的であるといえよう。さらに、「台湾 50」構成企業における IFRS 適用の影響も軽微であった。そこで、第 7 章および第 8 章では、公開企業全般において観察されたこのような事実を、個別事例を分析することにより確認する。

第7章 TSMCの事例

第1節 はじめに

序章においても述べたように、台湾においては、すべての公開企業に対してIFRSが強制適用されたものの、企業属性、すなわち、海外で上場する企業や外国人投資家比率の高い企業と、ローカル市場のみに上場し、外国人投資家比率が極めて低い企業、株式流動性の低い企業とでは、IFRS適用の影響は異なると考えられる。台湾におけるIFRSの政策的あるいは戦略的適用方法として、グローバルに資金調達するハイテク企業に経済的・人的資源を先行投資し、IFRSを成功裏に適用させ、その適用事例を広く公開し、すべての公開企業のスムーズなIFRS適用を促進していると捉えることができる。そこで、本章では、前者の事例として、台湾を代表するハイテク企業（台湾積体回路製造：以下、TSMC）¹を取り上げ、IFRS適用のエフェクトとして、定量的及び定性的なコスト・ベネフィットを抽出することを試みる。TSMCは、規制当局によるIFRS適用支援の一環として、大手監査法人の支援のもとIFRSを先行適用し、そのプロセス等が公開された企業である。事例分析においては、主に規制当局のウェブ上で紹介されたIFRS適用報告書及び年次報告書等を利用した。

第2節 TSMCの概要

TSMCは1987年に設立された世界最大の半導体専門ICファウンドリー²であり、台湾・新竹サイエンスパーク内に本社を構え、生産業務、顧客管理・技術サービス業務及び投資業務等を担う子会社として、台湾国内の他に、アメリカ、カナダ、ドイツ、オランダ、日本、中国、韓国、英領ヴァージン諸島及びケイマン諸島とグローバルに展開する（図表7-1を参照されたい）。

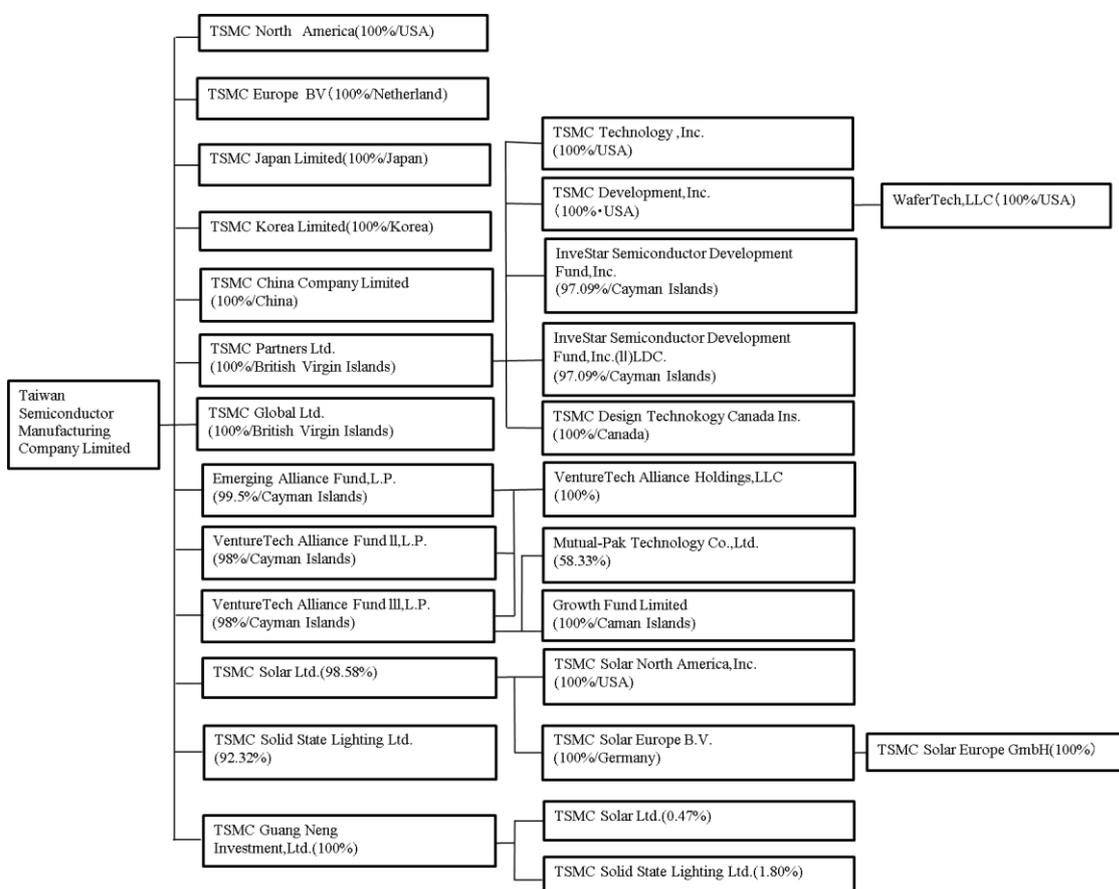
TSMCは、図表7-2に示すように、2013年においては、世界で約50%のシェアを誇っている。台湾政府の産業政策のもとに、工業技術研究院からスピノフし成功した企業である。

¹ TSMCは、台湾証券取引所及びグレート証券市場が台湾大学に委託し、ハイテク・金融・保険4社（穎台科技、上緯企業、兆豊国際商業銀行及び元大証券）とともに、IFRS適用プロセス等が2011年に分析され、IFRS先行適用事例として公表されている（臺灣證券交易所股份有限公司・財團法人中華民國證券櫃檯買賣中心 [2011]）。また、FSCのウェブサイトにおいても、TSMCと漢民微測科技のIFRS適用事例が成功事例として公表されている（金融監督管理委員会「我國成功導入IFRSs座談會」）。

² ファウンドリーとは、自社ブランドを持たず、他社から半導体の製造委託をうけるビジネスである（朝元照雄 [2014]、3頁）。

台湾ハイテク企業の戦略について論じた朝元 [2014] においては、ハイテク業界における競争環境について、次のように述べられている。「現在、企業間競争がますます激化し、十分な資金による設備投資及び先端技術を擁することは不可欠な条件であり、業界での勝敗を左右する。ライバル他社の参入は、短期的には TSMC の運営に影響を及ぼしたが、長期的に見ると、資金や技術は他のライバルに優れ、依然として競争力の優勢を保っている」(朝元 [2014], 5 頁)。このような業界環境のもと、TSMC は 台湾証券取引所 (TWSE), ニューヨーク証券取引所 (NYSE) に上場している。

図表 7-1 TSMC の連結対象子会社



* () 内は持株比率及び台湾以外の所在国を表す。

出所 : TSMC(I) [2014], P.121 及び TSMC(II) [2014], pp.17-18 にもとづき作成したものである。

図表 7-2 ファウンドリー各社の売上ランキング（2013 年）

順位	企業名	国・地域	売上高（億米ドル）	売上高シェア（%）
1	TSMC	台湾	198.50	46.3
2	Global Foundries	アメリカ	42.61	9.9
3	UMC	台湾	39.59	9.2
4	Samsung	韓国	39.50	9.2
5	SMIC	中国	19.73	4.6
6	Powerchip	台湾	11.75	2.7
7	Vanguard	台湾	7.13	1.7
8	Huahong Grace	中国	7.10	1.7
9	Dongbu	韓国	5.70	1.3
10	Tower Jazz	イスラエル	5.09	1.2
11	IBM	アメリカ	4.85	1.1
12	Magnachip	韓国	4.11	1.0
13	Win	台湾	3.54	0.8
	全体		428.40	100.0

出所：IC Insights にもとづき作成したものである。

第3節 IFRS 適用のベネフィット

FSC は、IFRS を台湾上場企業に対して強制適用した目的について、世界各国の IFRS アドプションの現状、国内企業と国際企業の財務報告の比較可能性の強化、台湾資本市場の国際競争力の向上及び外国資本の投資促進を挙げている。TSMC は自社の IFRS 適用のベネフィットとして、具体的に次の 4 点を挙げている（許晁熙 [2013]、7 頁）。

①財務の透明性向上

TSMC では、外国人投資家が 70%以上の株式を保有しており、IFRS による財務情報は外国人投資家に対して企業の経営成績に関する理解を促すだけでなく、外国人投資家の財務諸表への信頼性を高める。

②2種類の会計基準を適用することに係るコスト削減

従来 TSMC は TGAAP と USGAAP を適用していたため、企業内部に2種類の財務諸表を備えておく必要があり、両基準に精通した人材を養成しなければならなかった。IFRS 適用後は、財務諸表を作成する人的資源を減らすことができる。

③米国証券監督委員会（SEC）に報告するファイルの削減

IFRS 適用の財務諸表の作成後、限定的な調整を行い、F20 に転換するだけで、USGAAP との調整表を提出する必要がない。

④内部管理報告書の統合

2012 年まで地域や法域ごとに管理報告書のデザインが異なっていたが、IFRS 導入プロジェクトを利用して統合する機会を得て、効率を高めることができる。

①にいう財務の「透明性」とは、企業の環境変化に関する情報を財務諸表に取り込むことであるといえる（浦崎 [2011]，86 頁）。金融・資本市場のグローバル化を背景に、伝統的な取得原価主義会計のもとでの会計数値は、企業の環境変化に関する情報を十分に取り込むことができない。IFRS は、経済的実質主義（substance over form）という観点から、金融財を中心とした経済事象に対して、資産負債アプローチに基づく公正価値を測定の基礎とする。したがって、取得原価では測定されないマーケットベースの評価を貸借対照表の資産と負債に反映することが可能となる³。台湾においては、一部の上場企業（資本金 5 千万新台幣ドル以上）に IFRS を早期適用した 2012 年当時は金融商品を除き公正価値が認められていなかったが、2014 年 1 月 1 日より投資不動産に関しては公正価値が選択できるようになった。公正価値を採用している産業は、TSMC が属する IT 産業、百貨店などの小売業、金融機関である（小津他 [2015]，107 頁）。

また④については、上述したように、TSMC は、台湾国内以外にも生産業務、顧客管理・技術サービス業務及び投資業務等を、北米、欧州、アジアにわたってグローバルに展開しており、IFRS 適用によりグループ全体の管理の効率化が図れる。

第 4 節 IFRS 適用プロセス

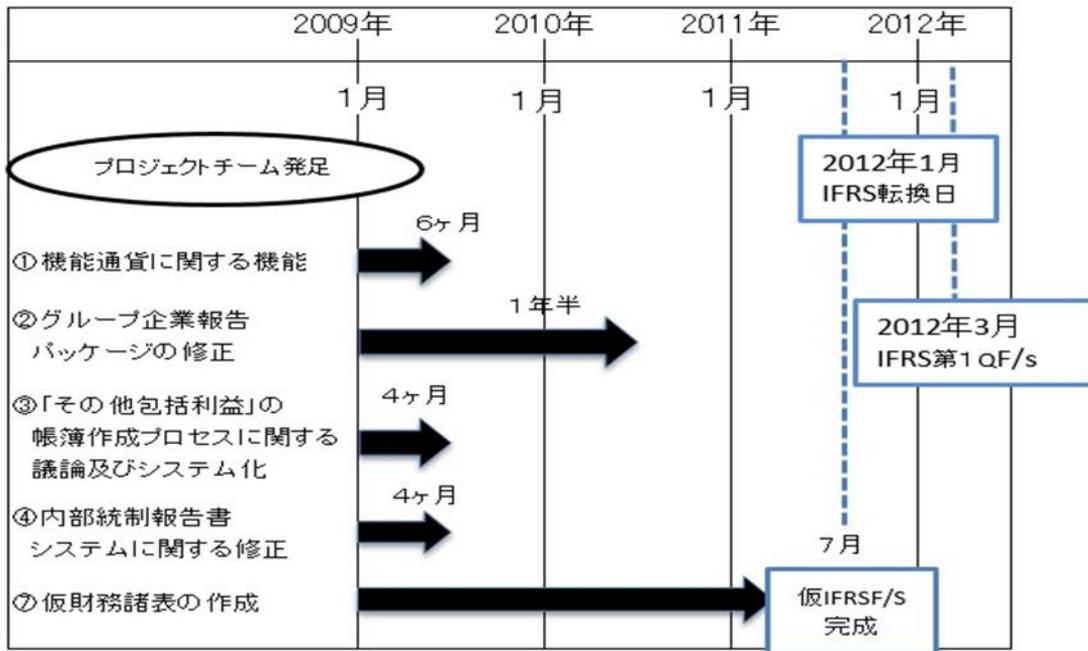
1. プロジェクトチームの編成とスケジュール

TSMC は、IFRS の適用を 3 年間にわたる全社的に最も重要な目標の一つに掲げ、CFO をリーダーとして 2009 年にプロジェクトチームを編成した。プロジェクトチームの特徴は、専門職員の配置と全社横断的なチーム編成及び適切な外部コンサルタントの選定である。

会計部門はプロジェクトの計画と実行に責任を負う専門職員を指名し、財務、情報、人事、監査及び法務等の関連部門の職員と協力してプロジェクトチームを編成した。さらに、外部コンサルタントとして、IFRS に関する専門知識を有し、TSMC を十分に理解していることから、顧問会計士を選定した。プロジェクトの主なスケジュールは図表 7-3 の通りである。

³ 金融・資本市場のグローバル化による企業環境の変化を背景とした公正価値会計の生成と展開については、浦崎 [2002] において論じられているので参照されたい。

図表 7-3 プロジェクトのスケジュール



出所：許晁熙 [2013]， 4-5 頁にもとづき作成したものである。

図表 7-3 に示すように、まず、2009 年プロジェクトチームが組織され、具体的に次のような作業が実施された。

- ①機能通貨に関する議論（6 カ月）
- ②グループ企業報告パッケージの修正（1 年半）
- ③「その他包括利益」の帳簿作成プロセスに関する議論及びシステム化（4 ヶ月）
- ④内部統制報告書システムに関する修正（4 ヶ月）
- ⑤比較対象期間の財務情報の準備
- ⑥部門間にわたる会計基準の差異分析

公報及び解釈令にある取引のサイクルを 13 に分割し、会計士、会計部門及び関連する業務部門の担当者（財務・業務・人的資源等）を組み合わせたワーキンググループを編成し、取引の経済的実質及び会計処理方法を分析し、当該取引に適用する会計基準に差異があるかどうかについての判断が行なわれた。

⑦仮財務諸表の作成

ワーキンググループは、財務諸表の作成を IFRS 導入プロジェクトの最も困難な作業とみなし、仮財務諸表が作成できれば、IFRS 報告作業プロセスが完成したことをテストすることができるとする。作業のプロセスで利用した資源や注意事項は次の通りである（許晁熙 [2013]， 5 頁）。

- ・台湾証券取引所が開催する「IFRS 包括的採用の事例研究計画」に参加し、2011年7月に仮財務諸表を完成させた。
- ・EUでIFRSを適用した半導体企業の財務諸表を参考に財務報告の様式を確立する。
- ・IFRSは脚注開示項目が多いため、仮財務諸表を作成するには、脚注開示が整っているかどうかを確認すべきである。
- ・仮の財務諸表作成プロセスにおいて問題が生じた場合には、速やかに会計士及び主管機関に報告すべきである。

2. 外部資源の活用

FSC及びARDFは、台湾企業のIFRSへのスムーズな移行を促すため、IFRSサービスセンターの設置や講座の開催等の支援に取り組んでいる（仲尾次 [2012], 85-86頁）。

TSMCもIFRS適用のプロセスにおいて、SFCやARDFによる次のような支援を利用した（許 [2013], 5頁）。

・IFRS 講座

IFRS講座に定期的に参加し、IFRSの新しい知識を吸収し、最新の法令の動向を把握し、主管機関や会計学者との意見交換を行った。

・IFRS サービスセンター

IFRS導入プロセスで生じた問題は、SFCが設けたIFRSサービスセンターに電話やEメールで問い合わせる。

・IFRS 問答集

問答集は財務諸表を作成する際に最も重要な参考ツールであり、会社内部の教材としても最も優れている。

また、社員を能力に応じて3段階に区分し、各段階に応じた訓練を行なった（許 [2013], 6頁）。

- ・初級：Eラーニング及びオンラインでのテスト
- ・中級：外部専門家による研修
- ・上級：27テーマに関するセミナー

3. 利害関係者とのコミュニケーション

各国におけるローカルGAAPからIFRSへの転換において重要なことは、転換による財務数値への影響を、利害関係者に理解してもらうことであると考えられる。TSMCは、IFRS適用プロジェクトの一環として、各利害関係者と次のような情報共有を行なっている（許 [2013] 6頁）。

①部門長

IFRS 導入プロセスで生じた会計基準の差異及びその財務諸表への影響額を関連する部門長に速やかに通知し、適切に対応する。

②理事会・監査委員会

プロジェクトの進捗状況、重大な会計方針の評価及び検討結果を定期的に報告する。

③株主

定期会社説明会において、IFRS と TGAAP の主要財務諸表の調整表、重要な会計基準の差異の説明の補足表を提供するとともに、IFRS 採用の財務諸表における重要科目の影響及び重要な財務比率の変化を説明する。

④銀行

「包括損益計算書」と TGAAP による損益計算書の主要な差異、「その他の包括利益」の定義と経済的意義、「一株当たり利益」の算定にその他の包括利益を含めないことを説明する。

第5節 IFRS 適用による会計数値への影響

2013 年より IFRS を強制適用した台湾上場企業は、IFRS 第1号に基づき、2012 年1月1日を IFRS 移行日として、2012 年は TGAAP から IFRS への移行の影響を調整表として公表することが義務付けられる。本節では、IFRS と TGAAP の主要な差異、IFRS 初度適用における免除項目を示した上で、TSMC が公表した調整表を用いて、IFRS 適用による会計数値への影響について分析する。

1. IFRS と TGAAP の主要な差異

TSMC における IFRS 適用による会計数値への影響を分析するにあたり、まず、IFRS と TGAAP の主要な差異8項目について図表 7-4 において整理する。

図表 7-4 IFRS と TGAAP の主要な差異

項目	IFRS	TGAAP
返品調整等引当金	その他の流動負債に記載	売上債権から控除
繰延税金資産・負債	非流動資産または負債に分類	実現が予想される期間に基づき流動または負債に分類
	その他の包括利益のマイナス項目とし	確定給付型制度による数理計算上の損

年金	て認識され、未処分利益に反映	失は、費用として繰延べられ、従業員の 予想平均勤務残余年数にわたって償却
持分比率の減少による被投資 会社の持分の変動	特定の要件を満たせば、処分損益	資本剰余金に記載
リース資産・遊休資産	土地、工場及び設備に記載	その他の非流動資産に記載
技術提供収益	営業収益	営業外収益
その他の収益・費用 (賃貸料収入・有形固定資産売 却損益)	取引の本質に応じてその他の営業収 益・費用として記載	営業外収益・費用として記載
その他の包括利益 (為替換算調整勘定、その他の 有価証券評価差額金、持分法適 用会社による持分相当額、従業 員給付にかかる数理計算上の 差異)	株主以外との取引による持分の変動を 含む。	—

出所：TSMC, Major Differences between T-IFRS and R.O.C.GAAP for TSMC をもとに作成したものである。

2. IFRS 初度適用における免除項目

ローカル GAAP を適用している企業が IFRS を初めて適用する際には、原則として IFRS の規定を遡及適用する必要があるが、IFRS 第1号により、遡及適用する便益に比して負担が過度に大きくならないように、特定項目については遡及適用を免除する規定が設けられている。企業にとって、IFRS 第1号を活用し、いかに効率的に TGAAP から IFRS に移行するかが重要となってくる⁴。

TSMC は初度適用において次のような免除項目を利用している (TSMC [2013])。

①企業結合

2012年1月1日以前に発生した企業結合について、IFRS 第3号「企業結合」を遡及適用せず、開始財政状態計算書において、過去の企業結合により発生したのれんを、2012年1月1日の TGAAP に基づく帳簿価額とした。

②従業員給付

⁴ 范・許 [2013] の分析によれば、台湾の電子産業において、投資家は持分の調整に対して著しくプラスに反応しており、とりわけ持分の調整は IFRS 第1号による適用免除項目数と著しくプラスの関係があることを示していた。

2012年1月1日における数理差損益の累積額の全額を、利益剰余金に一括して認識し、確定給付債務の現在価値、年金資産の公正価値、年金剰余額または不足額、実績による修正は、移行日より将来の各会計期間において決定する。

③株式に基づく報酬

2012年1月1日以前に権利が認められ付与された株式に基づく報酬について、IFRS第2号を遡及適用しない。

3. 財務諸表

上述したIFRSとTGAAPの主要な差異及びIFRS初度適用における免除項目を前提として、図表7-5から図表7-7において、2012年度のTSMCの財政状態計算書、包括利益計算書及びキャッシュ・フロー計算書を掲載する。なお、IFRSとTGAAPによる金額の差異については、表示差異と認識・測定差異とに区別している。また、各計算書に続いて記載した差異の要因については、TSMCの説明を翻訳したものである。

図表7-5 財政状態計算書（2012/12/31）（単位：10億台湾ドル⁵）

	TGAAP	表示差異	認識・測定 差異	IFRS	備考
資産					
流動資産					
現金及び現金同等物	\$ 143.41	—		\$ 143.41	
売却可能金融商品	7.51	—		7.51	
売上債権	52.09	6.04		58.13	①
棚卸資産	37.83	—		37.83	
その他の流動資産	11.45	(8.00)		3.45	②
流動資産合計	252.29	(1.96)		250.33	
非流動資産					
長期投資	65.79		(0.07)	65.72	③
有形固定資産	617.53	0.03		617.56	④
無形資産及びその他の非流動資産	19.43	0.35	7.97	27.75	⑤
非流動資産合計	702.75	0.38	7.9	711.03	
資産合計	\$ 955.04	\$ (1.58)	\$ 7.9	\$ 961.36	

⁵ 台湾ドルの2012年3月31日の終値は1ドル2.99円であった。

負債及び株主持分					
流動負債					
短期借入金	34.72	—		34.72	
買掛金	15.24	—		15.24	
未払金	44.83	—		44.83	
未払費用及びその他の流動負債	47.52	6.04		53.56	①
社債及び長期借入金	0.13			0.13	
流動負債合計	142.44	6.04		148.48	
非流動負債					
社債	80.00	—		80.00	
その他の非流動負債	6.84		2.95	9.79	
非流動負債合計	86.84		2.95	89.79	
負債合計	229.28	6.04	2.95	238.27	⑥
株主持分					
株式資本	259.25			259.25	
資本剰余金	56.14		(0.46)	55.68	⑦
法定資本準備金	115.82			115.82	
特別資本準備金	7.61			7.61	
利益剰余金	287.18		(2.19)	284.99	⑧
その他	(2.79)			(2.79)	
親会社所有者に所属する持分	723.21		(2.65)	720.56	
非支配持分	2.55		(0.02)	2.53	
株主持分合計	725.76		(2.67)	723.09	
負債及び株主持分合計	\$ 955.04	6.04	0.28	\$ 961.36	

出所：TSMC, Major Differences between T-IFRS and R.O.C.GAAP for TSMC.

まず、財政状態計算書の差異の要因として、次の点があげられる。

- ①返品調整引当金等が流動資産からその他の流動負債に再分類されたため、売上債権が6.04(10億台湾ドル)増加した。
- ②繰延税金資産が非流動資産に再分類されたため、その他の流動資産が8(10億台湾ドル)減少した。
- ③IFRSを適用した持分法により長期投資が減少した。
- ④他に供されたリース資産及び遊休資産が、その他の非流動資産から、有形固定資産に再

分類された。

⑤主に繰延税金資産 8(10 億台湾ドル)が流動資産の再分類され、従業員年金制度の数理計算上の差異に関連する 0.35(10 億台湾ドル)の繰延税金資産が認識された。

⑥従業員年金制度の数理計算上の差異が認識された。

⑦ 披投資会社の持分法による持分比率の変動による資本剰余金から利益剰余金への再分類を反映した減少である。

⑧主に従業員年金制度にかかる数理計算上の差異（純税インパクト）2.6(10 億台湾ドル)によるが、0.46(10 億台湾ドル)は資本剰余金と相殺されている。

図表 7-6 包括利益計算書(2012) (単位：10 億台湾ドル)

	TGAAP	表示差異	認識・測定 差異	IFRS	備考
純収益	\$ 506.25	0.50		\$ 506.75	①
収益原価	(262.65)		0.04	(262.61)	②
総利益	243.60	0.50	0.04	244.14	
営業費用					
研究開発費	(40.40)		0.02	(40.38)	②
販売費・一般管理費	(22.14)		0.01	(22.13)	②
営業費用合計	(62.54)		0.03	(62.51)	
その他の利益及び費用		(0.45)		(0.45)	
営業利益	181.06	0.05	0.07	181.18	③
営業外収益及び費用		0.12			
持分法による投資利益	2.03	0.04		2.07	④
その他の利得及び損失	(1.53)	(0.05)		(1.58)	①③
営業外利益及び費用合計	0.50	(0.01)		0.49	
税引前利益	181.56	0.11		181.67	
法人税	(15.60)	0.05		(15.55)	⑤
当期純利益	165.96	0.16		166.12	
その他の包括利益		4.26		4.26	⑥
包括利益	\$ 165.96	4.42		\$ 170.38	
包括利益の帰属					
親会社の所有者	166.16	0.16		166.32	

非支配持分	(0.20)	—		(0.20)	
	\$ 165.96	0.16		\$ 166.12	

出所：TSMC, Major Differences between T-IFRS and R.O.C.GAAP for TSMC.

つづいて、包括利益計算書の差異の要因として、つぎの点があげられる。

- ①技術サービス収入を含めたため、売上収益が0.5(10億台湾ドル)増加した。
- ②IFRSによれば、従業員年金制度の数理計算上の差異が費用として償却されない。
- ③主に遊休資産の減損を営業外損益から再分類したことによる。
- ④持分法による投資修正額。
- ⑤法人税修正額。
- ⑥その他の包括利益は主に、9.53(10億台湾ドル)のその他の有価証券評価差額金、4.32(10億台湾ドル)為替換算調整勘定、0.68(10億台湾ドル)の従業員年金制度にかかる数理計算上の差異、0.33(10億台湾ドル)の繰延税金資産の修正が相殺されている。

図表 7-7 キャッシュ・フロー計算書(2012) (単位：10億台湾ドル)

	TGAAP	差異	IFRS	備考
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前当期純利益		181.68	181.68	①
当期純利益	165.96	(165.96)		①
減価償却費及び償却費	131.35	—	131.35	
関連会社及びジョイントベンチャーの持分利益	(2.03)	(0.04)	(2.07)	
法人所得税支払額		(11.31)	(11.31)	①
繰延税金	0.57	(0.57)		①
運転資本及びその他の変動	(6.78)	(7.90)	(14.68)	①②③④
営業活動からの現金純額	289.07	(4.10)	284.97	
投資活動によるキャッシュ・フロー				
利息受取額		1.72	1.72	②
配当金受取額		2.16	2.16	②
有形固定資産の取得	(246.14)	—	(246.14)	
市場性ある金融商品の取得	(31.53)	—	(31.53)	
原価評価される金融資産の取得	(0.06)	—	(0.06)	
有形固定資産の売却	0.16	—	0.16	

市場性ある金融商品の売却	3.68	—	3.68	
原価評価される金融資産の売却	0.35	—	0.35	
その他	0.34	—	0.34	
投資活動において使用された現金純額	(273.20)	3.88	(269.32)	
財務活動によるキャッシュ・フロー				
短期借入金の増加	8.79	0.96	9.75	③
社債発行	62.00	—	62.00	
社債償還	(4.50)	—	(4.50)	
利息支払額		0.74	(0.74)	④
普通株式に対する配当金支払額	(77.75)	—	(77.75)	
その他	(2.35)	—	(2.35)	
財務活動において使用された現金純額	(13.81)	0.22	(13.59)	
現金及び現金同等物の為替レートの影響	(2.12)	—	(2.12)	
現金及び現金同等物に純増加額	(0.06)	—	(0.06)	
現金及び現金同等物期首残高	143.47	—	143.47	
現金及び現金同等物期末残高	143.41	—	143.41	

出所：TSMC, Major Differences between T-IFRS and R.O.C.GAAP for TSMC.

さらに、キャッシュ・フロー計算書の差異の要因として、つぎの点があげられる。

- ①IFRS によれば、法人所得税支払額が独立項目として記載されるため、当期純利益は税引前利益に置き換わり、繰延税金・未払法人税が削除された。
- ②2.16（10億台湾ドル）の配当金受取額と1.72（10億台湾ドル）の利息受取額は、投資活動に掲載された。
- ③短期借入金に係る0.96（10億台湾ドル）外貨換算利益が財務活動に再分類された。
- ④0.74（10億台湾ドル）の利息支払額は、財務活動に再分類された。

4. IFRS 適用の会計数値・財務比率への影響

TSMC の IFRS 適用による会計数値への影響をみると、純資産が約 0.8%減少し、包括利益が約 2.7%増加している。純資産がわずかに減少した主な原因は、退職給付債務の増加である。

さらに、IFRS 適用により財務比率への影響を図表 7-8 に示している。台湾においては、「公開發行公司年報應行記載事項準則」及び「公開發行公司年報應行記載事項準則附表二十

三修正附表対照表」により年次報告書において、特定の財務比率を開示することが規定されている⁶。ここでは、図表 7-8 において、2012 年の調整表により両基準に基づく比率が確認できる比率のうち、一ノ宮 [2010] ⁷に倣い、流動性、安全性、効率性及び収益性に関する 10 比率について取り上げる。さらに、図表 7-9 において、当該 10 比率について、IFRS に基づく財務比率の 2012 年から 2014 年の推移を示す。

図表 7-8 IFRS 適用による財務比率への影響 (2012)

	比率	算式	TGAAP	IFRS	差異
流動性	流動比率	Current Assets/Current Liabilities	177.1%	168.6%	-8.5
	当座比率	Quick Assets/Current Liabilities	142.5%	140.8%	-1.7
安全性	総資産負債比率	Total Liabilities/ Total Assets	31.6%	33.0%	1.4
効率性 ⁸	売上債権回転率	Sales/Receivables	9.7 回	8.7 回	-1
	売上債権回転期間	Receivables/(Sales/12)	1.2 月	1.4 月	0.2
	棚卸資産回転率	Sales/Inventories	13.4 回	13.4 回	—
	総資産回転率	Sales/Total Assets	0.5 回	0.5 回	—
収益性	売上純利益率	Net Income/Sales	32.8%	32.8%	—
	ROA	Net Income/Total Assets	17.4%	17.3%	-0.1
	ROE	Net Income/Shareholder Equity	22.9%	23.0%	0.1

出所：TSMC, Major Differences between T-IFRS and R.O.C.GAAP for TSMC により算定したものである。

IFRS 適用により悪化した比率は、流動比率、総資産負債比率、売上債権回転率、及び ROA であり、それらの悪化の主な要因は次のように分析することができる。

①流動比率及び総資産負債比率の悪化

退職給付債務の増加、繰延税金資産が流動から非流動へ（流動比率の悪化）

②売上債権回転率の悪化

⁶ 具体的な比率については、後付の資料を参照されたい。

⁷ 同稿はロンドン証券取引所における上場企業（26 業種 53 社）を対象に、IFRS 移行前後における主要な財務比率を分析したものである。結果は、IFRS 移行後に平均値が上昇した比率が 6 指標、下落した比率が 4 指標であり、特に収益性指標はいずれも向上していた。

⁸ 効率性については、図表 7-5 及び図表 7-6 を用いて算定したため、売上債権、棚卸資産、総資産が期末の金額となっている。

売上債権から控除していた返品調整引当金を流動負債へ

③ROA の悪化

返品調整引当金を流動負債としたことによる総資産の増加

図表 7-9 IFRS に基づく財務比率の推移 (2012~2014)

	比率	2012	2013	2014
流動性	流動比率	168.60%	188.90%	311.70%
	当座比率	142.39%	168.57%	278.03%
安全性	総資産負債比率	24.78%	32.88%	30.06%
効率性	売上債権回転率	9.64 回	9.11 回	8.12 回
	売上債権回転期間	37.86 日	40.06	44.95
	棚卸資産回転率	8.38 回	8.39 回	7.42 回
	総資産回転率	0.58 回	0.54 回	0.55 回
収益性 ⁹	売上純利益率	32.78%	31.49%	34.58%
	ROA	19.19%	17.11%	19.33%
	ROE	24.68%	24.00%	27.88%

出所：TSMC(I) [2014], p.81 より一部抜粋したものである。

台湾公開企業等は、「公開發行公司年報應行記載事項準則」及び「公開發行公司年報應行記載事項準則附表二十三修正附表對照表」にもとづき、前年比 20%を超える比率の変動について、財務分析表の脚注において変動の要因を明記しなければならない。表 7-8 によると、TGAAP から IFRS への移行により変動する比率は最大でも流動比率 8.5% (TGAAP 比約 7%) の悪化であること、また図表 7-9 に示すように、IFRS 移行後の 2012 から 2014 年までの各比率の推移を見ても、著しく悪化した比率はなく、利害関係者に対して、2012 年は会計基準の移行による比率の変動であり、IFRS 移行後は安定していると説明することが可能であろう。

⁹ 収益性については、包括利益ではなく当期純利益を用いて算定している。

図表 7-10 台湾ハイテク企業における IFRS 適用の財務比率への影響

		旺宏電子	聯華電子	宏碁電腦	華碩電腦	廣達電腦	台達電子工業	遠方電子
製品		半導体	半導体	PC	PC	PC	電子部品	電子部品
上場市場		TWSE	TWSE・NYSE	TWSE・LuxSE	TWSE・LuxSE	TWSE・LuxSE	TWSE・LuxSE	TWSE
純資産(\$100万)	T-GAAP	\$35,297	\$205,021	\$75,032	\$126,062	\$131,226	\$83,666	\$8,735
	∴	\$34,971	\$204,531	\$74,204	\$125,997	\$127,638	\$82,362	\$8,605
	差異(%)	-0.90%	-0.2%	-1.1%	-0.4%	-2.7%	-1.6%	-1.5%
流動比率	T-GAAP	280.2%	202.1%	119.5%	173.1%	121.5%	123.4%	119.9%
	T-IFRS	276.1%	199.5%	118.4%	172.1%	120.4%	114.6%	118%
	差異	-4.1%	-2.6%	-1.1%	-1%	-1.1%	-8.8%	-1.9%
総資産負債比率	T-GAAP	43.4%	27%	66.9%	39.7%	776.9%	29.8%	56.4%
	T-IFRS	43.9%	27.7%	67.2%	39.2%	77.4%	31.1%	57.4%
	差異	0.5%	0.7%	0.3%	-0.5%	0.5%	1.3%	1.0%
ROA	T-GAAP	-8.9%	2.1%	-1.3%	10.7%	4.1%	11.2%	0.3%
	T-IFRS	-8.9%	-0.8%	-1.1%	10.6%	3.9%	10%	0.2%
	差異	—	-2.9%	0.2%	-0.1%	-0.2%	-1.2%	0.1%
ROE	T-GAAP	-15.6%	2.9%	-3.9%	17.8%	17.8%	16.0%	0.7%
	T-IFRS	-15.9%	-1.1%	-3.3%	17.5%	17.3%	14.5%	0.4%
	差異	-0.3%	-4%	0.6%	-0.3%	-0.5%	-1.5%	-0.3%
		建準電機工業	新日光能源	茂迪	益通光能科技	友達光電	奇美電子	中華映管
製品		電子部品	太陽光エネルギー	太陽光エネルギー	太陽光エネルギー	液晶DP	液晶DP	液晶DP
上場市場		TWSE	TWSE	TWSE・LuxSE	TWSE	TWSE・NYSE	TWSE・LuxSE	TWSE・LuxSE
純資産(\$100万)	T-GAAP	\$3,526	\$11,081	\$13,904	\$7,094	\$163,235	\$170,909	\$22,558
	T-IFRS	\$3,507	\$11,056	\$13,876	\$7,029	\$161,517	\$169,824	\$22,428
	差異(%)	-0.5%	-0.2	-0.2%	-0.9%	-1.1%	-0.6%	-0.6%
流動比率	T-GAAP	135.8%	134.4%	254.6%	48.2%	91.7%	62.5%	49.9%
	T-IFRS	133%	135.2%	252%	47.4%	90.6%	61.8%	50.9%
	差異	-2.8%	0.8%	-2.6%	-0.8%	-1.1%	-0.7%	1.0%
総資産負債比率	T-GAAP	32.1%	47.4%	49.5%	33.8%	69.8%	69.3%	74.5%
	T-IFRS	32.4%	47.6%	49.6%	34.5%	70.2%	69.5%	74.9%
	差異	0.3%	0.2%	0.1%	0.7%	0.4%	0.2%	0.4%
ROA	T-GAAP	4.1%	-19.9%	-18.9%	17.3%	-10.4%	5.6%	-12.8%
	T-IFRS	2.5%	-20%	-18.9%	17.8%	-10.3%	5.7%	-12.9%
	差異	1.6%	-0.1%	—	0.5%	-0.1%	0.1%	-0.1%
ROE	T-GAAP	6.1%	-37.8%	-37.5%	26.2%	-34.2%	18.1%	-50.2%
	T-IFRS	3.7%	-38.2%	-37.6%	27.2%	-34.7%	18.7%	-51.4%
	差異	2.4%	-0.4%	-0.1%	1.0%	-0.5%	0.6%	-1.2%

出所：各社の 2012 年の年次報告書により算定したものである。

さらに、同業種のハイテク企業 14 社¹⁰の上場市場、IFRS 適用の純資産及び財務比率（4 比率）への影響の分析を試みた。図表 7-10 に示すように、9 社がニューヨーク証券取引所やル

¹⁰ 当該 14 社は日本貿易振興機構（ジェトロ）が海外展開を図る日本企業にとって参考になるという観点から、台湾の有力企業に挙げた 15 社のうち TSMC を除いた企業である。ハイテク企業の中で台湾が強みを持つ半導体、PC、電子部品、太陽光エネルギー、液晶ディスプレイの 5 産業を対象に、各産業の有力企業 3 社が取上げられている。

クセンブルグ取引所でも上場しており TSMC 同様に、IFRS 適用のベネフィットが得られると考えられる。IFRS 適用による純資産・財務比率の影響については、企業ごとに会計基準の相違によって生じる差異の原因を分析する必要があるものの、単純平均でみると、純資産の変動が平均 0.9%、流動比率が平均 2.2%、総資産負債比率が平均 0.5%、ROA が平均 0.5%、ROE が平均 1.0%である。上述したように、台湾公開企業等は、20%を超える財務比率の変動について、その要因を財務分析表の脚注において明記しなければならない。このような基準に照らすと、IFRS 適用による純資産・財務比率への影響は軽微であるといえよう。

第6節 むすび

本章では、台湾における IFRS 初度適用において台湾公開企業全般において観察された事実を、TSMC の事例を分析することにより確認することを試みた。

TSMC は TWSE と NYSE に上場しており、IFRS 適用により、財務の透明性向上、TGAAP と US-GAAP に基づく 2 種類の財務諸表作成の負担軽減、米国 SEC 報告ファイルの削減及び内部管理報告書の統合といったベネフィットの享受が可能となる。

また、TSMC の IFRS 適用プロセスの考察より、IFRS 適用を成功裏に導くための要件として以下が挙げられる。

- ①CFO をリーダーとする全社横断的なプロジェクトチームの編成
- ②準備から移行まで 3 年間に及ぶ準備時間の確保
- ③規制当局や会計基準設定主体が実施する外部資源の積極的な活用
- ④利害関係者とのコミュニケーション

さらに、会計数値への影響については、純資産、利益及び財務比率には IFRS 適用前後で著しい変動は見られず、IFRS 移行後も安定的に推移していた。したがって、これは会計基準移行による限定的な変動であると説明することが、IFRS 適用において重視する利害関係者とのコミュニケーションにおいて可能だと考えられる。

以上のように、TSMC は、規制当局及び会計基準設定主体の支援のもと、IFRS へのスムーズな移行を遂げた事例といえよう。そのことが資金調達力、競争力の向上に結びつくものと考えられる。

本章の限界は、TSMC の担当者を直接ヒアリングできず、とくに IFRS 適用のデメリット、適用が困難であった会計処理及びコスト負担等について具体的に把握できなかった点である。

<資料1>

	比率	算式
財務 構造	総資産負債比率(%)	負債総額/資産総額
	長期固定適合率(%)	固定負債+自己資本/有形固定資産純額
返済 能力	流動比率	流動資産/流動負債
	当座比率	当座資産/流動負債
	利息カバレッジ倍率(回)	EBIT+減価償却費/当期支払利息
効率性	売上債権回転率(回)	純売上/売上債権残高
	売上債権回転日数	365/売上債権回転率
	棚卸資産回転率(回)	売上原価/在庫
	仕入債務回転率(回)	売上原価/仕入債務
	棚卸資産回転日数	365/棚卸資産回転率
	有形固定資産回転率(回)	純売上高/有形固定資産
	総資産回転率(回)	純売上高/資産総額
収益性	資産利益率(%)	[税引き後利益+支払利息(1-税率)]/資産総額
	(税引き後)資本利益率(%)	税引き後利益/資本総額
	(税引き前)資本利益率(%)	税引き前利益/資本総額
	純利益率(%)	税引き後利益/純売上高
	一株当たり利益(NTD)	(親会社に属する利益-特別配当)/普通株式の期中平均株式数
キャッ シュ・ フロー	キャッシュ・フロー比率(%)	営業CF/流動負債
	キャッシュ・フロー充足比率(%)	直近5年営業CF/直近5年(資本コスト+在庫増加額+現金配当)
	現金再投資比率(%)	(営業CF+現金配当)/(有形固定資産総額+長期投資+その他資産+運転資本)
レバレ ッジ	営業レバレッジ	(純売上高-変動費)/営業利益
	財務レバレッジ	営業利益/(営業利益-支払利息)

出所：公開發行公司年報應行記載事項準則附表二十三修正附表對照表にもとづき作成したものである。

第8章 信大セメントの事例

第1節 はじめに

本章では、信大セメント株式会社（信大水泥股份有限公司：以下、信大）を取り上げ、IFRS 適用のエフェクトとして、定量的及び定性的なコスト・ベネフィットを抽出することを試みる。事例分析においては、IFRS 転換計画書、年次報告書及びIFRS 適用プロジェクトチームへのインタビュー調査を利用している。繰り返し述べているように、台湾においては、すべての公開企業に対してIFRS が強制適用されたものの、企業属性、すなわち、すでに考察した TSMC のように、海外で上場する企業や外国人投資家比率の高いグローバル企業と、ローカル市場のみに上場し、外国人投資家比率が極めて低い企業、株式流動性の低いローカル企業とでは、IFRS 適用の影響は異なると考えられる。信大は、台湾証券取引所に上場はしているものの同族企業であり、株式流動性は極めて低いことからローカル企業の代表的事例として選択した。

第2節 信大の概要

信大は 1964 年に設立され、主に鉱石類関連の採掘・加工及び卸売を事業内容とする。台北市に本社を構え、台北市内に子会社 3 社、中国に鉱石類関連の採掘・加工・卸売を担う子会社、英領ヴァージン諸島に投資業務を担う子会社を有する。信大及び子会社の 2014 年の資本額、売上高及び純利益は図表 8-1 に示すとおりである。

図表 8-1 各社の資本額・売上高・純利益 (単位：千新台幣元)

社名	資本額	売上高	純利益 (税後)
信大水泥 (股) 公司 (信大)	4,210,008	2,011,817	283,540
信泥開發 (股) 公司	60,000	0	(875)
富立洋生物科技 (股) 公司	120,000	11,411	(5,151)
信一預拌混凝土 (股) 公司	110,000	777,778	(8,489)
Soaring Power Corp.	2,208,666	173,759	171,278
江蘇信寧新型建材有限公司	2,230,536	2,352,430	173,759

出所：信大水泥股份有限公司 [2014] 188 頁にもとづき作成したものである。

図表 8-1 に示すように、最も重要な子会社は中国の江蘇信寧新型建材有限公司でありグループ全体の売上の約 45% を占め、現在、販売量は台湾を超えている。

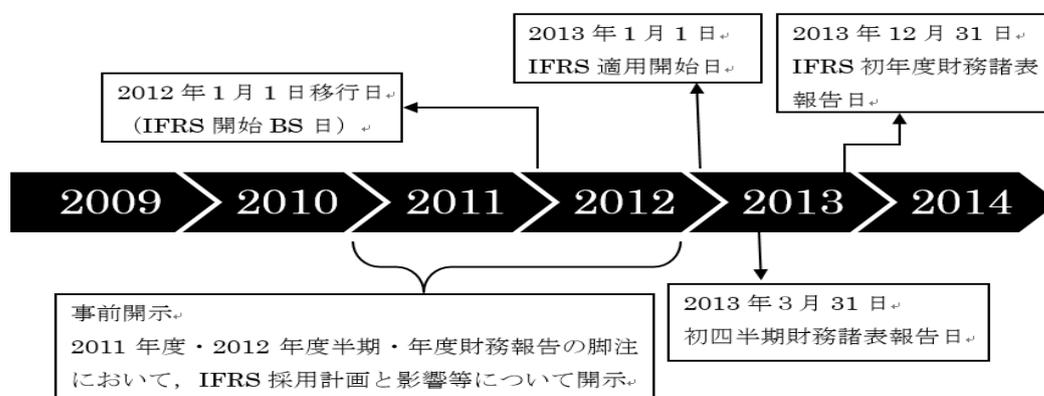
中国子会社の生産設備も台湾より新しく、稼働率は台湾工場の5割なのに対して7割である。信大の台湾全体での業界におけるシェアは7.5%であるが、工場が立地する台湾北部（台北市，新北市，基隆市，桃園市，新竹市及び宜蘭県）では25%のシェアを占める。台湾北部では，建設物件が多く，専用のタンク車で運ぶバラ（生コン業者向け）よりも袋詰めのパックの需要が高いことがその要因である（IFRS プロジェクトチームのインタビューより）。

第3節 IFRS 適用プロセス

1. プロジェクトチーム編成とスケジュール

信大は2009年11月，副社長をリーダーとし，業務，財務，監査及び情報部門の職員から構成されるIFRS適用プロジェクトチームを編成し，図表8-2に示すスケジュールにもとづき，IFRS転換計画を策定し，主に①から⑩の業務に取り組んだ（信大水泥股份有限公司 [2012]，126頁）。

図表 8-2 IFRS 適用スケジュール



出所：信大 [2009]，3頁にもとづき作成したものである。

- ①現行の会計方針とIFRSとの差異分析
- ②IFRS個別財務諸表・合併財務諸表の確認
- ③IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」における免除項目の選択と影響の評価
- ④情報システム調整の評価
- ⑤内部統制調整の評価
- ⑥IFRS会計方針の決定
- ⑦IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」における免除項目の決定

⑧IFRS による開始財務諸表

⑨2012 年度比較財務情報の作成

⑩関連する内部統制（財務報告プロセス及び情報システムを含む）の調整

2. 外部資源の活用

FSC 及び ARDF は、台湾企業の IFRS へのスムーズな移行を促すため、IFRS サービスセンターの設置や講座の開催等の支援に取り組んでいる（仲尾次 [2012], 85-86 頁）。信大も IFRS 適用のプロセスにおいて、SFC や ARDF が主催する図表 8-3 に示す研修会に参加した。

図表 8-3 IFRS 適用講座

職位・部門	日時	講座名	時間	受講人数
経理部長	2012年9月28日	IFRS採用推進研修会	8	1名
	12月18日			
監査部	2012年3月3日	内部統制研修一修正内部統制基準IFRS監査編	6	1名
	10月26日	IFRS下の監査実務・企業の「虚偽記載」違法事例	6	1名
財務部	2012年5月28日	IFRS採用推進研修会	4	1名
	6月4日			2名
	9月24日			3名
	9月28日			2名
	12月18日			4名
	2012年4月24日	IFRSバトルの鍵！3ヶ月完成連結財務諸表	3.5	3名
2012年7月18日	IFRS連結財務諸表の全面解決法	4	3名	

出所：信大水泥股份有限公司 [2012], 21 頁にもとづき作成したものである。

第4節 IFRS 適用による会計数値への影響

2013 年より IFRS を強制適用した台湾上場企業は、IFRS 第1号に基づき、2012 年1月1日を IFRS 移行日として、2012 年は TGAAP から IFRS への移行の影響を調整表として公表することが義務付けられる。本節では、IFRS 初度適用における免除項目を示した上で、信大が公表した調整表に基づき、図表 8-4 から図表 8-5 において、2012 年12月31日の財政状態計算書、2012 年度の包括利益計算書を掲載し、TGAAP と IFRS の差異の要因について分析する。つづいて、総資産、包括利益及び主な財務比率への影響について取り上げる。

1. IFRS 初度適用における免除項目

ローカル GAAP を適用している企業が IFRS を初めて適用する際には、原則として IFRS の規定を遡及適用しなければならない。しかし、IFRS 第1号により、遡及適用する便益

に比して負担が過度に大きくなるように、特定項目については遡及適用を免除する規定が設けられている。台湾企業にとって、IFRS 第 1 号を活用し、いかに効率的に TGAAP から IFRS に移行するかが重要となってくる。信大は初度適用において次のような免除項目を利用している。

①企業合併

IFRS 移行日前に行った企業結合について、IFRS 第 3 号「企業結合」の規定を遡及適用しない。

②みなし原価

IFRS 移行日前に TGAAP に従って再評価した不動産、建物及び設備については、再評価日の再評価額をみなし原価とする。

③従業員給付

IFRS 移行日における従業員給付計画に関連するすべての保険数理差損益の累積額を一括して留保利益（利益剰余金）として認識する。

④累積換算差額

IFRS 移行日における在外営業活動体（在外子会社）の累積換算差額をゼロとみなし、IFRS 移行日以降に発生した累積換算差額のみを IFRS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」に従って処理する。

⑤過去に認識した金融資産の指定

IFRS 移行日に「原価評価金融資産」を公正価値で評価し、売却可能金融資産とした。

2. 財務諸表

上述した IFRS 初度適用における免除項目を前提として、図表 8-4 及び図表 8-5 おいて、2012 年度の TGAAP 及び IFRS による連結財政状態変動表及び連結包括利益計算書を掲載する¹。図表 8-5 に続いて記載した差異の要因については、2012 年 1 月 1 日の IFRS 開始連結財政状態変動表の調整理由（信大水泥股份有限公司 [2012]，128-129 頁）、2012 年 12 月 31 日の連結財政状態計算書及び 2012 年度の連結包括利益計算書の調整理由（信大水泥股份有限公司 [2012]，131-133 頁）を翻訳したものである。

図表 8-4 連結財政状態計算書（2012 年 12 月 31 日）（単位：台湾ドル）

	TGAAP	影響額	IFRS	説明
現金及び現金同等物	\$ 964,475	—	\$ 964,475	
棚卸資産	825,407	(37,101)	788,306	①

¹ キャッシュ・フローについては TGAAP と IFRS とで重大な影響がなかったため、連結キャッシュ・フロー計算書に関する調整表は作成されていない（信大水泥股份有限公司 [2013]，133 頁）。

繰延税資産（流動）	11,810	(11,810)	—	②
売却可能金融資産（非流動）	—	298,061	298,061	③
原価評価金融資産（非流動）	216,411	(216,411)	—	③
その他の長期投資	682,413	(673,413)	9,000	④
投資不動産純額	—	1,529,048	1,529,048	④⑤⑥
固定資産純額 （不動産・建物・設備）	5,044,558	(673,413)	4,293,683	①⑤⑥
無形資産	173,221	(167,326)	5,895	⑦
繰延税資産	66,144	(1,103)	65,041	②⑧⑨
その他資産 （その他非流動資産）	74,319	99,667	173,986	⑥⑦
その他	1,487,659	—	1,487,659	
資産合計	\$ 9,546,417	\$ 68,737	\$ 9,615,154	
未払費用	\$ 187,951	\$ 8,430	\$ 196,381	⑧
長期借入金	1,165,440	—	1,165,440	
退職給付債務	348,366	(85,037)	263,293	⑨
その他	1,127,572	—	1,127,572	
負債合計	\$ 2,829,329	(\$ 76,643)	\$ 2,752,686	
資本金	\$ 4,210,008	—	\$ 4,210,008	
資本準備金	42,598	(20,299)	22,299	⑫
法定利益準備金	1,116,298	—	1,116,298	
特別利益準備金	—	42,354	42,354	⑬
未処分利益	473,195	83,957	557,152	⑧⑨⑩⑪ ⑫⑬
為替換算調整累計額	(12,082)	(42,208)	(54,290)	⑩
金融商品未実現損益	739	81,650	82,389	③
未実現再評価増額	145	(145)	—	⑪
未認識退職金費用の純損失	(1,314)	1,314	—	⑨
少数株主持分	887,501	(1,243)	886,258	⑧⑨
株主持分合計	\$ 6,717,088	\$ 145,300	\$ 6,862,468	

出所：信大水泥股份有限公司 [2012], 130 頁にもとづき作成したものである。

図表 8-5 連結包括利益計算書 (2012 年度) (単位: 台湾ドル)

	TGAAP	影響額	IFRS	説明
売上高	\$ 3,661,986	\$ -	\$ 3,661,986	
売上原価	(3,259,111)	(2,523)	(3,261,634)	⑧⑨
営業費用	(309,960)	(685)	(310,645)	⑧⑨
営業利益	92,915	(3,208)	89,707	
営業外損益	(1,233)	-	(1,233)	
税引き前利益	91,682	(3,208)	88,474	
法人税	(33,222)	545	(32,677)	⑧⑨
税引き後利益	58,460	(2,663)	55,797	
その他の包括利益	-	13,549	13,549	③⑨⑩
包括利益	\$ 58,460	\$ 10,886	\$ 69,346	
合併純利益	\$ 87,812	\$ 11,551	\$ 99,363	
少数株主損益	(29,352)	(665)	(30,017)	⑧⑨
	\$ 58,460	\$ 10,886	\$ 69,346	

出所: 信大水泥股份有限公司 [2012], 131 頁にもとづき作成したものである。

- ①棚卸資産として計上していた重要な予備部品が、IAS 第 16 号「不動産、建物及び設備」に従い、棚卸資産から \$ 37,101 減額され、「不動産、建物及び設備」に \$ 37,101 計上された。
- ②TGAAP によると、繰延税金資産または負債は関連する負債または資産の区分に基づき流動項目または非流動項目として分類し、関連する資産または負債がない場合、一時差異の解消予定に合わせて流動・非流動項目に分類される。一方、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」に従えば、繰延税金資産または負債を流動資産または負債に分類してはならない。したがって、「繰延税金資産 (流動)」が \$ 11,810 減額され、「繰延税金資産」が \$ 11,810 増額された。
- ③未上場株式については、2011 年 7 月 7 日修正前の「証券発行人財務報告作成基準」に従い原価評価され、「原価評価の金融資産」として計上されていた。一方、IAS 第 39 号「金融商品: 認識及び測定」に従えば、活発な市場が存在しないが当該公正価値が信頼性をもって測定しうる持分証券は、公正価値で測定しなければならない。したがって、2011 年 12 月 22 日修正の「証券発行人財務報告作成基準」に従い、「原価評価金融資産 (非流動)」が \$ 216,411 減額され、「売却可能金融資産 (非流動)」 \$ 298,061、「金融商品未実現損益」 \$ 63,650 が増額された。また、「その他の包括利益」 \$ 27,812 (そのうち \$ 18,000 は「金融商品未実現損益」の調整項目として計上)

が増額された。

- ④投資不動産は TGAAP により「その他長期投資」として表示されるが、IAS 第 40 号「投資不動産」によれば、投資不動産の定義を満たすものは、「投資不動産」として表示しなければならない。したがって、「その他の長期投」\$ 673,413 が減額され、「投資不動産」\$ 673,413 が増額された。
- ⑤賃貸不動産は TGAAP によれば「固定資産」として表示されるが、IAS 第 40 号「投資不動産」によれば、投資不動産の定義を満たすものについては、「投資不動産」として表示しなければならない。したがって、「不動産、建物及び設備」\$ 853,614 が減額され、「投資不動産」\$ 853,614 が増額された。
- ⑥一時的に個人名義で所有する農地及び遊休固定資産は TGAAP によれば、「その他の資産」として表示されるが、IAS 第 16 号「不動産、建物及び設備」、IAS 第 40 号「投資不動産」によれば、不動産の定義を満たすものは、「不動産、建物及び設備」及び「投資不動産」として表示しなければならない。したがって、「その他の資産」\$ 67,659 が減額され、「不動産、建物及び設備」\$ 65,638 及び「投資不動産」\$ 2,021 が増額された。
- ⑦借地権は TGAAP によれば、「無形資産」として表示されるが、IAS 第 17 号「リース」によれば、長期オペレーティング・リースは長期前払地代の性質を有することから、「無形資産」\$ 167,326 が減額され、「その他の非流動資産」\$ 167,326 が増額された。
- ⑧TGAAP には有給休暇引当金の認識に関する規定はなく、支給時に関連する費用として認識する。しかし、IAS 第 19 号「従業員給付」によれば、決算日に有給休暇引当金を費用として見積もり計上しなければならない。法人税の影響も考慮し、「未処分利益」\$ 5,810、「少数株主持分」\$ 309 が減額され、「繰延税金資産」\$ 1,433 及び「未払費用」\$ 8,430 が増額された。また、「売上原価」\$ 855、「営業費用」\$ 575 及び「少数株主損益」\$ 309 が増額され、「法人税」\$ 243 が減額された。
- ⑨IAS 第 19 号「従業員給付」によると、退職金債務の下限に関する規定がないため、移行日に「未認識純損失」\$ 935、「退職給付債務」\$ 1,694 が減額され、「少数株主持分」\$ 759 が増額された。また、数理計算上の差異（退職給付清算損益）は TGAAP によれば、回廊アプローチを採用し、当期退職給付費用として認識する。しかし、IAS 第 19 号「従業員給付」により、「その他の包括利益」とされた。法人税の影響を考慮し、「未処分利益」\$ 31,440 が増額され、「繰延税金資産」\$ 6,450、「退職給付債務」\$ 36,245 及び「少数株主持分」\$ 1,645 が減額された。2012 年 12 月 31 日においては、IFRS 移行日の調整を考慮し、「繰延性金資産」\$ 14,346、「退職給付債務」\$ 85,073、「未認識純損失」\$ 1,314 及び「少数株主持分」\$ 934 が減額され、「未処分利益」\$ 31,440 が増額された。また、「売上原価」\$ 1,688、「営業費用」\$ 110、「そ

の他の包括利益」 \$ 40,027 及び「少数株主損益」 \$ 356 が増額され、「法人税」 \$ 302 が減額された。

⑩TGAAP によれば、海外投資に関して持分法で評価した際に生じる「為替換算調整累計額」は資本の調整項目とされる。IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」の免除規定により、IFRS 移行日に在外営業活動体による「為替換算調整累計額」 \$ 42,208 が「未処分利益」とされ、さらに、「為替換算調整累計額」 \$ 54,290 が「その他の包括利益」に振り替えられた。なお、その後発生する為替換算調整額は IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」の規定により処理される。

⑪TGAAP によれば、固定資産は取得原価を基礎として計上されるが、法令に基づき再評価を行うことができる。IAS 第 16 号「不動産、建物及び設備」によると、原価モデルで評価したものについては、当初認識後は再評価モデルを適用できない。移行日前に一般公認会計原則により再評価した不動産、建物及び設備は IFRS 第 1 号の免除規定により、再評価日の再評価価額をみなし原価とし、「未実現再評価増額」 \$ 145 が減額され、「未処分利益」 \$ 145 が増額された。

⑫過去の投資関連企業の会計処理（企業結合）に対する免除項目を選択し TGAAP により発生し、IFRS の規定に合致しない「資本準備金」 \$ 20,299 が「未処分利益」とされた。

⑬金管證發字第 1010012865 号の規定により、移行日に「未処分利益」に振り替えた「未実現再評価増額」及び「為替換算調整累計額」の合計 \$ 42,354 が、「未処分利益」から「特別利益準備金」に振り替えられた。

さらに、①から⑬に基づき、信大における TGAAP と IFRS の主要な差異について図表 8-6 において整理する（純資産内での組換えである⑫⑬を除く）。

図表 8-6 TGAAP と IFRS の主要な差異

項目	IFRS	TGAAP
①重要な予備部品	「不動産、建物及び設備」として表示 (IAS 第 16 号)	「棚卸資産」として表示
②繰延税金資産・負債	非流動資産・負債に分類 (IAS 第 1 号)	関連する資産・負債の区分に基づき分類
③未上場株式	公正価値によって評価し、「売却可能金融資産 (非流動)」として表示 (IAS 第 39 号)	原価によって評価し、「原価評価の金融資産」として表示

④投資不動産	投資不動産の定義を満たすものは、「投資不動産」として表示 (IAS 第 40 号)	「その他の長期投資」として表示
⑤賃貸不動産	投資不動産の定義を満たすものは、「投資不動産」として表示 (IAS 第 40 号)	「固定資産」として表示
⑥一時的に個人名義で保有する農地・遊休固定資産	不動産の定義を満たすものは、「不動産、建物及び設備」、及び「投資不動産」として表示 (IAS 第 16 号及び第 40 号)	「その他の資産」として表示
⑦借地権	「その他の非流動資産」として表示 (IAS 第 17 号)	「無形資産」として表示
⑧有給休暇引当金	見積もり計上 (IAS 第 19 号)	規定なし
⑨退職給付	数理計算上の差異は、その他の包括利益として認識 (IAS 第 19 号)	数理計算上の差異は、回廊アプローチを採用し、当期退職給付費用として認識
⑩為替換算調整累計額 (持分法)	「その他の包括利益」として認識 (IFRS 第 1 号)	資本の調整項目として表示
⑪固定資産	原価モデルで評価したものは、当初認識後は再評価モデルを適用できない (IAS 第 16 号)	取得原価を基礎とするが、法令により再評価可能

①から③に示した TGAAP と IFRS の差異の要因の大半は、表示差異（表示組替え）であり、純資産、包括利益に影響を及ぼす認識差異は③、⑧、⑨、⑩である。各々に関わる会計基準は、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」(③)、IAS 第 19 号「従業員給付」(⑧⑨)、IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」(⑩)である。

3. IFRS 適用による純資産・財務比率への影響

信大の IFRS 適用による会計数値への影響をみると、純資産が約 2.2%増加し、包括利益が約 18.6%増加している。包括利益増加の主な要因は、従業員給付及び為替換算調整額に関わる減少を上回る、金融商品未実現損益の増加である。さらに、IFRS 適用により財務比率への影響を図表 8-7 に示している。台湾においては、「公開發行公司年報應行記載事項準則」及び「公開發行公司年報應行記載事項準則附表二十三修正附表對照表」により年

次報告書において、特定の財務比率を開示することが規定されている。ここでは、図表 8-7 において、2012 年の調整表により両基準に基づく比率が確認できる比率のうち、流動性、安全性及び収益性に関する 5 比率について取り上げる。さらに、図表 8-8 において、当該 5 比率について、IFRS に基づく財務比率の 2012 年から 2014 年の推移を示す。

図表 8-7 IFRS 適用による財務比率への影響 (2012)

	比率	TGAAP	IFRS	差異
流動性	流動比率	248.7%	250.31%	1.6%
	当座比率	180.35%	181.81%	1.46%
安全性	総資産負債比率	29.64%	28.36%	-1.28%
収益性	ROA	1.02%	0.98%	-0.04%
	ROE	0.86%	0.81%	-0.05%

出所：信大水泥股份有限公司 [2014]，60 及び 62 頁にもとづき作成したものである。

IFRS 適用による財務比率への影響として、流動性指標（流動比率、当座比率）、安全性指標（総資産負債比率）の改善と、収益性指標（ROA, ROE）のわずかな悪化が見られる。流動性及び安全性が改善した要因は TGAAP にもとづく保険数理差損益の回廊アプローチ及び 5 年償却の採用から、IAS 第 19 号にもとづく保険数理差損益の即時認識による退職給付債務の減少である。

図表 8-8 IFRS に基づく財務比率の推移 (2012~2014)

	比率	2012	2013	2014
流動性	流動比率	250.31%	238.48%	150.36%
	当座比率	181.81%	177.27%	103.30%
安全性	総資産負債比率	28.36%	27.20%	24.25%
収益性	ROA	0.98%	3.66%	3.86%
	ROE	0.81%	4.61%	4.76%

出所：信大水泥股份有限公司 [2014]，60 頁にもとづき作成したものである。

IFRS 移行後の 2012 から 2014 年までの各比率の推移を見ると、流動比率及び当座比率が著しく悪化している。その原因は、1 年以内に返済期限の到来する長期借入金の増加によるものである。一方、ROA 及び ROE の著しい改善は、中国子会社の売上・営業利益の増加によるものである。したがって、2012 年度以降の信大の財務状況・業績における IFRS への転換の影響は見られなかった。

第5節 IFRS プロジェクトチームへのインタビュー

信大の年次報告書や IFRS 転換計画書からは得られない IFRS 適用の影響を把握するため、同社にて、IFRS 適用プロジェクトのリーダーを務める呉連富副社長及び朱萍経理部長に対して3回のインタビューを実施した。第1回は、2014年5月16日に実施し、事業の現状、IFRS プロジェクトの体制、IFRS 適用のエフェクト（コスト・ベネフィット、会計数値への影響）、IFRS 適用による企業行動への影響及び IFRS 適用の外部支援に関する質問事項を事前に送付する半構造的インタビューとした。第2回は、2015年7月13日に実施し、第1回の調査項目の内容の変化を中心に確認した。第3回は、2016年3月3日に実施し、主に前2回の調査内容のフォローアップと研究報告に関する許諾を得た。

1. IFRS 適用のコストまたは適用上の困難

IFRS 適用のコストまたは適用上、困難であった個別基準・会計処理については、連結財務諸表、非上場金融商品の評価、開示項目の増加、会計システムの統一、CPA に対する報酬の増加が挙げられた（第1回インタビューより）。

主要財務諸表が個別財務諸表から連結財務諸表となり、4半期ごとに中国子会社及び TGAAP で作成される台湾国内の子会社の会計帳簿を IFRS ベースに転換しなければならない。「毎月15日頃中国子会社からメール送信される残高試算表等を IFRS に転換し連結財務諸表を作成するため、作業に時間を要する」（第2回インタビューより）。

非上場金融商品の評価については、規模・業種・商品が類似する上場企業の株価を参考に算定し、会計士の下承を得る類似会社比準方式が採用されている。

開示項目の増加について、台湾においては、1990年代後半から IFRS とのコンバージェンスが進められたため、基準間の相違点はそれほど多くはないが、アドプションによる開示面での困難を経験することになった。さらに、アドプション初年度の2013年から2014年までは2010年版の IFRS が適用されたが、2015度より2013年版の IFRS が適用されることとなり、これに伴い、公正価値情報のより詳細な開示、OCI 項目の分類掲載（リサイクル可能・不可能）及び注記項目の増加が IFRS 適用のコストとして新たに挙げられた（第2回インタビュー）。

会計システムについて、信大及び台湾国内の子会社は社内の IT 部門が開発した IFRS の対応した会計ソフトを使用しているが、中国子会社は中国国内企業に外注した中国 GAAP に対応した会計ソフトを使用している。これらについては、IFRS 適用初年度から継続している問題であるが、2年経過後も改善されていないということである（第2回インタビュー）。

2. IFRS 適用のベネフィット

IFRS 適用に関する上述のコストを負担する一方、第1回インタビュー時点では、「ベネフィットについては、現在のところ得られておらず、規制当局により IFRS を強制適用されたため、選択の余地はない」との見解を得た。しかし、第2回インタビューにおいては、現在 1.1%の外国人投資家比率が将来的に増える可能性や企業のイメージアップが挙げられた。IFRS 適用を前向きに捉えるようになった要因として、規制当局や監査法人が開催する研修会に参加し、IFRS に習熟してきたこと、台湾国内の子会社も 2015 年より IFRS の適用が容認²され、国内で会計基準が統一されたことが挙げられた。

3. IFRS 適用の企業行動への影響

IFRS 適用においては、会計上の問題だけではなく、保有資産の構成、資金調達、人事・労務政策、事業再編、IR 活動等の企業行動への影響が想定される。

信大においては、IFRS 適用により、中国子会社や非上場金融商品の会計処理に負担がかかるものの、事業再編や保有資産の構成といった企業行動への影響はない。

IR に関しては、株式の 70%をオーナー家族が保有する同族企業であるため、IFRS 適用による影響はほとんどなく、株主の個人的な問い合わせに応じて説明会を開催ことはあるが、IFRS 適用に関する株主の関心はそれほど高くはないとのことであった。しかし、他社に関して、「ハイテク企業は毎月法人説明会を開催しているであろうし、同業のアジアセメント・太平洋セメントは3カ月に1度法人説明会を開催している」(第1回インタビュー)とのことであった。

4. IFRS 適用に役だった外部資源

上述のように、規制当局は台湾企業の IFRS へのスムーズな移行を促すため、IFRS 支援に取り組んでいる。信大も SFC や ARDF が主催する無料の研修会に参加するとともに、インターネットで配信される IFRS 適用に関する Q & A や適用事例を日々活用し、IFRS に習熟してきたとのことである。

第6節 むすび

本章では、信大を取り上げ、IFRS 適用のエフェクトとして、定量的及び定性的なコス

² 従来 IFRS をコンバージェンスした TGAAP が適用されていた非公開企業に対して、2016 年より非公開企業向けの企業会計基準が適用されることになったが、経済部 2015 年 9 月 16 日付経商字 10402425290 号通達により、業務上の実際の需要に応じて IFRS (金融監督管理委員会より承認された国際財務報告基準、国際会計基準、解釈及び解釈公告) を選択することができる。

ト・ベネフィットを抽出することを試みた。

まず、年次報告書による 2012 年における IFRS 適用による会計数値への影響については、純資産が約 2.2%増加し、包括利益が約 18.6%増加していた。包括利益増加の主な要因は、従業員給付及び為替換算調整額に関わる減少を上回る、金融商品未実現損益の増加である。財務比率への影響として、流動性指標及び安全性指標の改善と、収益性指標のわずかな悪化が見られる。流動性及び安全性が改善した要因は TGAAP にもとづく保険数理差損益の回廊アプローチ及び 5 年償却の採用から、IAS 第 19 号にもとづく保険数理差損益の即時認識による退職給付債務の減少である。さらに、2012 年以降の財務状況・業績における IFRS への転換の影響は見られなかった。

つづいて、IFRS プロジェクトメンバーへのインタビューによると、2014 年のインタビューで把握した IFRS 転換期に生じた移行期コストに加え、2015 年のインタビューでは、維持コストを具体的に把握することができた。まず、2010 年度版 IFRS から 2013 年版 IFRS への変更に伴う公正価値情報のより詳細な開示、OCI 項目の分類掲載（リサイクル可能・不可能）及び注記項目の増加が挙げられた。さらに、台湾においては、2015 年以降はエンドースメントアプローチの採用が決定しているため、個別基準の改定や新基準の公表に伴い、それに対応するために、今後も会計担当者のトレーニングや会計システムのアップデートに係る IFRS 適用の維持コストは継続して発生するであろう。

IFRS 適用国以外に有する子会社にかかる IFRS 適用のコストを負担する一方、2014 年のインタビューでは、IFRS 適用のベネフィットは得られないとのことであった。しかし、IFRS 適用 2 年を経験した 2015 年のインタビューでは、IFRS 適用のベネフィットとして、将来的な外国人投資家の増加の可能性やイメージアップが挙げられた。規制当局や監査法人による IFRS 適用支援で IFRS に習熟してきたこと、台湾国内の子会社も 2015 年より IFRS の適用が容認され、国内で会計基準が統一されたことが IFRS 適用を前向きに捉える要因であった。

第3部 会計制度の選択に対する関係主体の評価

第9章 会計基準設定主体・会計監査人へのインタビューによる分析

第1節 はじめに

本章では、資本提供者及び報告企業における IFRS 適用のエフェクトについて、より多くの知見を持っていると推定される会計基準設定主体及び現地監査法人に対するインタビュー¹を取り上げる。主なインタビューの内容は、台湾における会計基準設定の歴史、IFRS アドプシヨンの背景、IFRS 適用のエフェクト及び今後の会計基準設定の動向である。本章では、以下のインタビューの内容を忠実に集約することとする。

①2013年5月31日：蔡楊宗台湾大学名誉教授・ARDF 委員（於：台湾大学）

②2014年5月19日：莊蕎安 ARDF 主任編集員（於：ARDF）

③2014年5月19日：林婉婉 KPMG 台湾パートナー及び李宗霖 KPMG 台湾パートナー・ARDF(財務報告委員会)顧問（於：KPMG 台湾）

第2節 蔡楊宗氏へのインタビュー

1. 台湾における会計基準設定の歴史

台湾においては、1984年にARDFが設立される以前は包括的なGAAPはなく、会計実務は中国や日本から多大な影響を受けてきた。第2次世界大戦後、アメリカが重要な役割を果たすことになった。ARDFは、APB及びFASBによって公表された会計基準をレビューし、台湾の状況に合わせて修正し、適用した。このようなプロセスにおいて、アメリカで学位を取得して帰国した会計教育者や研究者が重要な役割を果たした。会計教育の国際化を達成するため、台湾でトップレベルの大学においては、アメリカで使用されているテキストを使用し、中国語で講義を行うというスタイルが採用されてきた。

1990年代に入り、世界的な傾向に応じ、ARDFも次第に会計基準設定方針をFASBベースからIFRSベースへとシフトさせていった。そして、2010年には、規制機関によりIFRSの強制適用が要求された。しかしながら、主に保険会社や国営企業からの抵抗やその他の要因のため、規制機関は、IFRSのいくつかの会計処理をカーブアウトすることを決定した²。

¹ 本章のインタビュー①及び②は、科学研究費補助金（基盤 B）「グローバル財務会計基準の導入効果と戦略的適用に関する国際比較研究」（研究代表者：小津稚加子，課題番号：25301036）の研究成果の一部であり、インタビューは小津代表とともに実施した。

² 台湾の保険会社は多額の投資不動産を保有しており（増宮守 [2016]，2-3 頁），2012年のIFRS早期適用が容認された当初は、金融商品を除き、公正価値の適用が容認されていなかったが、2014年1月1日から開始される会計年度から、投資不動産に対する公正価値の選択適用も容認されることになった（張書璋 [2014]，68 頁）。

したがって、台湾においては、IFRS のフルアドプションと主張することはできず、実際には、T-IFRS と呼ばれている。

2. IFRS のアドプションに影響を与えた要因

FSC は、会計制度の選択に関して、業界団体等から強力なロビイングを受けているといわれていた。その結果、規制機関は、そのような政治的圧力を回避するために、フルアドプションが容易であると考えた。その上、規制機関は、IFRS をアドプションすれば、台湾証券取引所に海外からの投資が増加することを期待した。

3. IFRS 適用の影響

大半の企業において、IFRS 適用の直接的な影響は、会計担当者のトレーニング、会計システムの変更、外部コンサルタントの雇用、監査にかかるコストの増加である。

一方、台湾国内と海外で上場している少数の大企業にとっては、複数の財務諸表を作成する必要がないため、コストを削減することにつながった。また、監査法人やコンサルティング事務所、会計システム開発業者及び会計テキスト作成者のなかには、IFRS アドプションへの変更は明らかにベネフィットがみられた。

IFRS を台湾企業が適用するために、台湾政府は、IFRS の翻訳、普及促進及び教育のための多額の予算を確保した。IFRS のアドプションへの準備が十分ではない大学もある。IFRS の翻訳版を理解することは困難であると不平をいう者も少なくはない。つまり、IFRS アドプションの社会的コストは極めて高いといわざるを得ない。

IFRS 適用の影響は、産業によって大きく相違することはない。ただし、公正価値会計の適用が要求されることから、金融業及び多くの国営企業は、多額の退職給付費用を計上することとなった。最終的には、規制機関はこれらの企業に配慮し、いくつかの免除項目を設けた。

4. IFRS アドプション後の ARDF の役割

ARDF は、1984 年に、会計プロフェッション、産業界及び会計教育者によって設立された。しかし、財団の理事長及び事務局長は、従来政府が決定するか承認してきた。本質的に、ARDF は完全に政府、すなわち、かつては SEC、現在は FSC の管理下にあるといえる。

IFRS アドプション前は、ARDF の FASC が台湾における会計基準設定の責任を負っていたが、台湾が IFRS または TIFRS のアドプションを決定してからは、会計基準設定は、

IASB へとシフトした。

FASC は、2013 年に、台湾財務報告基準委員会 (TFRSC) に取って代わった。しかし、TFRSC の役割は極めて不明瞭であるが、会計基準を設定しないことだけは確かである。FSC は現在、通常、新たな IFRS が公表されると、その翻訳を ARDF の研究部門にアウトソースしている。その後、TFRSC がその翻訳をレビューしている。

5. 研究の傾向

台湾においては、IFRS 適用は 2013 年に開始されたばかりで IFRS 適用の調査研究は、まだみられない。また、台湾はマーケット・ベースのイベント・スタディに適した環境とはいえない。その主な理由は、台湾政府が株式市場に頻繁に介入することである。すなわち、有意義なイベント・スタディを行う前提条件として、台湾株式市場は十分に成熟した市場ではないのである。

第 3 節 莊蕎安氏へのインタビュー

1. 公正価値の適用について

質問：このたびは再会の機会をくださりお礼申し上げます。2012 年 11 月のインタビューの際にお伺いしましたが、FSC は台湾企業に対して公正価値法の適用を認めていないということでしたね。

回答：一部の上場企業（資本金 5 千万新台幣ドル以上）に IFRS の早期適用を容認した 2012 年当時は、金融商品を除き、公正価値を認めていませんでした。しかし、2014 年 1 月 1 日より投資不動産に限って公正価値を選択できます。企業が証拠を提示することができれば、公正価値を使用できるということです。FSC は企業に対して外部の専門家による評価報告書の入手を義務付けたため、企業にとって非常にコストがかかりました。その後、FSC は規定を改正し、企業自身で投資不動産を評価し、会計士のレビューを義務付けることにより公正価値を容認することにしました。

質問：実際に不動産の公正価値は市場で観察できますか。

回答：はい。しかし、FSC は翌日以降の公正価値として取引価格（マーケット・アプローチ—筆者注）を使用してはならないとしています。企業が不動産を売却せずに保有しているならば、将来のキャッシュ・フローを算定しなければならない（インカム・アプローチ—筆者注）ということです。さまざまなキャッシュ・フローの算定方法があるなかで、FSC はインカム・アプローチのみを容認し、割引率は 2%前後です。

企業がいったん投資不動産に公正価値を使用することを決定した場合、保有するすべての投資不動産は同様に公正価値を使用しなければならないとしています。

質問：どのような産業が公正価値を採用していますか。

回答：テクノロジーを含む IT 産業、百貨店などの小売業、そして金融機関です。金融機関のなかでも、とりわけ、多額の投資不動産を保有している保険会社が挙げられます。

2. 今後の会計基準設定の動向

質問：公正価値について、IFRS 適用開始時の基準が修正されているということですが、次に全般的な会計基準設定についてお聞かせください。今後の会計基準設定の動向について、ARDF 委員の劉教授へのインタビューレポート³を拝見しましたが、このインタビューを行った目的についてお聞かせください。

回答：台湾は 2013 年から IFRS を適用しましたが、適用されたのは 2010 年度版でした。しかし、2015 年からは 2013 年版が適用されることになり、上場企業にとって 2010 年度版から 2013 年度版へのシフトに際して、何が重要な問題かを劉教授にお聞きすることが目的でした。また、IASB による IFRS の改訂や新たな IFRS の公表が行われた場合、それを中国語に翻訳し、FSC がレビューします。したがって、IASB の今後の動向が重要になります。劉教授は IASB の会議にも頻繁に出席されているので、状況をよく把握されていると考えました。

3. IFRS の翻訳

質問：実際に ARDF は IFRS の翻訳プロセスに関わっていると伺いましたが、翻訳のための専門家を有していますか。

回答：私どもの財団 (ARDF) には、企業に IFRS の適用方法を指導するチームと翻訳を行うチームがそれぞれあります。新たな IFRS が公表されたら、ARDF 内の研究者が中国語翻訳を行い、翻訳委員会がワード・バイ・ワードのチェックを行ったのち、ARDF 内の会計基準委員会がレビューしたうえで、FSC に引き継ぎます。

質問：翻訳に関わる研究者は何名ですか。

回答：10 名です。大学教授等学識経験者、会計士、FSC メンバーから構成されています。

³ 劉啓群教授は ARDF 財務報告委員長であり、インタビュー記事「談 IASB 準則制定之趨勢」 [2014] , 『會計』 (ARDF 発行) 第 341 号, 84-86 頁に掲載。

質問：英語から中国語へ翻訳する場合に困難な事項を聞いていますか。具体例を挙げても
らえますか。

回答：劉教授によると、英語は1つの単語にたくさんの意味があり、基準の文脈のなかで
適切な中国語に翻訳することが最も難しい作業のようです。

4. アドプシヨンの目的

質問：ところで、IFRS アドプシヨンの一番のプロモーターはどのような利害関係者だと考
えられますか。たとえば、FSC、資本市場、グローバル企業、海外投資家などが考
えられると思いますが。

回答：FSC は、すでに海外市場で上場している台湾企業があること、また世界で 100 カ国
以上が IFRS を適用しており、将来海外で上場する台湾企業にとって IFRS を適用す
ることはよいことであるといっています。私もそれは理にかなっており、真実だと
思います。すでに IFRS を熟知しているグローバル企業にとって IFRS アドプシヨ
ンは有利です。一方、その他の大半の企業にとって TGAAP から IFRS への転換は時間
とコストがかかりますが、選択の余地はありません。幸い、2000 年からの IFRS と
のコンバージェンスにより、台湾企業は実際には IFRS を適用しており、現在では大
半の企業が納得し、問題なく IFRS を適用しています。

5. 台湾企業における IFRS 適用の影響

質問：台湾において、IFRS 適用の企業に対する影響に関する研究や論文はありますか。

回答：たくさんあります。私も 2013 年 1 月号の『會計』（ARDF 発行）に純資産に影響を
与えた項目と影響を受けた産業についてレポートしています⁴。FSC は、IFRS 適用
により純資産・株価に重大な影響が及ぶと企業が判断した場合には、重大速報を公
表することを義務づけています。企業が公表した重大速報によると、IFRS により純
資産に重大な影響を受けたと判断した企業は、約 1800 社の上場企業のうちの 129 社
（約 7%）にすぎず、そのうち 97 社（約 75%）は純資産の増減率は 5% 以下でし
た。また、純資産増減の要因も限定的であると考えられます。従業員給付はすべて
の産業に純資産の減少をもたらしていますが、その他の項目の影響は産業によりま
ず。

⁴ 当該レポートは、莊喬安 [2013] 「採用 IFRS 的財務報告數字面貌」『會計』第 326 号、
59-65 頁に掲載されている。

第4節 林婉婉氏及び李宗霖氏へのインタビュー

1. 台湾における IFRS 適用の影響

質問：このたびはお目にかかる機会をくださりお礼申し上げます。ご存知のように、日本は IFRS コンバージェンスアプローチを採用し、IASB の基準設定に強く関与してきました。一方、台湾は日本に先立って IFRS のアドプションを決定しています。ここで、台湾の経験をお伺いしたいというのが今回の目的です。IFRS アドプションによって台湾企業にポジティブまたはネガティブな影響はみられましたか。また将来においてどのような影響を予想されますか。

回答：台湾は 10～15 年前から IFRS とのコンバージェンスを進めてきたため、TGAAP は IFRS とほとんど一致しています。しかし、コンバージェンスする場合、沢山のコメントレターのやり取りが繰り返され、会計基準設定の動向を把握するのに時間を要するため、最終的にアドプションに切り替えられました。IFRS 適用のプロセスにおいては、長年の IFRS とのコンバージェンスの経験から、それほど困難ではなかったと考えられます。適用が困難であった基準は、IFRS 第 2 号「株式報酬」、IAS 第 36 号「資産の減損」、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」です。IFRS 適用の影響は産業によって異なります。台湾は IFRS とのコンバージェンス以前は長年 USGAAP をモデルにしており、我々にとって基本的にコンバージェンスはそれほど困難ではなかったです。

この点では日本と状況が違います。日本の GAAP の中には、USGAAP にも IFRS にもないユニークな基準があります。台湾は会計が税務をリードしているのに対して、日本は税務が会計をリードしているように思います。また、IFRS はプリンシプルベースであるのに対して、アメリカはルールベースです。ルールベースに慣れている環境でプリンシプルベースに慣れるためには困難が伴います。

質問：台湾の会計実務はプリンシプルベースとルールベースのどちらでしょうか。

回答：法律はルールベースです。この点では日本と同様です。IFRS の適用にあたって、企業の要求に応じて、政府は ARDF に IFRS 適用のガイダンスを要求し、ウェブ上で Q & A を開示させています。

2. IFRS 適用のベネフィット

質問：IFRS 適用のベネフィットについてお聞かせいただけますか。

回答：2013年からの適用でわずか1年の経験ですから明確には言えませんが、海外からの台湾市場への投資は最終的には増加しました。IFRSは開示項目が多いため、外国人投資家にとってメリットがあります。特に金融商品について当てはまります。

3. IFRS 適用上の課題

質問：その他、IFRS 適用にあたっての課題などがありますか。

回答：TGAAPの問題の一つは、USGAAPを完全にコピーしたわけではなく、開示の面で制限してきたことです。そのため台湾企業はIFRS適用に際して、開示面で困難を経験することになりました。また、台湾では過去30年間にわたって個別財務諸表の実務が中心でした。IFRS適用後は子会社を含む連結財務諸表を作成しなければならず、その情報を収集するのにとても時間がかかります。

4. 今後の会計基準設定の動向

質問：台湾大学の劉教授のインタビュー記事⁵によれば、2017年からIFRSを基準ごとにエンドースメントを行なっていくということですが、これについてお聞かせください。

回答：台湾におけるIFRS適用には3つの段階があります。第1の段階は2013年からの2010年度版の適用、第2の段階は2015年からの2013年度版へのバージョンアップ、第3段階が2017年からの基準ごとの適用です。エンドースメントについて、台湾は他国、たとえば、香港やシンガポールとは状況が異なっていると思います。それらの国は新たなIFRSが公表されるとほぼ同時に企業に適用可能となりますが、台湾においては、IFRSの翻訳におけるタイムラグがあります。そこで規制機関はEUのエンドースメントモデルを採用しました。

質問：タイムラグのみが問題ですか。たとえば、EUではかつてIAS第39号の一部が、インドでは従業員給付がカーブアウトされています。台湾では、カーブアウトや適用時期の延期といった措置は想定されていないですか。

回答：現在除外されている投資不動産の公正価値については今年（2014年）から適用されることが決定されていますし、IFRSでは原価法と公正価値法の選択ですからカーブアウトとはいえないでしょう。IASBからフルアドプションと認められるために、今後、カーブアウトの可能性は高くないと予想されます。

⁵ 劉啓群教授はARDF財務報告委員長であり、インタビュー記事「談IASB準則制定之趨勢」[2014]が、『會計』（ARDF発行）第341号、84-86頁に掲載。

第5節 むすび

本章では、台湾における会計基準設定の歴史、IFRS アドプシヨンの背景、IFRS 適用の影響・課題及び今後の会計基準設定の動向を中心に、会計基準設定主体及び現地監査法人に対するインタビューの内容を紹介した。

2013 年の蔡氏のインタビュー及び 2014 年の林氏及び李氏のインタビューにより、規制機関等の公式の見解では得られない IFRS アドプシヨンの背景についての知見を得ることができた。10 数年にわたる IFRS とのコンバージェンスからアドプシオンへシフトした要因は、産業界や議員によるロビイングの回避や基準設定の効率化が挙げられた。

また、IFRS 導入後の 2014 年の荘氏、林氏及び李氏のインタビューでは、1 年の経験しかないという前置きがあったものの、会計基準設定過程における実務的な問題を聞き取ることができた。

そのひとつは翻訳の問題である。台湾においては、翻訳の完全化のために ARDF 内で研究者による作業、翻訳委員会のチェック、会計基準委員会によるレビューを行い、規制機関である FSC に引き継ぐという厳格なプロセスをとっていると説明され、膨大なエネルギーをかけていることが伝わってきた。日本と台湾は母語も教育言語も異なるものの、英語圏ではないという点で共通している。今後、台湾の努力を継続的に追跡調査することで、日本が台湾の経験から学ぶ余地があると考えている。

他方、インタビュー前の予想に反して、IFRS 適用コストは小さいと捉えられていた。インタビューの説明では、コンバージェンスからアドプシオンへの転換は基本的に困難ではなかったし、また ARDF の荘氏が行った調査では、台湾企業の純資産への影響は限定的であった。台湾においては、時間とコストがかかったとしても IFRS の適用が企業、とりわけグローバル企業にとって有利な状況を生み出すと認識されていた。

インタビューでは、IFRS 適用によって、会計基準設定過程や経営者、監査人の考えにどのような変化が生じたのか、生じる可能性があるか、という点も調査目的に入れていた。2012 年の IFRS 早期適用時からの変化という点では、企業による証拠の提示を条件に、FSC は投資不動産にも公正価値の使用を認め、財務諸表の作成者が経験を積みつつある現状が確認できた。台湾においては規制機関及び基準設定主体のリードのもと、会計監査人、企業が一体となって IFRS 適用に向かっているという状況がこうした背景にあるといえよう。

第10章 証券市場におけるIFRS適用のエフェクト

第1節 はじめに

本章では、資本提供者のエフェクトとして、台湾証券市場におけるIFRS適用のエフェクトについて、実証研究の成果にもとづき考察する。ここでは、Haller et al. [2012] が例示する資本提供者のエフェクトである「より透明性の高い改善された会計」を、IFRSにもとづく財務報告がTGAAPにもとづく財務情報と比較して価値関連性が高いか否か、利益調整を抑制しているか否かという観点から考察することとする。

具体的には、まず、Lin et al.による“IFRS Adoption and Financial Reporting Quality: Taiwan Experience”を取り上げる。Lin et al.は、台湾におけるIFRSとのコンバージェンスのプロセスにおいて、財務報告の品質にどのようなインパクトがあったかについて、「価値関連性 (value relevance)」と「利益調整 (earnings management)」¹を用いた実証分析を行っている。つづいて、Huoshu Peng and Mei-Hui Chen (以下、Peng and Chen) による“A Comparison of the Value Relevance of IFRS with Taiwanese GAAP Accounting Information”を取り上げる。Peng and Chenは、台湾公開企業の2012年の初度適用時におけるTGAAPとIFRSによる調整表を用いて、IFRSにもとづく財務情報とTGAAPにもとづく財務情報について価値関連性を用いた実証分析を行っている。

第2節 会計基準のコンバージェンスと財務報告の質

1. Lin et al.によるリサーチ・デザイン

Lin et al.は、1999年から2005年までをUSGAAP期(第1期)、2006年から2007年までをIFRSとのコンバージェンス期(第2期)、2008年から2009年をIFRSアドプシヨンの準備期(第3期)とした。サンプルは、台湾におけるすべての上場企業1,304社から構成され、最終的にはすべての変数が入手可能な986社のサンプルとなった。1999年～2009年までのリサーチデータは台湾経済新報(Taiwan Economic Journal: TEJ)のデータベースから入手されている。以下で、Lin et al.による価値関連性及び利益調整の分析モデルについて説明する。

(1) 価値関連性モデル

価値関連性分析は、各会計基準のもとでの利益に関する回帰モデルが、株式リターンの変動をうまく説明するかを比較することを目的としている。回帰分析における調整済み決定係数(R^2)は、回帰モデルのあてはまりのよさを示す。評価モデルの仮説において、株価は株主が株式保有のリスクに対して要求する収益率によって割り引いた期待キャッシュフロ

¹ Lin et al.は、財務情報の品質に関する先行研究が、価値関連性と利益調整の規模の2つのカテゴリーに大別でき、両測定ともにメリット・デメリットを有するため、両者を含むようデザインするとしている(Lin et al. [2012], p.287)。

一の総計とされる。Lin et al.は、期待キャッシュフローの代理変数として会計利益を用い、各期における株価に対する財務報告の説明力を比較し、回帰係数と仮説との一貫性について検討している。

$$P_{i,t} = \alpha + \beta E_{i,t} + \varepsilon_{i,t} \quad \textcircled{1}$$

ここで、Pは株式リターン²、Eは一株当たりの利益、εは誤差項をあらわす。各モデルのR²は、利益と株価との相関の大きさを表す。したがって、3期間の比較を行い、第3期のR²が第1期及び第2期よりも高ければ、IFRSとのコンバージェンスにおける利益の質は他の基準とのコンバージェンスよりもよいと結論づけることができる。

(2) 利益調整分析

利益調整分析においては、会計発生高を裁量的会計発生高と非裁量的会計発生高とに分ける方法(Huang and Lin [2007])を用い、裁量的会計発生高の測定に、Dechow et al. [1995]による修正Jonesモデルが適用されている。

$$\frac{TACC_{i,t}}{TA_{i,t-1}} = \alpha_1 \frac{1}{TA_{i,t-1}} + \alpha_2 \frac{\Delta REV_{i,t} - \Delta AR_{i,t}}{TA_{i,t-1}} + \alpha_3 \frac{PPE_{i,t}}{TA_{i,t-1}} + \varepsilon_{i,t} \quad \textcircled{2}$$

*△＝期中増減額を示す。

*総会計発生高 ＝ 特別損益項目控除前利益－営業キャッシュフロー

ここで、TACCは総会計発生高、REVは売上高、ARは売上債権、PPEは有形固定資産、εは誤差項をあらわす。式②の誤差項が裁量的会計発生高である。利益調整の代理変数は平準化率(利益平準化の程度)によって測定される。Tendeloo and Vanstraelen [2005]に従い、平準化率は非裁量的会計発生高の標準偏差が利益の標準偏差を超過する額と定義される。

$$SR_{i,t} = \sigma NDE_{i,t} / \sigma E_{i,t} \quad \textcircled{3}$$

ここで、SRは平準化率、σNDEは非裁量的会計発生高の標準偏差、σEは報告利益の標準偏差をあらわす。式③に対して分散分析を用い、3期の平準化率を比較し、平準化率が高ければ、財務報告の品質が悪いと判断する。

2. 実証結果

(1) 記述統計

図表10-1は、すべての変数の記述統計を示したものである。第3期の一株当たり利益及び

² Lin et al.の原文においては、the firm's stock price となっている (Lin et al. [2012], p.290)。

株価の平均値及び中央値は、それぞれ第1期及び第2期よりも高い値を示している。IFRS準備期間である第3期の会計基準にもとづく純利益、営業キャッシュフローの平均値及び中央値は、第1期及び第2期よりも高い。資産で除した純利益及び営業キャッシュフローの可変性を比較することにより、純利益と営業キャッシュフローの差異は会計コンバージェンスを通じて減少していることが分かった。利益はキャッシュフローに会計発生高を加えた額に等しいため、キャッシュフローの少ない企業は、報告利益を増加させるため、会計発生高を使うと考えられる。このような結果はUSGAAPにもとづく会計基準による報告利益のほうがより利益調整の許容度が高いことを示している。

図表 10-1 記述統計

	第1期			第2期			第3期		
	平均値	中央値	標準偏差	平均値	中央値	標準偏差	平均値	中央値	標準偏差
株価	20.118	16.190	156.88	16.905	13.800	32.079	29.133	23.320	42.290
EPS	0.771	0.644	4.038	1.226	1.008	3.952	2.098	1.756	2.522
純利益	0.061	0.046	0.112	0.071	0.054	0.432	0.072	0.062	1.223
営業 CF	0.039	0.033	0.209	0.068	0.060	0.642	0.075	0.070	1.191
総会計発生高	0.088	0.043	0.180	0.066	0.049	0.272	0.793	0.056	0.084
非裁量的会計発生高	0.033	0.017	0.052	0.044	0.022	0.221	0.015	0.086	0.022
裁量的会計発生高	0.089	0.046	0.168	0.089	0.053	0.153	0.076	0.054	0.083

すべての変数（株価・EPS以外）は資産で除している

出所：Lin et al. [2012], p.291 を一部抜粋

さらに、第3期における総会計発生高の中央値（0.056）及び裁量的会計発生高の中央値（0.054）は、第1期及び第2期よりも高い。会計発生高の可変性は、IFRSへのグローバルなコンバージェンスのプロセスにおいて、利益操作の頻度が高まっている予備的証拠を提供している。このシナリオは、IFRSのより高い許容度がもたらしたものである。

（2）価値関連性

図表 10-2 は、各期における利益と株価の関連を示したものである。利益公表の影響に焦点を当て、株式リターンに対する他の事象の影響を減少させるため、従属変数として、年度末後3ヶ月の株式リターンを使用している。

実証の結果は、回帰モデルが高い調整済み決定係数 (R^2) を有していることを示している。式①における各期の利益に関する係数は、有意に正の相関がある。すなわち、高い営業成績を示す高利益は、より高い市場の反応をもたらすということである。

図表 10-2 価値関連性の回帰分析結果

	第 1 期	第 2 期	第 3 期
切片	-1.364(-0.419)	12.321(32.282) ***	1.981(2.530)
一株当たり利益	29.948(40.244) ***	5.475(60.830) ***	14.114(62.732) ***
F 値	1617	3700	3935
R ²	57.1%	45.5%	67.6%

Pi：会計年度末 3 ヶ月後の株式リターン

Ei：一株当たり利益

() は t 値 ***は有意水準 1%

出所：Lin et al. [2012], p.291 にもとづき作成したものである。

さらに、回帰係数の大きさと有意性が 3 期間にわたって増加していることも観察された。第 1 期における R² は、利益が株式リターンの 57.1% の動きを説明できることを示している。しかしながら、第 3 期は、利益が株式リターンの動きの 67.6% を説明できることを示している。利益の価値関連性、財務報告の品質はコンバージェンスとともに改善されていると推測できる。第 2 期においては、利益が株式リターンの 45.5% の動きしか説明できず、3 期間において一番低かった。このことを、Lin et al. は、IFRS コンバージェンス期が移行期であることと関連していると考えている。すなわち、移行期においては、修正中の規定はあいまいで不完全であり、そのうえ、多国籍企業は各ローカル GAAP のもとで複数の利益を報告するであろう。単一企業における複数の利益情報は投資家の信頼を改める恐れがある。したがって、第 2 期における利益の説明力が減少していると考えられる (Lin et al. [2012], p.292)。

(3) 利益調整

図表 10-3 は、平準化率を用いて利益調整を評価した結果である。各期間における利益調整の代理変数の記述統計は表 3 のパネル A に、各期間の比較はパネル B に示されている。パネル A が示すように、第 1 期の平準化率は第 2 期及び第 3 期よりも高い。この結果は、純利益の変動性を上回る非裁量的発生高によって測定される第 1 期の利益調整が、第 2 期及び第 3 期よりも高いことを示している。すなわち USGAAP 期には、企業は利益のボラティリティを減少させるため、頻繁に裁量的会計を用いるということである。このような経営者の行動は IFRS とのコンバージェンスプロセスにつれて減少している。したがって、財務報告の品質は IFRS へのコンバージェンスによって改善されると結論づけることができる。

さらに、図表 10-3 のパネル B に各期間において統計的差異が存在することが示されている。第 1 期の報告の質は第 2 期及び第 3 期よりも劣っており USGAAP の品質が IFRS よりも劣っていると推測できる。ただし、過渡期である第 2 期においては、平均値と中央値では差が見られる。すなわち、中央値の差の検定においては、第 1 期及び第 2 期ともに第 3 期よりも劣っている。これらを考慮すれば、少なくとも第 3 期の財務報告の品質が改善されたと結論づけられる。

図表 10-3 利益平準化率

パネル A : 記述統計

期間	平均値	中央値	第3四分位	第1四分位	標準偏差
第1期	4.0224	0.8333	1.6825	0.4605	26.1984
第2期	1.3859	0.7024	1.3879	0.3553	2.52328
第3期	1.3256	0.4487	0.9385	0.2166	7.9503

パネル B : 分散分析

	平均値の差の検定の P 値 ^a	中央値の差の検定の P 値 ^b
第1期対第2期	0.006***	0.019
第1期対第3期	0.003***	0.000***
第2期対第3期	0.806	0.000***
第1期対第2期対第3期	0.001***	0.000***

***及び**はそれぞれ1%及び5%未満の有意水準を表す

利益平準化率：利益の標準偏差を超過する非裁量的発生高の標準偏差

a : T 検定

b : ウィルコクソン検定

出所：Lin et al. [2012], p.292 を加筆修正したものである。

3. 小括

本節では、台湾における IFRS とのコンバージェンスのプロセスにおける財務報告の品質に対するインパクトを、Lin et al.による実証研究の成果にもとづき考察した。分析の結果、価値関連性分析においては、IFRS アドプシヨンの準備時期における株式リターンに対する報告利益の説明能力が増加し、利益調整分析においても、IFRS アドプシヨンプランにもとづく基準修正が、利益操作を著しく抑制し、したがって、Lin et al.は、IFRS とのアドプシヨにより財務報告の品質が改善されたと結論付けた。

台湾証券市場を対象としたこのような実証分析は、台湾においては、利益の質の相違に関する投資家の理解を促し、規制当局による IFRS の強制適用に対する投資家や企業の理解を得るための経験的エビデンスを提供する。一方、Lin et al.による実証研究には限界があることも指摘できる。すなわち、価値関連性分析においては、説明変数に純資産簿価と利益の変数を用いる分析モデルが代表的なモデルであるのに対して、唯一の説明変数として会計利益を用いており、その頑健性について追加検証を行う必要があることである。また、利益調整分析においては、どのような特徴を有する企業がより裁量的な行動を行っているのか、という影響要因についても検証可能であろう。さらに、財務報告の価値関連性は、その時々々の経済環境、個々の企業の戦略や競争環境など様々な要因によっても影響を受けるため、3期間における財務報告の質の変化について結論を見出すことには限界があるといえる。

第3節 IFRS と TGAAP による財務情報の価値関連性

1. Peng and Chen によるリサーチ・デザイン

サンプルは、金融業を除く 1,427 社から構成される。最終的には、欠損値が観察される企業を除き、TGAAP と IFRS の純利益及び OCI 項目が入手できる 1,368 社となった。すべての財務・株価データは TEJ から入手されている。規模の差を調整するため、すべての変数は 2011 年の TGAAP による期末総資産によってデフレートされ、さらに回帰モデルで用いられるダミー変数を除き、各変数は、異常値の影響をコントロールするため、上下 1% のデータがウィンソライズされている。以下で、Peng and Chen による価値関連性の分析モデルについて説明する。

(1) 企業価値の関連性

RQ1 : IFRS にもとづく会計情報は TGAAP にもとづく会計情報よりも価値関連性が高いか。

Peng and Chen は、RQ1 を Ohlson モデル [1995] による次のモデルを用いて検証している (Peng and Chen p.6)。

$$\frac{MV_{i,t}}{TA_{i,t-1}^{TGAAP}} = \alpha_0 + \alpha_1 \frac{BV_{i,t}^{TGAAP}}{TA_{i,t-1}^{TGAAP}} + \alpha_2 \frac{NI_{i,t}^{TGAAP}}{TA_{i,t-1}^{TGAAP}} + \sum_k \beta_k Industry_{i,t,k} + \varepsilon_{i,t} \quad ①$$

$$\frac{MV_{i,t}}{TA_{i,t-1}^{TGAAP}} = \alpha_0 + \alpha_1 \frac{BV_{i,t}^{IFRS}}{TA_{i,t-1}^{TGAAP}} + \alpha_2 \frac{NI_{i,t}^{IFRS}}{TA_{i,t-1}^{TGAAP}} + \sum_k \beta_k Industry_{i,t,k} + \varepsilon_{i,t} \quad ②$$

$$\frac{MV_{i,t}}{TA_{i,t-1}^{TGAAP}} = \alpha_0 + \alpha_1 \frac{BV_{i,t}^{IFRS}}{TA_{i,t-1}^{TGAAP}} + \alpha_2 \frac{CI_{i,t}^{IFRS}}{TA_{i,t-1}^{TGAAP}} + \sum_k \beta_k Industry_{i,t,k} + \varepsilon_{i,t} \quad ③$$

$MV_{i,t}$: t 年度末及び t 年度末から 3 ヶ月後の株価

$BV_{i,t}^{TGAAP}$: t 年度末における一株当たり純資産簿価 (TGAAP)

$BV_{i,t}^{IFRS}$: t 年度末における一株当たり純資産簿価 (IFRS)

$NI_{i,t}^{TGAAP}$: t 年度における一株当たり税引き後純利益 (TGAAP)

$NI_{i,t}^{IFRS}$: t 年度における一株当たり税引き後純利益 (IFRS)

$CI_{i,t}^{IFRS}$: t 年度における一株当たり包括利益 (IFRS)

$TA_{i,t-1}^{TGAAP}$: t 年度期首における一株当たり総資産 (TGAAP)

$\varepsilon_{i,t}$: 誤差項

RQ1 については、Vuong (1989) 検定が用いられている。Vuong 検定は、競合する 2 つのモデルが存在する際のモデル選択の検定方法として用いられる。Z 値が有意に正の値を示した場合、IFRS を選択して TGAAP を棄却したことを示す。

(2) IFRS による増分情報

RQ2 : IFRS の包括利益計算書における OCI 項目の情報は、TGAAP における純資産簿価及び利益情報調整後に、増分情報内容を有するか。

TGAAP と IFRS の主たる相違は、IFRS にもとづく財務情報が OCI を含む包括利益計算書を要求するのに対して、TGAAP にもとづく財務報告は、OCI を除外した損益計算書のみを表示することにある。RQ2 は、OCI 情報が増分情報内容を有するか否かを分析するものである。Peng and Chen は、RQ2 について式④を用い、さらに、式⑤により OCI の構成項目ごとの分析を行っている。

$$\frac{MV_{i,t}}{TA_{i,t-1}^{TGAAP}} = \alpha_0 + \alpha_1 \frac{BV_{i,t}^{TGAAP}}{TA_{i,t-1}^{TGAAP}} + \alpha_2 \frac{NI_{i,t}^{TGAAP}}{TA_{i,t-1}^{TGAAP}} + \alpha_3 \frac{BV_{i,t}^{IFRS-TGAAP}}{TA_{i,t-1}^{TGAAP}} + \alpha_4 \frac{NI_{i,t}^{IFRS-TGAAP}}{TA_{i,t-1}^{TGAAP}} + \alpha_5 \frac{OCI_{i,t}^{IFRS}}{TA_{i,t-1}^{TGAAP}} + \sum_k \beta_k Industry_{i,t,k} + \varepsilon_{i,t} \quad (4)$$

$$\frac{MV_{i,t}}{TA_{i,t-1}^{TGAAP}} = \alpha_0 + \alpha_1 \frac{BV_{i,t}^{TGAAP}}{TA_{i,t-1}^{TGAAP}} + \alpha_2 \frac{NI_{i,t}^{TGAAP}}{TA_{i,t-1}^{TGAAP}} + \alpha_3 \frac{BV_{i,t}^{IFRS-TGAAP}}{TA_{i,t-1}^{TGAAP}} + \alpha_4 \frac{NI_{i,t}^{IFRS-TGAAP}}{TA_{i,t-1}^{TGAAP}} + \alpha_5 \frac{OCI_FrExch_{i,t}^{IFRS}}{TA_{i,t-1}^{TGAAP}} + \alpha_6 \frac{OCI_AveSaleUnrel_{i,t}^{IFRS}}{TA_{i,t-1}^{TGAAP}} + \alpha_7 \frac{OCI_OthCIeq_{i,t}^{IFRS}}{TA_{i,t-1}^{TGAAP}} + \alpha_8 \frac{OCI_TaxRelOCI_{i,t}^{IFRS}}{TA_{i,t-1}^{TGAAP}} + \alpha_9 \frac{OCI_PensionRel_{i,t}^{IFRS}}{TA_{i,t-1}^{TGAAP}} + \alpha_{10} \frac{OCI_Others_{i,t}^{IFRS}}{TA_{i,t-1}^{TGAAP}} + \sum_k \beta_k Industry_{i,t,k} + \varepsilon_{i,t} \quad (5)$$

$BV_{i,t}^{IFRS-TGAAP}$: t 年度末における純資産簿価の IFRS と TGAAP との差額

$NI_{i,t}^{IFRS-TGAAP}$: t 年度における純利益の IFRS と TGAAP との差額

$OCI_{i,t}^{IFRS}$: t 年度におけるその他の包括利益

$OCI_FrExch_{i,t}^{IFRS}$: t 年度における為替換算調整勘定

$OCI_AveSaleUnrel_{i,t}^{IFRS}$: t 年度におけるその他有価証券評価差額金

$OCI_OthCIeq_{i,t}^{IFRS}$: t 年度における持分法適用会社に対する持分相当額

$OCI_TaxRelOCI_{i,t}^{IFRS}$: t 年度における OCI に関連する税 (効果)

$OCI_PensionRel_{i,t}^{IFRS}$: t 年度における確定給付に関する保険数理差損益

$OCI_Others_{i,t}^{IFRS}$: t 年度におけるその他の OCI 項目

図表 10-4 では、2012 年期首の TGAAP による総資産でデフレートしたすべての変数に関する記述統計が示されている。

図表 10-4 各変数の基本統計量

変数	サンプル数	平均値	標準偏差	25%	中央値	75%
株価 (2012/12)	1368	0.9571	0.9433	0.4173	0.6514	1.1331
株価 (2013/3)	1368	1.0469	1.0765	0.4439	0.6944	1.2131
純資産簿価 (TGAAP)	1368	0.6080	0.2172	0.4685	0.5905	0.7448

純資産簿価 (IFRS)	1368	0.6027	0.2208	0.4611	0.5855	0.7381
純利益 (TGAAP)	1368	0.0315	0.0921	-0.0032	0.0318	0.0765
純利益 (IFRS)	1368	0.0308	0.0921	-0.0066	0.0308	0.0749
包括利益	1324	0.0265	0.0919	-0.0129	0.0246	0.0718
純資産簿価 (IFRS-TGAAP)	1368	-0.0050	0.0179	-0.0081	-0.0032	-0.0003
純利益 (IFRS-TGAAP)	1368	-0.0012	0.0111	-0.0005	0	0.0006
OCI	1316	0.0010	0.0112	-0.0103	-0.0039	-0.0002
為替換算調整勘定	1316	-0.0049	0.0068	-0.0091	-0.0031	0
その他有価証券評価差額金	1316	-0.0055	0.0065	0	0	0.0003
持分法適用関連会社・JV における OCI 項目	1316	0.0010	0.0006	0	0	0
OCI に関連する税 (効果)	1316	-0.0001	0.0007	0	0	0.0002
保険数理差損益	1316	0.0003	0.0020	-0.0012	-0.0002	0
その他の OCI 項目	1316	-0.0001	0.0002	0	0	0

*すべての変数は、TGAAP による 2012 年期末総資産でデフレートされている。

出所：Peng and Chen [2014], pp.18-19 にもとづき作成したものである。

図表 10-5 は、Pearson(右側)と Spearman (左側) の相関分析の結果を示したものである。

図表 10-5 利益・純資産簿価と株価の相関分析

	株価 (2012/12)	株価 (2013/3)	純資産簿価 TGAAP	純資産簿価 IFRS	純利益 TGAAP	純利益 IFRS	純資産簿価 IFRS-TGAAP	純利益 IFRS-TGAAP	OCI
株価 (2012/12)	1	0.976***	0.648***	0.641***	0.520***	0.525***	0.012	-0.028	0.107***
株価 (2013/3)	0.979***	1	0.641***	0.634***	0.518***	0.519***	0.014	-0.048*	0.114***
純資産簿価 TGAAP	0.686***	0.686***	1	0.988***	0.488***	0.491***	0.012	-0.034	0.078**
純資産簿価 IFRS	0.674***	0.674***	0.990***	1	0.4670***	0.485***	0.137***	0.037	0.089***
純利益 TGAAP	0.659***	0.665***	0.459***	0.442***	1	0.978***	-0.100***	-0.123***	-0.03
純利益 IFRS	0.647***	0.650***	0.458***	0.456***	0.974***	1	-0.025	0.046*	-0.031
純資産簿価 IFRS-TGAAP	-0.087***	-0.091***	-0.057***	0.012	-0.142***	-0.119***	1	0.380***	0.086***
純利益 IFRS-TGAAP	-0.004	-0.017	0.009	0.021	-0.044	0.043	-0.109***	1	-0.019
OCI	0.106***	0.101***	0.081***	0.082***	-0.01	-0.018	0.039	-0.043	1

*すべての変数は、TGAAP による 2012 年期末総資産でデフレートされている。

*,**,***は、両側検定を用い、各々、10%、5%及び1%の有意水準であることを示している。

出所：Peng and Chen [2014], p.20 にもとづき作成したものである。

2012 年期末及びその3カ月後 2013 年3月の調整済み株価は、TGAAP 及び IFRS によ

る純資産簿価及び純利益と強い正の相関を有していることが分かる。とりわけ、両基準において、株価と純資産簿価との相関係数は、株価と純利益の相関係数と比較してよりポジティブである。たとえば、2012年12月の株価は、TGAAP及びIFRSによる純資産簿価と0.6以上の正の相関を有するのに対して、株価とTGAAP及びIFRSによる純利益IFRSとの相関は約0.52である。また、株価とOCIとの相関係数は0.107であり、これに関してPeng and Chenは、有意な正の相関を有しているとするが(Peng and Chen [2014], pp.9-10)、一般的には相関関係は弱いと解釈できる。

2. 実証結果

(1) IFRSとTGAAPによる情報の価値関連性に関する比較

RQ1は、IFRSにもとづく財務情報の価値関連性がTGAAPよりも高いか否かを分析することである。図表10-6パネルAは、両基準の純資産簿価、税引き後利益及び株価のOLS回帰の結果を示している。Dimitropoulos et al. [2013]に従い、2012年年次報告書公表前と公表後の結果を示している。すなわち、2012年度末及びその3ヶ月後の株価と2012年度の純資産簿価及び税引き後利益との相関である。両基準ともに、純資産簿価及び税引き後利益は価値関連性を有している。IFRSによる包括利益もまた価値関連性を有している。

図表10-6パネルBは、IFRSとTGAAPの価値関連性を比較した結果であり、これによると、IFRSにもとづく財務情報はTGAAPに対して価値関連性において有意ではなかったことを示している。

図表10-6 2012年年次報告書によるIFRSとTGAAPの価値関連性の比較

パネルA. 回帰分析

変数	式(1)		式(2)		式(3)	
	株価2012/12	株価2013/3	株価2012/12	株価2013/3	株価2012/12	株価2013/3
純資産簿価(TGAAP)	2.039*** (21.045)	2.314*** (20.575)	—	—	—	—
純利益(TGAAP)	2.778*** (12.326)	3.116*** (12.100)	—	—	—	—
純資産簿価(IFRS)	—	—	1.977*** (20.639)	2.260*** (20.298)	1.933*** (19.718)	2.176*** (19.166)
純利益(IFRS)	—	—	2.884*** (12.631)	3.179*** (12.145)	—	—
包括利益	—	—	—	—	2.907*** (12.566)	3.330*** (12.432)
切片	-0.328*** (-3.623)	-0.392*** (-3.727)	-0.287*** (-3.235)	-0.351*** (-3.353)	-0.263*** (2.823)	-0.315*** (-2.916)
産業ダミー	あり	あり	あり	あり	あり	あり
調整済み決定係数	0.524	0.507	0.522	0.504	0.522	0.506
サンプル数	1,368	1,368	1,368	1,368	1,324	1,324

*すべての変数は、TGAAPによる2012年期首総資産でデフレートされている。

()内はt値を示す。

*,**,***は、両側検定を用い、各々、10%、5%及び1%の有意水準であることを示している。

出所：Peng and Chen [2014], pp.21-22にもとづき作成したものである。

パネル B. IFRS と TGAAP の比較結果

従属変数	独立変数	Vuong検定のZ値	p値
株価	純資産簿価(IFRS), 純利益(IFRS) 対 純資産簿価(TGAAP), 純利益(TGAAP)	-0.469	0.681
2012/12	純資産簿価(IFRS), 包括利益(IFRS) 対 純資産簿価(TGAAP), 純利益(TGAAP)	-0.488	0.687
株価	純資産簿価(IFRS), 純利益(IFRS) 対 純資産簿価(TGAAP), 純利益(TGAAP)	-0.582	0.72
2013/3	純資産簿価(IFRS), 包括利益(IFRS) 対 純資産簿価(TGAAP), 純利益(TGAAP)	-0.13	0.552

*すべての変数は、TGAAPによる2012年期末総資産でデフレートされている。

出所：Peng and Chen [2014], p.23にもとづき作成したものである。

(2) TGAAP から IFRS への純資産簿価及び純利益の調整の価値関連性

RQ2は、純資産簿価及び純利益のTGAAPからIFRSへの調整の価値関連性を分析することである。そのため、IFRSにもとづく純資産簿価を、TGAAPにもとづく純資産簿価とIFRSにもとづく純資産簿価とTGAAPにもとづく純資産簿価との差額に分解している。同様に、IFRSにもとづく純利益を、TGAAPにもとづく純利益とIFRSにもとづく純利益とTGAAPにもとづく純利益純資産簿価との差額に分解している。まず、OCI項目を除く、2012年12月の株価とIFRSとTGAAPとの純資産簿価及び純利益の差額の関係进行分析するために、式④が算定される。IFRSへの調整が価値関連性を有するならば、IFRSとTGAAPとの純資産簿価及び純利益の差額は、2012年12月の株価と高い正の相関を有する。図表10-7に示すように、IFRSとTGAAPとの純資産簿価の差額の係数は正であるが、2012年12月の株価に関連しては有意ではない。これに対して、IFRSによる純資産簿価とTGAAPによる純資産簿価との差額は、2013年3月の株価と有意に正の相関を有する(係数2.851, P値<0.05)。したがって、投資家は報告された財務諸表の情報を投資意思決定に組み入れるのに時間を必要としていると解釈できる。

さらに、IFRSによる財務情報がOCI項目を含む包括利益計算書を要求することに焦点を当て、IFRSのOCI項目の価値関連性に関して式④を用いて分析されている。図表10-7は2012年の包括利益が2012年12月の株価及び2013年3月の株価ともに1%の水準で有意に正の相関があることを示している。したがって、投資家がOCI項目に関する情報を株式評価に組み込んでいると解釈できる。

図表 10-7 2012 年年次報告書による IFRS の調整内容の増分情報

変数	株価2012/12			株価2013/3		
	式(4)		式(5)	式(4)		式(5)
純資産簿価(TGAAP)	2.034*** (20.986)	1.998*** (20.267)	2.004*** (20.256)	2.305*** (20.502)	2.242*** (19.610)	2.252*** (19.618)
純利益(TGAAP)	2.809*** (12.413)	2.927*** (12.577)	2.974*** (12.773)	3.190*** (12.150)	3.329*** (12.333)	3.376*** (12.494)
純資産簿価 (IFRS-TGAAP)	1.770 (1.601)	1.054 (0.930)	1.262 (1.103)	2.851** (2.223)	2.064 (1.570)	2.351* (1.171)
純利益 (IFRS-TGAAP)	0.340 (0.194)	1.771 (0.983)	1.661 (0.921)	-1.785 (-0.879)	-0.136 (-0.065)	-0.278 (-0.133)
包括利益	—	4.325*** (2.602)	—	—	5.721*** (2.967)	—
OCI・為替換算調整勘定	—	—	11.779*** (4.149)	—	—	14.253*** (4.253)
OCI・其他有価証券評 価差額金	—	—	-1.978 (0.698)	—	—	-1.692 (-0.514)
OCI・持分法適用会社 に対する持分相当額	—	—	-3.882 (-0.124)	—	—	16.020 (0.439)
OCI・関連する税(効果)	—	—	-7.332 (-0.268)	—	—	-3.030 (-0.095)
OCI・保険数理差損益	—	—	12.402 (1.319)	—	—	14.224 (1.304)
OCI・その他	—	—	57.196 (0.655)	—	—	89.929 (0.887)
切片	-0.319*** (-3.517)	-0.300*** (-3.190)	-0.241** (-2.533)	-0.377*** (-3.584)	-0.345*** (-3.169)	-0.277** (-2.509)
産業ダミー	あり	あり	あり	あり	あり	あり
調整済み決定係数	0.524	0.529	0.533	0.508	0.512	0.515
サンプル数	1,368	1,316	1,316	1,368	1,316	1,316

*すべての変数は、TGAAPによる2012年期首総資産でデフレートされている。

()内はt値を示す。

*,**,***は両側検定を用い、各々10%、5%及び1%の有意水準であることを示している。

出所：Peng and Chen [2014], pp.24-26にもとづき作成したものである。

(3) IFRSにおけるOCI構成項目の価値関連性

IFRSにおいて、純利益と包括利益の相違は包括利益にOCI項目を付加した点であり、その構成要素として、為替換算調整勘定、其他有価証券評価差額金、持分法適用会社に対する持分相当額、OCIに関連する税(効果)、確定給付に関する保険数理差損益が挙げられる。式④の推定結果にもとづき、Peng and Chenは、式⑤を用いて、OCI項目の構成要素が価値関連性を有するかを分析している。図表10-7に示されるように、為替換算調整勘定の係数は、2012年12月(係数=11.779, p値<0.01)及び2013年3月(係数=14.253, p値<0.01)の株価と1%水準で強い正の相関を有している。OCIのそれ以外の構成要素はすべて有意ではなかった。

3. 小括

本節では、台湾におけるIFRSにもとづく財務情報の価値関連性を、Peng and Chenによる実証研究の成果に基づいて考察した。分析の結果、IFRSにもとづく財務情報はTGAAP

のそれに対して価値関連性において有意ではなかった。また、IFRS による OCI の構成項目ごとの分析においては、為替換算調整勘定に増分情報内容があることが判明した。Peng and Chen は、このような結果を極めてポジティブに捉えているが (Peng and Chen p.14), 複数の OCI 項目のうち、為替換算調整勘定のみが増分情報内容を有することから、投資家が OCI 情報を投資意思決定にとって重要ではないと判断していると解釈することも可能であろう。

第4節 むすび

本章では、台湾証券市場における IFRS 適用のエフェクトについて、実証研究の成果にもとづき考察した。

まず、Lin et al.による実証分析の成果によると、価値関連性分析においては、IFRS アドプシヨンの準備時期における株式リターンに対する報告利益の説明能力が増加し、利益調整分析においても、IFRS アドプシヨンプランにもとづく基準修正が、利益操作を著しく抑制し、したがって、Lin et al.は、IFRS とのアドプシヨにより財務報告の品質が改善されたと結論付けた。

つづいて、Peng and Chen による実証分析の成果によると、IFRS にもとづく財務情報は TGAAP のそれに対して価値関連性において有意ではなかった。また、IFRS による OCI の構成項目ごとの分析においては、為替換算調整勘定に増分情報内容があることが判明した。複数の OCI 項目のうち、為替換算調整勘定のみが増分情報内容を有することから、投資家が OCI 情報を投資意思決定にとって重要ではないと判断していると捉えることができた。

以上のように、台湾においては、USGAAP にもとづき設定された会計基準から IFRS とコンバージェンスした会計基準を適用したプロセスにおいては、財務報告の品質は改善された一方、IFRS による財務報告は IFRS をコンバージェンスした TGAAP にもとづく財務報告に対して価値関連性において有意ではなかった。また、複数の OCI 項目のうち、為替換算調整勘定のみが増分情報内容を有していた。

第6章及び第9章で明らかにしたように、台湾においては、十数年にわたる IFRS とのコンバージェンスにより、IFRS アドプシヨへの転換は基本的には困難ではなく、台湾公開企業の株価及び純資産においてもそれほど大きな影響はなかったとの調査報告がある。IFRS にもとづく財務情報が TGAAP のそれに対して価値関連性において有意ではなかったとする実証分析の結果は、このような報告を裏付けるエビデンスを提供しているのではないだろうか。台湾においては、2013年のIFRSアドプシヨからわずか数年の経験であり、今後蓄積されるであろう実証研究の成果に注目したい。

第4部 中小企業向け会計基準の設定による
会計制度の整備

第11章 中小企業版 IFRS 導入の論点

第1節 はじめに

周知のように、企業活動のグローバル化を背景に、各国・各地域において多様な方法で IFRS が導入されている。さらに、IFRS 導入の議論は公開企業のみならず、非公開企業及び中小企業に対しても繰り広げられるようになった。とりわけ、2009年7月、IASB により中小企業版 IFRS が公表されたことは各国において中小企業に適用する会計基準に関する議論を促す契機となった。IASB によると、2016年2月現在、78の国・地域が採用（要請または容認）を表明している。

台湾においては、第2章で明らかにしたように、従来すべての企業に対して同一の会計基準として SFAS が適用されてきたが、公開企業等に対して 2013年より段階的に IFRS に準拠した財務諸表の作成が義務付けられることとなった。これに対して、大多数の中小企業を含む非公開企業に対しては、IFRS 適用に関する規定はなく、規制機関である経済部を中心に検討が進められてきた。本章では、規制機関の見解を手がかりに、台湾中小企業に適用される会計基準、具体的には中小企業版 IFRS 導入の動向について考察する。

第2節 台湾中小企業の概要

1. 中小企業の定義

図表 11-1 は台湾と日本における中小企業の定義を整理したものである。

図表 11-1 日台の中小企業の定義

	台湾	日本
中小企業の定義の根拠	中小企業認定標準（第2条）	中小企業基本法（第2条）
中小企業の定義	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造業、建設業、鉱業等は資本金8,000万台湾元（約2億8千万円）以下、従業員数200人未満 ・ 上記以外の業種は、前年売上高が1億台湾元（約3億5千万円）以下、従業員数100人未満（うち、従業員数5人未満の事業所は小規模企業とされる。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造業、その他の業種：資本金3億円以下、従業員数200人以下 ・ 卸売業：資本金1億円以下、従業員100人以下 ・ 小売業：資本金5,000万円以下、従業員50人以下 ・ サービス業：資本金5,000万円以下、従業員50人以下（うち、製造業・その他の業種では従業員20人以下、商業・サービス業では従業員5人以下は小規模企業者とされる。）

出所：経済部中小企業處「中小企業認定標準」及び中小企業庁「中小企業者の定義」にもとづき作成したものである。

両者における中小企業の定義は概ね同様であるが、日本の場合、業種が4区分であるのに対して、台湾の場合には製造業等とそれ以外の2区分となっている。

2. 中小企業の特徴

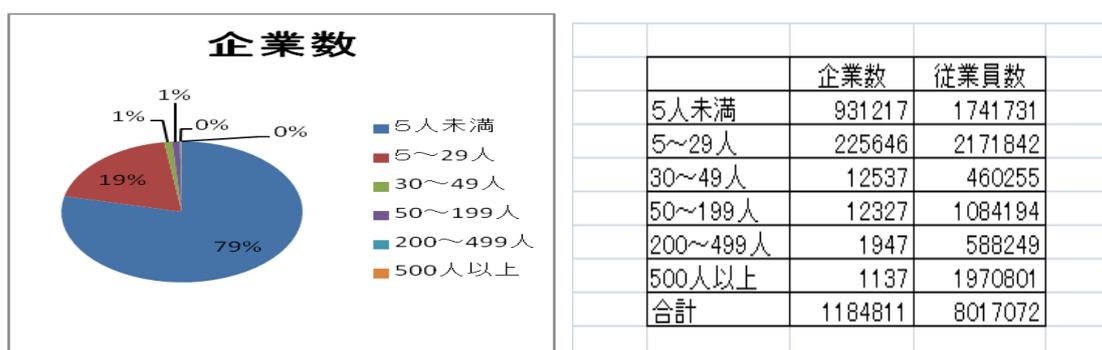
台湾中小企業白書(中小企業白皮書)によると、2012年における台湾の中小企業数は130万6,729社で全企業数の97.67%、従業員数は848万4千人で全従業員数の78.12%、売上は11兆3,818億台湾元(約40兆円)で、全売上の30.23%を占めている。

台湾中小企業の特徴として、規模、業種、資金調達等について取り上げる。

(1) 企業規模

図表11-2は、従業員数に応じた企業の割合を示したものである。従業員数5名未満の企業が79%、30人未満の企業は98%も占めることから、小規模の企業が大半を占めることがわかる。

図表11-2 台湾中小企業の従業員数



出所：行政院主計總處 [2012] にもとづき作成したものである。

(2) 独立志向

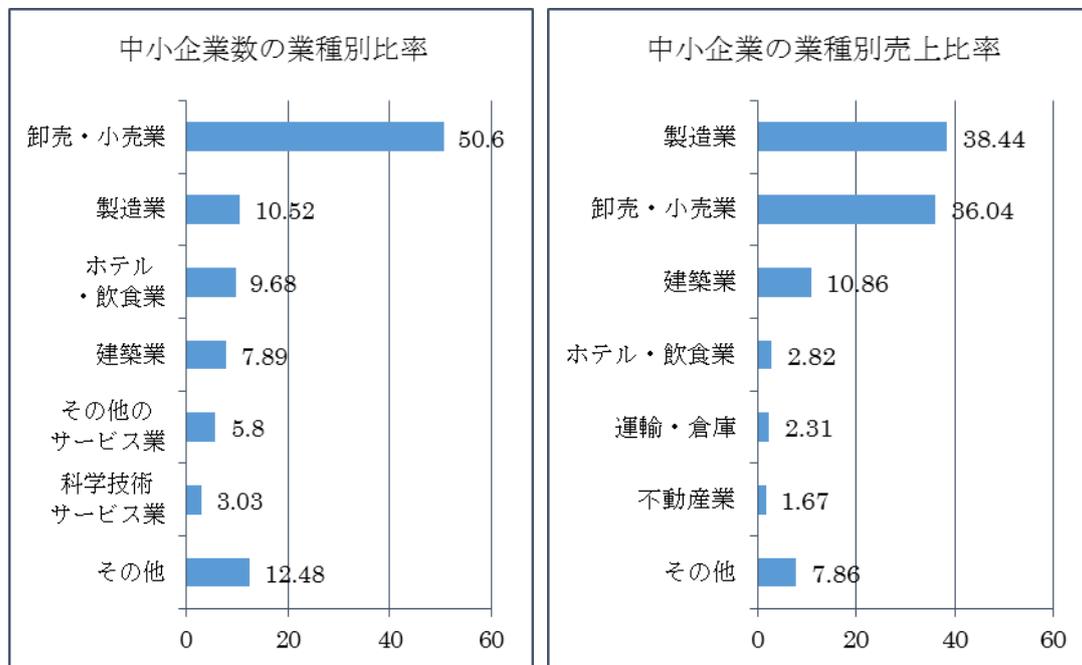
日本の中小企業は大企業の下請けの形態で多く存在するのに対して、台湾においては、大企業と中小企業に系列関係があまり見られない(張 [2006], 19 頁)。また、「寧為鷄首、不為後」という諺に象徴されるように、大企業の雇われよりも、小さくても企業主になったほうがよいという台湾人の社会的価値観が見られる(朝元 [2012], 168 頁)。このことが企業規模にも関連していると考えられる。

(3) 業種

図表11-3から、企業数は卸売・小売業が過半数を占めるのに対して、売上については約36%であり、製造業は企業数では約10%であるのに対して、売上では約38%と最も高くなっている。逆に、ホテル・飲食業は企業数では約10%を占めるが、売上は約3%に止まっている。したがって、卸売・小売業やホテル・飲食業といったサービス業は、製造業に比して

生産性が低いといえる。

図表 11-3 中小企業数・売上高の業種別比率 (2012)



出所：中小企業處「2013 中小企業白皮書」，45 頁にもとづき作成したものである。

(4) 輸出依存

台湾においては、国内市場は公営企業と民間大企業によって掌握されていることがあるゆえに、中小企業は輸出依存にならざるを得なかった（張 [2006]，19-20 頁）。台湾中小企業白書によると、2012 年中小企業国外売上上の比率は、15.36%と高い。輸出相手国は、中国 (28%)，北米 (21.05%)，欧州 (12%)，東南アジア (11.79%)，日本 (11.2%)，韓国 (3.13%) である。

(5) 制度外金融への依存

台湾においては、資金調達を多くを制度外金融（無尽，親戚・友人からの借金，地下錢莊など）に依存してきたと言われている。制度外金融に依存する理由は、不確定要素が多く、担保物件が少ないため金融機関が貸出に積極的ではないことや、濃厚な親族関係が挙げられる（張 [2006]，22-24 頁）。制度外金融については統計資料が乏しく、その実態を把握することは困難である。図表 11-4 は 1992 年の資料ではあるが、規模の小さい企業ほどインフォーマルシステム（制度外金融）への依存度が高い実態を示している。

図表 11-4 台湾民間企業の資金調達ルート

	(%)								
	1983			1987-1991(平均)			1992		
使用総資産 (100万NT\$)	金融機関	短期債 権市場	インフォー マルシステ ム	金融機関	短期債 権市場	インフォー マルシステ ム	金融機関	短期債 権市場	インフォー マルシステ ム
1以下	10.5	0	89.5	36.5	0	63.5	26.5	0	73.5
1-5	31.1	0	68.9	28.9	0	71.1	25.8	0	74.2
5-10	44.1	0	55.9	41.2	0	57.8	46.7	0	53.3
10-50	50.9	0.3	48.8	53.6	0.2	46.2	58.4	0.2	41.4
50-100	59.3	1	39.7	59.8	0.6	39.6	61.5	1	37.5
100-500	66.4	4.4	29.2	73.1	2.6	24.3	74.9	3.7	21.4
500-1000	65.8	15.9	18.3	80.4	6.9	12.7	80.6	8.2	11.2
1000以上	70.1	19.6	10.3	76.2	13.1	10.7	75.6	14	10.4

出所：蔡 [2004], 58 頁。

以上のことから、台湾中小企業の特性として、小規模、独立志向、制度外金融への依存、卸売・小売業の高い比率、輸出依存が挙げられる。

第3節 中小企業版 IFRS 導入の論点

台湾における会計関連の法令としては、商業会計法、会社法、SFAC などがあり、公開企業にはこれらに加え証券取引法等の公開関連規定が適用される（安候建業聯合会計師事務所 [2014], 61 頁）。中小企業にとっては、IFRS または IFRS とのコンバージェンスが図られた SFAC のいずれを適用するとしても、過重な負担が強いられることになる。上述のように、現在、中小企業に対して今後どのような会計基準を適用するかについて、公式な決定はなされていない。そこで、本章では、經濟部が主催し ARDF が協賛して開催された論壇「中小企業国際会計準則與國際接軌之可行性」¹を取り上げ、台湾における中小企業版 IFRS 導入の関する論点を整理する。

1. 公開企業との適用基準の分離

台湾において中小企業版 IFRS を導入することを検討する上で、まず、公開企業と中小企業に適用される会計基準を分離するか否かが決定されなければならない。これについて

¹ 論壇の参加者は、台北大学李建然氏（ARDF 委員）、淡江大学顔信揮氏（ARDF 委員）、安泰連聯合会計士事務所会計士陳兆宏氏、立木台湾連合会計士事務所会計士許坤錫氏、誠信連合会計士事務所会計士謝國松氏（ARDF 委員）であった。

は、論壇出席者全員が分離することが適当であるとする。その理由について、次のように指摘される（莊 [2011], 125 頁）。

公開企業の会計情報利用者は一般投資家を含むのに対して、中小企業の会計情報利用者は融資審査に関心を持つ者、税務当局、取締役・監査人を対象としており、彼らは各自の要求を満たすために会計情報を利用する。中小企業の各会計情報利用者の情報要求としては、以下が挙げられる。

- ① 銀行は、中小企業が提供した会計情報を参考に与信の判断を行う。
- ② 税務当局は、会計情報を利用して企業の利益を把握し、所得税額等を計算する。
- ③ 取締役・監査人は分配利益を決定する際に会計情報を利用する。

したがって、中小企業の財務情報をどのような内容にするかは、このような利用者の要求に依存する。公開企業と中小企業の情報要求とは異なっており、中小企業が公的説明責任を有していないという特徴も明白である。

2. 中小企業版 IFRS 導入のメリット・デメリット

公開企業と中小企業に適用される会計基準が分離されたとすれば、中小企業に対して、どのような会計基準を適用すべきかが考慮されなければならない。論壇では、中小企業版 IFRS を直接採用することのメリットとデメリットが提示されている（莊 [2011], 126 頁）。

(1) メリット

- ① 中小企業版 IFRS は IFRS と同様に IASB により制定され、かつ世界の多数の国が使用していることから、中小企業版 IFRS を採用することにより財務諸表の品質を引き上げる印象を与える。
- ② 中小企業版 IFRS は IASB が制定するため、会計基準を維持するために追加的なコストを投入する必要がない。
- ③ 公開企業の子会社がその他の会計基準を採用している場合、親会社が連結財務諸表を作成する際、調整を必要とする。中小企業版 IFRS は IFRS の簡略版であるため、中小企業版 IFRS を適用すれば親会社の連結財務諸表作成コストを減少させることが可能である。
- ④ 中小企業が将来公開企業となる可能性もあるため、中小企業版 IFRS を適用すれば、初めて IFRS を導入する困難を避けることができる。
- ⑤ IFRS は頻繁に修正されるため、適用上の困難を伴うが、中小企業版 IFRS は中小企業の負担を考慮し、3年ごとに見直される。

(2) デメリット

- ① 中小企業版 IFRS を直接採用することは、台湾の中小企業の実態に適合しないリスクがある。
- ② 中小企業版 IFRS は IFRS の選択可能な方法を削除し、企業の実態に合わせた弾力性が狭められた。具体的には、資産の再評価、利息の資本化及び工事進行基準が容認されない。

③中小企業版 **IFRS** を直接採用する場合、中小企業にとって最大のコストは連結財務諸表の作成である。現在、国内の規定は個別財務諸表が主であるが、将来中小企業版 **IFRS** を適用した後、子会社を有する中小企業は連結財務諸表を作成する必要性があり、作成コストをかなり増加させる可能性がある。その場合、親会社の売上の一定の割合に達しない子会社は連結に含めないなどの適用除外される範囲を設定すべきである。

以上のように、中小企業版 **IFRS** を直接採用することによるメリットが挙げられる半面、適用上の問題点が指摘されている。そこで、論壇では、中小企業版 **IFRS** を修正し、台湾中小企業に適用する基準とすることが提案されている（莊 [2011], 127 頁）。そうすることで、高品質かつ台湾中小企業の特性とも合致するということである。

3. 中小企業会計基準の適用上の問題

さらに、論壇では、中小企業に対してどのような会計基準を適用する場合でも考慮しなければならない問題として、適用範囲及びコスト・ベネフィットについて提示されている（莊 [2011], 127 頁）。

(1) 適用範囲

主管機関はいずれの基準を適用するにせよ、会計基準の適用範囲をいかに設定するかについて考慮しなければならない。適用範囲としては、公的説明責任や規模が考えられる。上場しているか否かで区別するならば、台湾国内の多数の企業は非上場である。しかし、その中には大規模で社会的影響力が大きい企業も存在する。また、親会社の資金を使用しているならば、公的説明責任を有するとも言えなくはない。したがって、中小企業に対して会計基準間の選択権を与え、一度選択適用したら無断で変更してはならない、とすることも考えられる。

(2) コスト・ベネフィット

中小企業の会計基準が活用されるかどうかは、コスト・ベネフィットに見合うか否かに依存する。基準の適用がコスト・ベネフィットに見合わない判断されれば、各企業とも何とかして適用を回避する方法を考えるであろう。このような基準の設定は資源の浪費である。例えば、ベネフィットもないのに中小企業に連結財務諸表を作成することを強制した場合、子会社を設けないか、別の名義を使用して別のグループ会社として連結財務諸表の作成を回避するだろう。また、**IFRS** 及び中小企業版 **IFRS** とともに、固定資産の購入時に将来の廃棄費用も一括して認識することに対して、中小企業がこれを遵守する意思は高くないだろうし、税法も恐らく廃棄費用の繰延べ計上を容認しないだろう。

以上のように、中小企業版 **IFRS** を直接導入するにしても、台湾中小企業の状態を考慮した会計基準を適用するにしても、その適用範囲、中小企業の定義及びコスト・ベネフィットが考慮されなければならない。

第4節 規制機関（経済部）の見解

第3節において、台湾における中小企業版 IFRS 導入の関する論点を整理した。そこで、本節では、2012年に公表された『中小企業法規調整報告書』（以下、報告書）によって、中小企業版 IFRS 導入に関する経済部の見解について考察する。

1. 中小企業版 IFRS 導入のメリット・デメリット

報告書によると、中小企業版 IFRS 導入のメリット・デメリットが次のように挙げられる。

メリット	デメリット
①公開企業またはグローバル企業に対する 財務諸表の比較性の向上 ②資金調達能力の向上 ③会計基準の弾力性 ④将来における IFRS へのスムーズな移行	①原則主義に伴う専門的判断の必要性 →移行期における時間とコスト

2. 中小企業版 IFRS 適用のコスト評価

経済部は OECD によるスタンダード・コスト・モデル (SCM)²に依拠し、最も重要なコストとして会計担当者向けの教育訓練にかかるコスト評価を実施した。

適用対象①：資本額 3,000 万台湾元以上の企業 (20,054 社)

適用対象②：年間売上高 3,000 万台湾元以上の企業 (69,914 社)

支援策①：現在一般に行われている会計担当者を対象とした教育訓練受講料一人当たり 33,200 台湾元

支援策②：会計士協会主催の講習を例にして、200 名対象の講習料は 50,000 台湾元、一人当たり 250 台湾元

→ 適用対象①について支援策①②を採れば、22.16 億～87.52 億台湾元、対象②について支援策①②を採れば、77.25 億～305.1 億台湾元のコストを要する。

3. 経済部の提案

上述のように、中小企業版 IFRS 導入のメリット・デメリット、教育訓練のコスト評価を検討した上で、報告書では次の3点が提案されていた。

(1) 中小企業版会計原則の制定

² SCM とは、90 年代半ばにオランダ経済産業省 (Dutch Ministry of Economic Affairs) により考案された、行政コストを貨幣額で測定するツールであり、現在は国際的評価を得ている。詳しくは下掲の OECD を参照されたい。

2つの会計制度を有するベネフィット及び必要性, 中小企業版 IFRS の原則主義が TGAAP よりも弾力性があること, 財務諸表の比較可能性, 資金調達能力を高め, 将来の IFRS 適用に有利であることから, 中小企業版 IFRS を基礎として, 台湾中小企業の特性も考慮し, 法令制度及び商業環境も適時に評価し, 台湾に相応しい中小企業の会計基準を設定する。

(2) 政府による支援

新たな会計制度への移行期間に, 政府機関は学会や会計プロフェッションと協力し, 会計制度を遵守するコスト負担が大きい部分には, 資源を提供し, 教育・訓練を進める。これにより中小企業が合理的なコストを負担し, 効率的に会計原則の変更を実施し, 中小企業の会計制度の転換の困難度を減少させ, 新会計制度のメリット, 財務諸表の透明性を高める

(3) 中小企業の会計担当者の素養を引き上げる

中小企業の経理担当者の素養を引き上げることを支援する。中小企業版 IFRS の原則主義による判断方法は, 取引の本質に依拠したより簡便な会計処理を行えることから, 短期的なコストよりベネフィットがはるかに大きい。

第5節 むすび

以上, 本章においては, 中小企業版 IFRS 導入の動向について, 規制機関の見解を手がかりに考察した。本章で取り上げた論壇及び経済部の報告書によると, 中小企業版 IFRS を直接導入することにより, 公開企業の連結財務諸表作成の負担軽減, 会計基準開発のコスト軽減, 中小企業の IFRS へのスムーズな移行等のメリットが挙げられていた。一方, 台湾中小企業の負担を考慮する必要性が強調されていた。したがって, 中小企業版 IFRS を直接導入するのではなく, 台湾中小企業の特性に配慮した中小企業向けの会計基準が開発され適用されると考えられていた。また, その適用範囲を上場企業の子会社等の特定の中小企業のみ限定される可能性も想定された。

第12章では, 本章で取り上げた台湾中小企業の特性が中小企業向けの会計基準にどのように反映されていくのかについて, 2015年7月24日に公表された会計基準を考察することにより明らかにする。

第12章 中小企業向け会計基準の構築

第1節 はじめに

第11章で考察したように、台湾においては、公開企業に対するIFRSの強制適用を契機として、大多数の中小企業を含む非公開企業に対して適用する固有の会計基準について、規制当局である経済部商業局を中心に検討が進められてきた。その後、2015年7月24日に財務会計基準に替わる中小企業向けの会計基準として、「企業会計準則（以下、企業会計基準とする）」が公表され、2016年1月1日に開始する会計年度から非公開企業に対して全面適用されることとなった¹。

本章では、台湾における中小企業会計制度の現状について考察する。具体的には、まず、企業会計基準設定の背景について明らかにする。つづいて、企業会計基準の構成と会計概念フレームワークについて概説する。さらに、企業会計基準における簡素化を取り上げることによりその特徴を浮き彫りにしたい。

第2節 企業会計基準設定の背景

台湾において2016年より非公開企業が従うべき会計法令は、図表12-1に示すように、法律としての会社法及び商業会計法、行政命令としての商業会計処理基準、一般に公正妥当と認められる会計原則²としての企業会計基準または台湾においてアドプションされたIFRS³である。

2015年に非公開企業に対する企業会計基準が設定された背景には、その上位法令である商業会計法及び商業会計処理基準の改正が関わっている。中小企業の管轄機関である経済部商業局の江文局長は、一連の会計法令の改正及び企業会計基準の設定について、次のように述べている。

「商業会計法は我国の企業の会計処理実務の根本を成す法律であり、2013年よりIFRSを採用したため、国際的な動向と足並みをそろえるとともに、商業会計法令を簡素化し、企業の適用の影響を低減するため、時代にそぐわない条文について、商業会計法の規範原則を

¹ 経済部2015年9月16日付経商字第10402425290号通達により、2015年からの早期適用も認められている。

² 商業会計処理基準第2条において、一般に公正妥当と認められる会計原則（一般公認会計原則）はARDFが公表する企業会計基準と明示されている。
(<http://gcis.nat.gov.tw/elaw/lawDtlAction.do?method=viewLaw&pk=15>)

³ IFRSの適用が容認される根拠は、経済部2015年9月16日付経商字第10402425290号通達による。本通達によれば、事業者は業務上の実際の需要に応じて「金融監督管理委員会より承認された国際財務報告基準、国際会計基準、解釈及び解釈公告」を選択することができることとされる。

若干、関連する会計処理の細部については商業会計処理基準及び企業会計基準、あるいは関連する法規命令または行政規則を検討し、さらに弾力性をもたせた。」(黄 [2015] , 60 頁)

図表 12-1 台湾における会計法令

適用順序	法令の種類	公開企業	非公開企業
1	法律	証券取引法・会社法・商業会計法 ⁴	会社法・商業会計法
2	行政命令	証券発行人財務報告作成基準	商業会計処理基準
3	一般に公正妥当と認められる会計原則	IFRS	企業会計基準 または IFRS

出所：KPMG 台湾 [2015] , 55 頁を一部修正したものである。

また、盧聯生委員長は、商業会計法と企業会計基準の同時施行の効果について、次の8項目を挙げている(盧 [2015] , 65 頁)。

- ①非公開企業の財務情報の品質及び競争力を引き上げると同時に、投資コストを引き下げる。
- ②非公開企業が過度なコスト及び投資なしに公開企業と一貫した会計原則に従うことにより、公開発行会社の連結財務諸表の作成コストを引き下げる。
- ③銀行融資の審査において一貫した規準を有する。
- ④将来企業が公開発行を希望する場合、IFRS への転換に過度な負担を伴わず、また長期の準備時間を不要とする。
- ⑤非公開企業が公開企業となった場合の会計情報システムへの移行コストを削減できる。
- ⑥IFRS のフレームワークとの一貫性を維持することにより、会計教育上、2種類の会計基準を学習する必要がない。
- ⑦国家試験の出題ルールの一貫性。
- ⑧会計担当者業務の公開発行会社と非公開企業間の変更が容易となる。

盧委員長は、IFRS または中小企業版 IFRS と企業会計原則との関係を直接的に明示していない者ものの、これらの項目のうち、②、④、⑥から中小企業版 IFRS をベースとしていることが類推される。

さらに、企業会計基準の設定を担った企業会計基準委員会の盧聯生委員長は、企業会計基準設定の方針として次の4項目を挙げている(盧 [2015] , 65 頁)。

- ①国際的な動向と足並みをそろえる。
- ②簡素化による企業負担の軽減。
- ③実務上困難で不可能な項目について免除規定を設けることにより効率化を図る。

⁴ 公開企業には商業会計法における会計処理関連規定は適用されない (KPMG 台湾 [2015], 55 頁)。

- ④商業会計法，公開發行会社及び税務申告上の会計科目が一致することにより，会計システムに大幅な変更を加える必要がない。

第3節 企業会計基準の構成

企業会計基準は，図表 12-2 に示すように，全 22 号の会計基準，約 150 頁から構成され，財務会計基準の 12%の頁数でありながら，非公開会社に関連性の薄い連結財務諸表や保険契約を削除し，内容的な差異は 20%以下とされる（經濟部商業司⁵及び莊喬安 [2016]，54 頁）。企業会計基準の策定において，「認識」及び「測定」については，2013 年版 IFRS 及び中小企業版 IFRS を参考にし，開示については大幅な簡素化が行われている（周・洪[2015]，76 頁）。一方，第 16 号「投資不動産」，第 17 号「生物資産」が新設されている。

図表 12-2 企業会計基準⁶一覧

号数	名 称	号数	名 称
1	財務報告概念フレームワーク	1 2	所得税
2	財務諸表の表示	1 3	後発事象
3	キャッシュ・フロー計算書	1 4	関連当事者に関する開示
4	会計方針，見積り及び誤謬	1 5	金融商品
5	棚卸資産	1 6	投資不動産
6	関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資	1 7	生物資産
7	企業結合及び支配力のある投資	1 8	無形資産
8	有形固定資産	1 9	資産の減損
9	引当金，偶発負債及び偶発資産	2 0	リース
1 0	収益	2 1	政府補助金
1 1	借入費用	2 2	外貨換算

出所： ARDF(<http://www.ardf.org.tw/eas1.html>)にもとづき作成したものである。

⁵ 「企業会計準則・特色」

<http://gcis.nat.gov.tw/mainNew/subclassNAction.do?method=getFile&pk=613>

⁶ 企業会計基準第 4 号において，適用できる企業会計基準がない場合，以下の順で採用する会計方針を判断する必要があると規定している（企業会計基準第 4 号第 5 条及び KPMG 台湾 [2015]，60 頁）。

- ①企業会計基準内の類似及び関連議題を処理する規定
- ②企業会計基準第 1 号「財務報告の概念フレームワーク」に規定される資産，負債，収益及び費用に対する定義，認識条件及び評価概念
- ③金融監督管理委員会が認可した IASB により公布された会計基準及び解釈
- ④その他財務会計基準に係る権威ある機関が公布する公報，その他会計文献及び公認されている実務。

第4節 会計概念フレームワーク

企業会計基準における会計概念フレームワークは、企業会計基準第1号「財務報告の概念フレームワーク（財務報導之觀念架構）」（以下、第1号とする）である。第1号の内容は、財務報告の目的、有用な財務諸表の質的特性、基本的仮定、財務諸表の構成要素の定義、認識及び測定から構成されている⁷。

1. 一般財務報告の目的と財務情報の質的特性

第1号において、一般財務報告の目的は次のように規定されている。

「現在及び潜在的投資者、融資者及び他の債権者が企業への資源の提供に関する意思決定を行う際に有用な報告企業についての財務情報を提供することである。それらの意思決定は、資本性及び負債性金融商品の売買または保有、ならびに貸付金及び他の形態の信用の供与または決済を伴う。有用な情報とは、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの情報を含む。」（第3条）。

このような一般財務報告の目的のもと、第1号は、有用な財務情報の基本的質的特性として、①目的適合性と②忠実な表現、補強的質的特性として、③比較可能性、④検証可能性、⑤適時性及び⑥理解可能性、提供される情報の制約条件として、⑦重要性、⑧コストの制約が設けられている⁸。財務情報の各質的特性を図表12-3に整理する。

図表12-3 質的特性の定義

質的特性	条名	定義
目的適合性	第6条	目的適合性のある財務情報は、利用者が行う意思決定に相違を生じさせることができる。
	第7条	財務情報は、予測価値、確認価値あるいはその両方を有することにより利用者の意思決定に相違を生じさせることができる。
	第8条	財務情報は、利用者が将来の結果を予測するために用いるプロセスへのインプットとして使用できる場合には、予測価値を有する。
	第9条	財務情報は、過去の評価に関するフィードバックを提供する（確認または変更）場合には、確認価値を有する。
	第10条	財務情報の予測価値と確認価値は相互に関連している。予測価値を有する情報は、

⁷ 以下においては、特に断らない限り、第1号からの引用は条数のみを表示する。

⁸ 企業会計基準においては、基本的質的特性及び補強的質的特性が設けられているのに対して、従前の財務会計基準においては、主要な質的特性として、理解可能性、目的適合性、信頼性及び比較可能性が並列されていた（ARDF [2006], 3頁及びARDF [2015b], 1頁）。

		通常、確認価値を有している。
重要性	第 11 条	情報は、その脱漏または誤表示により、特定の企業に関する財務情報に基づいて利用者が行う意思決定に影響する可能性がある場合には、重要性がある。言い換えれば、重要性は目的適合性の企業固有の一側面であり、個々の企業の財務報告書の文脈においてその情報が関連する項目の性質若しくは大きさ（またはその両方）に基づくものである。したがって、重要性についての統一的な量的閾値を明示することはできない。
忠実な表現	第 12 条	財務報告は、経済現象を言語と数字で表現するものである。有用であるためには、財務情報は、目的適合性のある現象を表現するだけでなく、表現しようとしている現象を忠実に表現しなければならない。忠実な表現を達成するためには、描写は完全で、中立的で、誤謬がないという3つの特性を有しなければならない。
	第 13 条	完全な描写は、描写しようとしている現象を利用者が理解するのに必要な、すべての必要な記述及び説明を含む、すべての情報を含んでいる。例えば、ある資産グループの完全な描写は、最低限、当該グループの資産の内容の記述、当該グループの資産のすべての数値的描写、その数値的描写が何を表しているか（例えば、当初の原価または公正価値）の記述を含む。
	第 14 条	中立的な描写は、財務情報の選択または表示に偏りが無い。中立的な描写は、財務情報が、歪曲、ウェイトづけ、強調、軽視、その他の操作が行われていない。
	第 15 条	忠実な表現とは、すべての点で正確であることを意味するものではない。誤謬がないとは、その現象の記述に誤謬や脱漏がなく、報告された情報を作成するのに用いられたプロセスが当該プロセスにおける誤謬なしに選択され適用されたことを意味する。この文脈においては、誤謬がないことはすべての点で完全に正確であることを意味しない。例えば、観察不能な価格または価値の見積りは、正確であるとも不正確であるとも判断できない。しかし、その見積りの表現は、その金額が見積りであるものとして明確かつ正確に記述され、その見積りのプロセスの内容と限界が説明され、その見積りを作成するための適切なプロセスの選択と適用の際に誤謬が生じていない場合には、忠実となり得る。
比較可能性	第 16 条	利用者の意思決定には代替案の間の選択が伴う。したがって、関連する企業の情報は、他の企業に関する類似の情報や、別の期間または別の日の同一企業に関する類似の情報と比較できる場合には、より有用である。
検証可能性	第 20 条	検証可能性は、その情報が表示しようとしている経済現象を忠実に表現していることを利用者に確信させるのに役立つ。検証可能性は、十分に知識を有する独立した別々の観察者が、（必ずしも完全な一致ではないとしても）特定の描写が忠実な表現であるという合意に達し得ることを意味する。数量化された情報が検証可能であるためには、ある一点の見積りである必要はない。考え得る金額の範囲とそれに関連した確率も検証することができる。検証は、直接的であることも間接的であるこ

		ともあり得る。直接的な検証とは、直接的な観察（例えば、現金の実査）を通じて、金額またはその他の表現を検証することを意味する。間接的な検証とは、モデル、算式またはその他の技法へのインプットのチェック及び同一の方法を用いてのアウトプットの再計算を意味する。例としては、棚卸資産の帳簿価額の検証を、インプット（数量及び原価）をチェックして、期末の棚卸高を同じコスト・フローの仮定（例えば、先入先出法）を用いて再計算することによって行う。
適時性	第 21 条	適時性とは、意思決定者の決定に影響を与えることができるように適時に情報を利用可能とすることを意味する。一般的に、情報は古くなればなるほど、有用性は低くなる。しかし、情報の中には、報告期間の末日からかなり期間が経過しても引き続き適時性があるものもある。
理解可能性	第 22 条 第 23 条	情報は、明瞭かつ簡潔に分類し、特徴付けし表示することにより、利用者に理解可能となる。 財務報告書は、事業及び経済活動についての合理的な知識を有し、情報を入念に検討し分析する利用者のために作成される。時には、十分な知識を有する入念な利用者であっても、複雑な経済現象に関する情報を理解するために助言者の支援を求める必要のある場合もある。
コストの制約	第 25 条	コストは、財務報告により提供され得る情報に関する一般的な制約である。財務情報の報告にはコストがかかるものであり、それらのコストが当該情報を報告することによる便益により正当化されることが重要である。

出所：ARDF [2015a] 第 6 条～第 16 条及び第 20 条～25 条にもとづき作成したものである。

2. 財務諸表の構成要素の定義

財務諸表は、取引その他の事象の財務的影響を、それらの経済的特徴に従って大項目に分類することによって表現する。これらの大項目は、財務諸表の構成要素と呼ばれる。貸借対照表（原文は資産負債表となっている）における財政状態の測定に直接関係する構成要素は、資産、負債及び持分である。損益計算書（原文は総合損益表となっている）における業績の測定に直接関係する構成要素は、収益及び費用である（第 27 条）。企業会計基準は、財務諸表の構成要素を図表 12-4 のように定義している。

図表 12-4 財務諸表の構成要素の定義

構成要素	条名	定義
資産	第 28 条 1	資産とは、過去の事象として企業が支配し、かつ、将来の経済的便益が流入すると期待される資源をいう。
	第 30 条	資産が有する将来の経済的便益とは、企業への現金及び現金同等物の流入に直接的にまたは間接的に貢献する潜在能力である。
	第 31 条	資産が有する将来の経済的便益は、さまざまな方法で企業に流入するである

	<p>第 32 条</p> <p>第 33 条</p> <p>第 34 条</p> <p>第 35 条</p>	<p>う。例えば、資産は次のような可能性がある。</p> <p>①単独または他の資産と結合して、企業が販売する商品またはサービスの生産に用いられる。</p> <p>②他の資産と交換される。</p> <p>③負債の決済に用いられる。</p> <p>④企業の所有者に分配される。</p> <p>多くの資産、例えば、不動産、建物及び設備は、物的形態をとっている。しかし、物的形態は、資産の存在に必ずしも重要なものではない。</p> <p>多くの資産（例えば、債権や不動産）と法律上の権利（所有権を含む）は関連している。資産の存在を決定する場合、所有権は必ずしも必要ではない。例えば、ファイナンス・リースによるリース物は賃借人の資産である。</p> <p>資産は、過去の取引またはその他の過去の事象から生じる。例えば、購入または生産により資産を取得するか、または政府から不動産を寄付される場合がある。将来発生することが予想される取引または事象は、それ自体では資産を生じさせるものではない。例えば、棚卸資産を購入するという意思是、それ自体では資産の定義を満たさない。</p> <p>支出の発生と資産の取得とは密接な関係を有するが、これらは必ずしも同時に発生するとは限らない。したがって、企業に支出が発生した場合でも、必ずしも資産の定義を満たすわけではなく、当該支出項目が費用として認識されることもある。同様に、関連する支出がない場合でも、ある項目が資産を取得する可能性もある。例えば、企業に贈与された設備は、資産の定義を満たす可能性がある。</p>
負債	<p>第 28 条 2</p> <p>第 36 条</p> <p>第 37 条</p>	<p>負債とは、過去の事象から発生した企業の現在の債務で、その決済により、経済的便益を有する資源が流出することが予想されるものをいう。</p> <p>負債は、企業の現在の債務であり、特定の方法で履行されなければならない。債務は、法的債務または推定債務である場合がある。法的債務は、契約または法律上の規範によって履行を強制される場合がある。推定債務とは、企業の下記の行為によって生じる債務である。</p> <p>①過去の慣例によって確立されたモデル、公表された政策、またはそれらに相当する明確な声明にもとづき、企業が特定の責務を受諾することを表明し、</p> <p>②その結果、企業はこれらの責務を果たすであろうという期待を外部者に起こさせている。</p> <p>現在の債務と将来のコミットメントは区別しなければならない。債務は、通常、資産が引き渡されたか、または企業が資産を取得するために取消不能な契約を結んだ場合にのみ生じる。コミットメント自体は現在の債務を生じさ</p>

	<p>第 38 条</p> <p>第 39 条</p> <p>第 40 条</p>	<p>せない。</p> <p>現在の債務の決済は、さまざまな方法で行われる。例えば、</p> <p>①現金の支払</p> <p>②その他の資産の移転</p> <p>③サービスの提供</p> <p>④ある債務から他の債務への交換</p> <p>⑤債務の持分への転換</p> <p>また、債務は、債権者がその権利を放棄するか、喪失するなどの他の手段で消滅することもある。</p> <p>負債は過去の取引またはその他の過去の事象から生じる。例えば、商品の取得またはサービスの利用によって買掛金が生じ、銀行からの借入金によって返済義務が生じる。</p> <p>負債の中には、相当程度の見積もりを用いることによつてのみ測定できるものもある。例えば、保証のコミットメントに関する引当金がある。</p>
持分	<p>第 28 条 3</p> <p>第 41 条</p>	<p>持分とは、企業の負債を控除した後の資産に対する残余持分である。</p> <p>持分は、負債を控除した後の資産に対する残余持分とされるが、持分は、貸借対照表において、資本、資本準備金、留保利益（または累積欠損金）、その他の持分及び自己株式などに再分類されることがある。貸借対照表に表示される持分の額は、資産及び負債の測定額によつて決定される。</p>
業績	<p>第 42 条</p> <p>第 43 条</p> <p>第 44 条</p>	<p>業績に直接関係する構成要素は収益及び費用であり、次のように定義される。</p> <p>①収益とは、当該報告期間の資産の流入、増価または負債の減少等による経済的便益の増加であり、持分参加者からの出資以外の持分の増加を生じさせるものである。</p> <p>②費用とは、当該報告期間の資産の流出、減価または負債の増加等による経済的便益の減少であり、持分参加者への分配以外の持分の減少を生じさせるものである。</p> <p>収益及び費用は、経済的意思決定に目的適合性を有する情報を提供するために、様々な方法で損益計算書に表示されるであろう。例えば、通常の活動の過程で発生する収益及び費用項目とそうでない項目とを区別することは実務上の慣行となっている。</p> <p>収益及び費用項目を様々な方法で区分し、それらを組み合わせることによつて、企業の業績をいくつかの測定値で表示することが可能となる。例えば、損益計算書では、売上総利益、経常活動からの税引前利益、経営活動からの税引後利益を表示することが可能である。</p>

収益	第 45 条	<p>収益には、収益と利得が含まれる。</p> <p>①収益は企業の通常の活動で発生し、売上、利息、配当、ロイヤルティ及び賃貸料等の様々な名称で呼ばれている。</p> <p>②利得は、収益の定義を満たすその他の項目を表し、企業の通常の活動において発生するものと発生しないものがある。例えば、非流動資産の処分から発生する利得、市場性ある有価証券の再評価から発生する未実現利得である。利得は損益計算書において、経済的意思決定を行うために有用であることから、通常、関連費用を控除後の純額で計上される。</p>
費用	第 46 条	<p>費用（費損）には、費用と損失が含まれる。</p> <p>①費用は企業の通常の活動で発生する賃金、売上原価及び減価償却等である。費用は、通常、資産（現金及び現金同等物、棚卸資産または不動産、建物及び設備）の流出または減価の形をとる。</p> <p>②損失は、費用の定義を満たすその他の項目を表し、企業の通常の活動において発生するものとしめないものがある。例えば、火災または洪水によって発生した損失、非流動資産の処分によって発生した損失、市場性ある有価証券の再評価から発生する未実現損失である。費用は損益計算書において、経済的意思決定を行うために有用であることから、通常、関連収益を控除後の純額で計上される。</p>

出所：ARDF [2015a] 第 28 条 1～第 28 条 3 及び第 36 条～第 46 条にもとづき作成したものである。

3. 財務諸表の構成要素の認識

企業会計基準は、認識を、資産、負債、収益または費用の定義を満たし、下記の認識規準を満たした項目を、貸借対照表または損益計算書に組み入れるプロセスとする（第 47 条）。

①当該項目に関連する将来の経済的便益が、企業に流入するかまたは企業から流出する可能性が高い（蓋然性）。

②当該項目の金額が信頼性をもって測定できる（測定の信頼性）。

なお、①の蓋然性とは、当該項目に関連する将来の経済的便益の流入または支出の不確実性の程度をいう。この不確実性の程度の評価は、財務諸表作成時の利用可能な証拠に基づいて行われる（第 49 条）。一方、②の信頼性について、会計項目の原価または価値は、信頼性をもって測定しなければならないが、合理的な見積りの採用は、財務諸表の作成に不可欠であり、その信頼性を損なうものではないと規定している（第 50 条）。なお、特定時点では、認識規準を満たさない項目が、その後の状況または事象の発生によって、後日に認識規準を満たす場合がある（第 51 条）。また、認識規準を満たさない項目でも、財務諸表利用者が企業の財政状態、業績及び財政状態の変動の評価に目的適合性を有する場合には、注記において開示されなければならない（第 52 条）。財務諸表の構成要素の認識要件を図表 12-5 に整理する。

図表 12-5 財務諸表の構成要素の認識要件

構成要素	条名	認識要件
資産	第 53 条	将来の経済的便益が企業に流入する可能性が高く、かつ、その原価または価値が信頼性をもって測定できる場合に、貸借対照表に認識される。
負債	第 55 条	現在の債務を決済することによって経済的便益を有する資源が企業から流出する可能性が高く、かつ、決済される金額が信頼性をもって測定できる場合に、貸借対照表に認識される。
収益	第 56 条	資産の増加または負債の減少に関連する将来の経済的便益の増加が生じ、かつ、信頼性をもって測定できる場合に、損益計算書に認識される。
費用	第 57 条	資産の減少または負債の増加に関連する将来の経済的便益の減少が生じ、かつ、それを信頼性をもって測定できる場合に、損益計算書に認識される。

出所：ARDF [2015a] 第 53 条及び第 55 条～第 57 条にもとづき作成したものである。

5 財務諸表の構成要素の測定

企業会計基準は、測定を、貸借対照表及び損益計算書で認識され計上されるべき財務諸表の構成要素の金額を決定するプロセスであり、このプロセスには、特定の測定基礎の選択が含まれるとし（第 59 条）、図表 12-6 に示す 5 つの測定基礎を挙げている（第 60 条）。

図表 12-6 測定基礎の定義

測定基礎	定 義
歴史的原価	資産は、当該資産を取得するために取得時に支払った現金または現金同等物の金額、または提供した対価の公正価値の金額で記録される。負債は、債務との交換によって受け取った金額またはある状況（例えば、法人所得税）においては、通常の事業の過程において負債を決済するために支払うことが予想される現金または現金同等物の金額で記録される。
現在原価	資産は、同一または同等の資産を現時点で取得した場合に支払われなければならないであろう現金または現金同等物の金額で計上される。負債は、債務を現時点で決済するために必要とされるであろう割引前の現金または現金同等物の金額で計上される。
実現可能価額	資産は、通常の処分により資産を売却することによって現時点で得られるであろう現金または現金同等物の金額で計上される。負債は、それらの決済価値、すなわち、通常の事業の過程において負債を決済するために支払うことが予想される割引前の現金または現金同等物の金額で計上される。
現在価値	資産は、通常の事業の過程において得られるであろう将来の正味現金流入額の現在の割引価値で計上される。負債は、通常の事業の過程において負債を決済するため

	に必要とされるであろう将来の正味現金流出額の現在の割引原価で計上される。
公正価値	測定日において、市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に、資産の売却によって受け取るであろう価格または負債の移転のために支払うであろう価格。

出所：ARDF [2015a] 第 60 条にもとづき作成したものである。

なお、測定基礎の選択において、資産及び負債の当初認識は、原則として原価によって測定すると規定されている（第 61 条）。一方、当初認識後の測定においては、通常、取得原価を測定の基礎として採用するが、その他の測定基礎と組み合わせることがあるとされる。例えば、棚卸資産は取得原価と実現可能価額のうち低い方で評価される（第 62 条）。

第 5 節 企業会計基準における簡素化

すでに述べたように、企業会計基準設定の方針として、中小企業の財務諸表作成コストを軽減することが掲げられていた。したがって、企業会計基準は、号数及び頁数ともに従前の財務会計基準を大幅に削減したものとなっている。一方、内容的にも、中小企業に関連性の乏しい論点や負担が大きい会計処理については、適用除外や特別な配慮がなされている（周建宏・洪嘉謙 [2015] , 76-78 頁）。

1. 除外された論点

- ①非公開企業に本来適用すべきではないセグメント情報、一株当たり利益、中間財務諸表。
- ②考慮を要するが未決定の論点。例えば、商業会計処理基準を考慮した子会社への投資に関連する持分法評価、連結財務諸表、中小企業版 IFRS を参照した棚卸資産非流動資産基準（一会計期間以上にわたり利用することが予想される主要な交換部品や待機設備を非流動資産とする）、非公開企業にあまり見られないような取引。
- ③保険契約及び鉱物資産の探査及び評価などの特殊な産業。

2. 特別な配慮

- ①実務上不可能な会計処理の適用免除
 - ・有形固定資産の重要な構成部分が異なる方法によって経済的便益を提供する場合、または耐用年数に重大な差異がある場合には、取得原価は各構成部分に分解し、耐用年数も別に減価償却すべきであるが、実務上不可能な場合にはこの限りではない。
 - ・財務諸表作成にあたっては、類似の取引及び事象に対して同一の会計方針を採用しなければならない。関連企業またはジョイント・ベンチャーと会計方針が異なる場合において、持分法を採用するには、当該関連企業またはジョイント・ベンチャーの会計方針に合致させるべきであるが、実務上不可能な場合にはこの限りではない。
- ②資料の取得に過度の費用または努力を要する場合

生物資産の公正価値が信頼性をもって測定できる場合には、公正価値測定モデルを採用しなければならないが、公正価値の取得に過度な費用または努力を要する場合には、原価モデルによる測定を採用することができる。

③状況に対応した会計方針の選択

政府の補助により非貨幣性資産（例えば、土地またはその他資産）を取得した場合、補助（金）及び資産の会計処理に従い、通常、非貨幣性資産の公正価値で測定しなければならないが、必ずしも公正価値で測定する必要はない。その他の代替方法を採用する場合には、当該名目額を用いて資産及び補助金を記録する。

④実務を考慮した適用免除

借入契約の特定の条件に違反した場合、金融負債を契約期限通りに全額弁済しなければならないが、当該負債は流動負債に計上しなければならない。しかし、次の条件を同時に満たす場合には、非流動負債に計上する。

ア 契約規定に違反したものの、報告期間終了日または財務諸表公表日前に債権者が責任を追及しないことに同意し、返済期限を1年以上延期される。

イ 返済延長期間において、企業が違約状況を改善でき、債権者も即時の償還を要求しない。

⑤実務を考慮し、特定の会計規定を削除

中小企業の負担を考慮し、有形固定資産に対して、各会計年度末において残存耐用年数、減価償却額及び残存価額を検査（檢視）するという規定が削除された。

第6節 むすび

以上、本章では、台湾における中小企業会計制度の現状について、企業会計基準を中心に考察した。公開企業と非公開企業とで適用基準が異なることから、形式的にはダブルスタンダードを採用するものの、IFRS または中小企業版 IFRS をベースとしていることから、実質的にはシングルスタンダードと捉えることもできる。このような動向の背景には、公開企業および株式公開が想定される非公開企業のニーズの考慮、会計教育や国家試験の一貫性等の国内問題に加え、すべての企業に一貫して IFRS ベースの会計基準を適用することにより、台湾の会計制度が整備されていることを対外的にアピールする目的もあるだろう。

一方、企業会計基準設定の方針として、中小企業の財務諸表作成コストを軽減することが方針として掲げられていた。したがって、企業会計基準は、号数及び頁数ともに従前の財務会計基準を大幅に削減し、内容的にも、中小企業に関連性の乏しい論点や負担が大きい会計処理については、適用除外や特別な配慮がなされていた。このような企業会計基準の適用を支援するため、規制当局等は、次のような取り組みを実施している。

①初度適用における決算開示期限の延長（2ヶ月半）（莊蓄安 [2016] , 55 頁）。

②産官学の連携による企業会計基準の範例の作成及び指導資格者の養成(王怡心[2015], 71頁)。

③經濟部商業局及び ARDF 共催による適用ガイダンスの実施, その動画のインターネット上での配信。

以上のように, 企業会計基準の制定にあたり, 中小企業の特徴を十分に考慮し, また制定のプロセスにおいても, 可能な限り中小企業が容易に実行可能な基準とされているが, 従前の財務会計基準との相違により, 売却可能金融資産の未実現利益, 建設業における工事完成基準の適用⁹, 投資不動産に対する公正価値の適用等の影響が予想されている(周建宏・洪嘉謙[2015], 78-79頁)。

中小企業を対象とした新たな会計制度は, 2016年1月1日以降の会計年度から適用されたため, これらの会計法令及び企業会計基準が台湾中小企業にどのような影響を与えるのか, 適用プロセスにおける課題をどのように克服するのかについて注目したい。

⁹ 建設業における先行販売契約においては, 通常, 企業会計基準第10号第30条の規定「買手が工事開始前に不動産の主要な設計を指定する権利を有するか, または工事のプロセスにおいて設計を変更する権利を有する場合」に該当せず, 財務会計基準における工事進行基準による収益認識ができず, 工事完成時に収益の当初認識を行わなければならない。したがって, 建設業の収益認識時点に大幅な影響が生じる(周建宏・洪嘉謙[2015], 79頁)。

終章 研究の総括と今後の課題

第1節 研究の総括

本研究は、会計基準の国際化を背景とした会計制度の構築について、台湾の会計制度を対象として、主に、報告企業、規制機関・会計基準設定主体及び証券市場における IFRS 適用のエフェクトという観点から考察した。ここで、本研究の内容を今一度要約しておきたい。

第1章「台湾の会計環境」は、台湾の政治・経済及び証券市場の現状について概説した上で、IFRS を全面的に導入する場合に影響を与える要因について考察した。企業活動のグローバル化や外国人投資家比率及び法人投資家比率の増加は IFRS 導入の必要性を高めていた。一方で、台湾で大多数を占める中小企業にとって IFRS 導入の必要性は高いとは言えなかった。こうした状況の中で、調査が実施された 2004 年当時において、IFRS とのアドプションを進める上では、法律及び政治環境が整備されるとともに、会計専門教育の一層の強化が急務とされていた。

第2章「台湾の会計制度」は、台湾の会計制度の基礎として、1984 年に発足された台湾の会計基準設定主体の体制及び制定された会計基準について明らかにした。台湾の会計制度は、米国及び IASB を主とした外部環境との関わりにおいて、次のように発展してきたと捉えることができる。

- ①1980 年代、米国銀行等による監査実務の質に対する要求を背景とした会計基準設定主体の設立及び USGAAP を参考にした会計基準設定。
- ②1990 年台後半、IOSCO、EU 及び米国の対応を鑑みた IFRS のコンバージェンス。
- ③世界各国における IFRS 適用の現状、台湾資本市場の国際競争力の向上及び外国資本の投資促進等を背景とした IFRS のアドプション。

第3章「会計概念フレームワークの生成」及び第4章「会計概念フレームワークの展開」は、会計概念フレームワークの変遷を辿ることにより、台湾の会計基準設定主体がどのような会計基準を志向してきたのかについて考察した。台湾における会計概念フレームワークの変遷の主な特徴として次の点が挙げられた。

- ①グローバル化の進展とともに、会計基準設定主体は会計士協会から、ARDF、そして IASB へと移行。
- ②財務諸表の目的としての意思決定有用性の重視。
- ③広く普及した会計実務をベースとして会計基準を設定する帰納的アプローチから、規範からあるべき会計基準を設定する演繹的アプローチへの移行。
- ④収益費用アプローチに基づき、取得原価を測定的基础とする利益測定システムから、資産負債アプローチに基づき、複数の測定基礎を適用する利益測定システムへの移行。

第5章「IFRS 適用前の企業会計上の課題－公開企業へのアンケート調査を中心に－」

は、公開企業の CEO 及び CFO を対象に実施されたアンケート調査を取り上げ、台湾公開企業が IFRS 適用に際して台湾企業が直面すると考えていた課題について明らかにした。その結果、IFRS 導入に際して直面している問題として、「IFRS を熟知した会計担当者の不足」、「IFRS の訓練教材及びカリキュラムの不足」、IFRS 導入に際して最も必要とされる資源及び支援として、「IFRS の訓練カリキュラム」、「IFRS 導入計画」、「中国語版 IFRS」が挙げられた。

第 6 章「公開企業全般に対する IFRS 適用のエフェクト」は、公開企業全般において観察された IFRS 適用初年度のエフェクトとして、会計数値への影響とその要因について考察した。IFRS への移行により純資産および株価に重大な影響を受けたと判断する企業は公開企業の 10%に過ぎず、その純資産への影響も 5%以下とする企業が多数を占めていた。また、全産業において、IFRS 適用の影響が観察された項目は、従業員給付のみと限定的であり、さらに、「台湾 50」構成企業における IFRS 適用の影響も軽微であった。

第 7 章「TSMC の事例」及び第 8 章「信大セメントの事例」は、公開企業全般において観察された事実を、個別事例を分析することにより確認している。台湾においては、すべての公開企業に対して IFRS が強制適用されたものの、企業属性、すなわち、海外で上場する企業や外国人投資家比率の高いグローバル企業と、ローカル市場のみに上場し、外国人投資家比率が極めて低い企業、株式流動性の低いローカル企業とでは、IFRS 適用の影響は異なると考えられる。前者の事例として TSMC、後者の事例として信大を選択した。

分析の結果、TSMC は TWSE と NYSE に上場しており、IFRS 適用により、財務の透明性向上、TGAAP と USGAAP に基づく 2 種類の財務諸表作成の負担軽減、米国 SEC 報告ファイルの削減及び内部管理報告書の統合といったベネフィットを享受していた。これに対して、信大は IFRS 適用国以外に有する子会社にかかる IFRS 適用のコストを負担する一方、2014 年のインタビューでは、IFRS 適用のベネフィットは得られないとのことであった。しかし、IFRS 適用 2 年を経験した 2015 年のインタビューでは、IFRS 適用のベネフィットとして、将来的な外国人投資家の増加の可能性やイメージアップが挙げられた。規制機関や監査法人による IFRS 適用支援で IFRS に習熟してきたこと、台湾国内の子会社も 2015 年より IFRS の適用が容認され、国内で会計基準が統一されたことが IFRS 適用を前向きに捉える要因であった。また、IFRS 適用の会計数値への影響については、両社とも純資産、利益及び財務比率には IFRS 適用前後で著しい変動は見られなかった。

第 9 章「会計基準設定主体・会計監査人へのインタビューによる分析」は、IFRS 適用のエフェクトについて、会計基準設定主体及び会計監査人へのインタビューにより明らかにした。まず、ARDF 委員の蔡氏のインタビューでは、台湾の会計基準設定の歴史、規制機関の公式の見解では得られない IFRS アドプシヨンの背景について、産業界や議員によるロビイングの回避や基準設定の効率化という新たな知見を得ることができた。つづいて、IFRS 導入後の 2014 年の ARDF 主任編集員荘氏、KPMG 台湾の林氏及び李氏のインタビューでは、1 年の経験しかないという前置きがあったものの、会計基準設定

過程における実務的な問題を聞き取ることができた。そのひとつは翻訳の問題であった。台湾では、翻訳の完全化のために ARDF 内で研究者による作業、翻訳委員会のチェック、会計基準委員会によるレビューを行い、規制機関である FSC に引き継ぐという厳格なプロセスをとっていると説明され、膨大なエネルギーをかけていることが伝わってきた。日本と台湾は母語も公用語も異なるものの、英語圏ではないという点で共通している。今後、台湾の努力を継続的に追跡調査することで、日本が台湾の経験から学ぶ余地があると考えている。

他方、インタビュー前の予想に反して、IFRS 適用コストは小さいと捉えられていた。インタビューの説明では、コンバージェンスからアドプションへの転換は基本的に困難ではなかったし、また荘氏が行った調査では、台湾企業の純資産への影響は限定的であった。台湾では、時間とコストがかかったとしても IFRS の適用が企業、とりわけグローバル企業にとって有利な状況を生み出すと認識されていた。台湾では規制機関及び基準設定主体のリードのもと、会計監査人、企業が一体となって IFRS 適用に向かっているという状況がこうした背景にあると考えられる。

第 10 章「証券市場における IFRS 適用のエフェクト」は、台湾証券市場における IFRS 適用のエフェクトを分析した実証研究を取り上げた。まず、台湾における IFRS とのコンバージェンスのプロセスにおける財務報告の質に対するインパクトを、Lin et al.による実証研究の成果に基づき考察した。分析の結果、価値関連性分析においては、IFRS アドプションの準備時期における株式リターンに対する報告利益の説明能力が増加し、利益調整分析においても、IFRS アドプション計画に基づく基準修正が、利益操作を著しく抑制し、したがって、Lin et al.は、IFRS とのアドプションにより財務報告の質が改善されたと結論付けていた。

つづいて、台湾における IFRS に基づく財務情報の価値関連性を、Peng and Chen による実証研究の成果に基づいて考察した。分析の結果、IFRS に基づく財務情報は TGAAP のそれに対して価値関連性において有意ではなかった。また、IFRS による OCI の構成項目ごとの分析においては、為替換算調整勘定に増分情報内容があることが判明した。Peng and Chen は、このような結果を極めてポジティブに捉えているが、複数の OCI 項目のうち、為替換算調整勘定のみが増分情報内容を有することから、投資家が OCI 情報を投資意思決定にとって重要ではないと判断していると解釈することも可能であった。

第 6 章及び第 9 章で述べたように、台湾においては、十数年にわたる IFRS とのコンバージェンスの結果、IFRS アドプションへの転換は基本的には困難ではなく、台湾公開企業の株価及び純資産においてもそれほど大きな影響はなかったとの調査報告があった。IFRS に基づく財務情報が TGAAP のそれに対して価値関連性において有意ではなかったとする実証分析の結果は、このような報告を裏付けるエビデンスを提供しているといえる。

第 11 章「中小企業版 IFRS 導入の論点」及び 12 章「中小企業向け会計基準の構築」は、公開企業に対する IFRS のアドプションを契機に整備された中小企業の会計制度の整備に

ついて取り上げた。

第 11 章は、規制機関の見解を手がかりに、中小企業版 IFRS 導入の動向について考察した。経済部の報告書および基準設定関係者の論壇によると、中小企業版 IFRS を直接導入するさまざまなメリットが挙げられているものの、台湾中小企業の特性を考慮する必要性が強調されていた。したがって、中小企業版 IFRS を直接導入するのではなく、台湾中小企業の特性に配慮した中小企業向けの会計基準が開発され適用されることが想定されていた。

第 12 章は、台湾における中小企業会計制度の現状について、企業会計基準を中心に考察した。公開企業と非公開企業とで適用基準が異なることから、形式的にはダブルスタンダードを採用するものの、IFRS または中小企業版 IFRS をベースとしていることから、実質的にはシングルスタンダードと捉えることもできる。このような動向の背景には、公開企業および株式公開が想定される非公開企業のニーズの考慮、会計教育や国家試験の一貫性等の国内問題に加え、すべての企業に一貫して IFRS ベースの会計基準を適用することにより、台湾の会計制度が整備されていることを対外的にアピールする目的もあるだろう。一方、企業会計基準設定の方針として、中小企業の財務諸表作成コストを軽減することが方針として掲げられていた。したがって、企業会計基準は、号数及び頁数ともに従前の財務会計基準を大幅に削減し、内容的にも、中小企業に関連性の乏しい論点や負担が大きい会計処理については、適用除外や特別な配慮がなされていた。このような企業会計基準の適用を支援するため、規制機関等は、決算開示期限の延長、企業会計基準の範例の作成及び指導資格者の養成及び適用ガイダンスを実施していた。

以上、各章において検討した内容を踏まえ、台湾における会計制度選択の特徴は次のように整理できる。

- ①IFRS アドプシヨンの背景には、世界的な潮流、財務報告の比較可能性の強化、台湾資本市場の活性化に加え、リーディング産業にもたらされるベネフィット及び会計基準設定の効率化がある。
- ②IFRS のアドプシヨンは、コンバージェンスのプロセスを経たことにより、ローカル GAAP からの直接の転換に比して、その影響を抑えることが可能となった。
- ③アドプシヨンのプロセスにおいて、リーディング産業である一部のグローバル企業に経済的・人的資源を先行投資し、IFRS を成功裏に適用させ、模範事例として広く公開し、すべての公開企業のスムーズな IFRS 適用を促進した。

したがって、台湾においては、リーディング産業における IFRS 適用のベネフィット、効率的な会計基準設定、コンバージェンスを経たアドプシヨンへのシフト及び適用支援の充実により、IFRS を戦略的に導入したと捉えることができる。

本研究で得られた知見及び金融庁 [2015] 「IFRS 適用レポート」¹⁾における IFRS 任意適用日本企業の実態を踏まえ、日本における IFRS 適用のインプリケーションとして、以下

¹⁾ 当該レポートは、『日本再興戦略』改訂 2014』における「IFRS の任意適用企業の拡大促進」にもとづき、IFRS への移行を検討している企業の参考とするため、IFRS 任意適

のことがいえよう。すなわち、台湾企業、日本企業はともに、IFRS 適用により企業間の比較可能性の向上や経営管理への寄与をベネフィットとして享受することができる。また、IFRS 適用の要件として、全社的なプロジェクトとしての取り組みが両国企業に共通するIFRS 適用の要件である。一方、会計制度の選択と産業政策との関わり、会計基準設定プロセス及び会計基準適用においては、台湾の事例が参考になると考えられる。まず、台湾においては、会計制度の選択がリーディング産業の育成及び発展に資する産業政策の一環として行なわれていることである。日本においても、産業構造や企業属性を踏まえた日本企業の発展に資する会計制度の構築が求められている。次に、翻訳の問題である。台湾においては、翻訳の完全化のために、ARDF 内で研究者による作業、翻訳委員会のチェック、FASC によるレビューを行い、規制機関である FSC に引き継ぐという厳格なプロセスがとられていた。さらに、企業に対するIFRS 適用支援である。FSC 及び ARDF は、IFRS へのスムーズな移行を促す目的で、IFRS サービスセンターの設置、教材開発及び講座の開催等に取り組み、企業はそれらの支援を無償で活用していた。台湾においては、FSC 及び ARDF のリードのもと、会計監査人、企業が一体となってIFRS 適用に向かっているという状況が伺えた。

日本と台湾では、長期にわたって会計基準の国際化あるいはIFRS とのコンバージェンスが図られてきたという共通点を有しているものの、会計基準設定の経緯、経済、法律等の会計環境は異なるため、台湾の選択がそのまま日本に適合するわけではない。とはいえ、日本が台湾の経験から学ぶ余地があると考えている。

第2節 今後取り組むべき課題

本研究は、上記のとおり、台湾の会計制度の構築に関する総合的な検討を行ってきた。本研究の貢献として、次の点が挙げられる。まず、多数の日本企業が進出しているにもかかわらず、これまで等閑視されてきた台湾の会計制度の体系及び進出日本企業が適用すべき

用企業 40 社及び任意適用予定企業 29 社に対し、2015 年に実施した実態調査を纏めたものである。主な調査項目は、IFRS 適用のメリットやIFRS 移行時の課題への対応等である（金融庁 [2015], 1 頁）。当該レポートによると、IFRS 任意適用を決定した理由または移行前に想定したメリットとして最も多かった回答は、経営管理への寄与（29 社）、つづいて比較可能性の向上（15 社）であった（金融庁 [2015], 4 頁）。また、移行プロセスと社内体制については、各社に共通する点として、移行プロセスにおける経営トップや経理部門だけではない全社的な取組みが重要視されていた（金融庁 [2015], 7 頁）。さらに、IFRS 移行時の主な課題として最も多かった回答は、特定の会計基準への対応（43 社）であり、具体的な会計項目として、有形固定資産の減価償却方法の選択、耐用年数の見積り、収益認識、社内開発費の資産化、資産の減損、金融商品の公正価値測定が挙げられた（金融庁 [2015], 12-13 頁）。当該レポートにおいては、今後、こうした課題は、適用企業数の拡大により解消していくとは考えられるが、関係者における会計人材の裾野の拡大が一層期待されるとしている（金融庁 [2015], 15-16 頁）。

最新の会計基準の現状について明らかにしていることである。つづいて、国際会計研究において、従来にはなかった新たな分析の枠組みとして、会計基準のエフェクト分析を用いることである。IASB や EU の会計基準設定プロセスにおいて重視されるエフェクト分析は、2017年よりIFRSのエンドースメントが決定している台湾の会計制度を論じる上でもいっそう有用な分析ツールとなり得ると考えられる。さらに、研究方法として、フィールドワークを用いていることである。とりわけ、会計基準設定に関わる関係者に対するインタビューでは、規制機関の公表文書では得られない会計制度選択の決定要因について把握することができた。

しかしながら、本研究は、台湾の会計制度を体系的に捉えることに主眼を置いたこと、台湾はIFRS移行期にあるため、IFRS適用のエフェクトを探索的に考察するに留まっているため、将来に課題を残さざるを得ない。今後、次のような研究課題に取り組むことを通じて、本研究を発展させていきたい。

- ①業種別のIFRS適用のエフェクト分析
- ②台湾証券市場におけるIFRS適用のエフェクトに関する実証的分析
- ③中小企業における会計基準適用状況の調査
- ④IFRS任意適用日本企業と台湾企業との比較分析

まず、第1に、報告企業におけるIFRS適用のエフェクトを業種別に検討する必要がある。本研究では、企業の属性を、海外での株式上場及び外国人投資家比率の高いグローバル企業と、台湾国内市場のみに上場し、外国人投資家比率が極めて低く、株式流動性の低い企業との2種類の属性のみに分類し事例分析を行った。しかし、台湾における会計制度の特徴または戦略を闡明化するためには、業種別のエフェクトを分析する必要がある。とりわけ、投資不動産に対する公正価値の適用、工事完成基準の原則適用により、多額の投資不動産を有する保険業、請負工事を主たる事業とする建設業においては、IFRS適用による影響は少ないとはいえない。したがって、これらの業種によるIFRS適用に対する抵抗は大きく、そのことが、規制機関をIFRSのコンバージェンスからアドプションへシフトさせた要因となったことが想定される。

第2に、台湾証券市場におけるIFRS適用のエフェクトについて、継続的に観察する必要がある。本研究で取り上げた実証研究の結果によると、台湾証券市場におけるIFRSのコンバージェンスからアドプションにいたるプロセスにおいて、財務報告の質は向上したとの評価が得られている。第2章で明らかにしたように、台湾公開企業は、2015年からは2013年版IFRSが適用され、さらに、2017年からは個別基準ごとにエンドースメント方式が採用されることが決定されている。今後も継続して証券市場におけるIFRS適用のエフェクトに着目していくことにより、台湾における制度選択の評価が明らかになると思われる。

第3に、台湾中小企業における会計基準適用状況を調査する必要がある。公開企業に対するIFRSのアドプションを契機として検討され、公表された中小企業向けの企業会計基準は、IFRSをベースとするものの、台湾中小企業の負担に配慮した簡素化や規制機関等によ

る IFRS 適用支援が実施されている。今後は、中小企業を対象とした新たな会計法令および会計基準が台湾中小企業にどのような影響を与えるのか、適用プロセスにおける課題をどのように克服するのかについて調査・検討する必要がある。

第4に、IFRS 任意適用日本企業と台湾企業との比較分析を行う必要がある。序章で述べたように、日本において、2010年3月にIFRSの任意適用が容認されてからIFRS適用企業は増加の一途を辿っている。IFRS 任意適用日本企業と台湾企業との比較分析を通じて、本研究で得られた知見を検証し、発展させていきたい。

参考文献

【英語文献】

- AICPA, Study Group on the Objectives of Financial Statements [1973] *Objectives of Financial Statements*, AICPA. (川口順一訳 [1976] 『アメリカ公認会計士協会・財務諸表の目的』同文館)
- ARDF, Financial Accounting Standards Committee [1998] , *Republic of China Statements of Financial Accounting Standards Numbers 1 to 24 as of January 1, 1998*, Accounting Research and Development Foundation of the Republic of China.
- Chang, H. Y. [1992] “Taiwan's Accounting Profession: A Response to National Economic Growth,” *The Journal of Accounting Education and Research*, Vol.27, No.1, pp.57-68.
- Choi, F. D. S. and G. G. Mueller [1992], *International Accounting*, Englewood Cliffs: N. J. Prentice-Hall Inc.
- Dechow, Patricia M. and Sloan, Richard G. and Hutton, Amy P., [1995] “Detecting Earnings Management,” *The Accounting Review*, Vol.70, pp.193-225.
- DiMaggio, P. J., and W. W. Powell [1983] “The Iron Cage Revisited: Institutional Isomorphism and Collective Rationality in Organizational Fields,” *American Sociological Review*, Vol.48, pp.147-160.
- Dimitropoulos, P. E., D. Kousendis, and S. Leventis. [2013] The impact of IFRS on accounting quality : Evidence from Greece. *Advances in Accounting, incorporating Advances in International Accounting*. No.29, pp.108-123
- EFRAG [2011] *Considering the Effects of Accounting Standards, Discussion Paper*, January 2011.
<http://www.efrag.org/Assets/Download?assetUrl=%2Fsites%2Fwebpublishing%2FSiteAssets%2FDiscussion%2520Paper%2520-%2520Considering%2520the%2520Effects%2520of%2520Accounting%2520Standards.pdf&AspxAutoDetectCookieSupport=1>(2016年9月1日現在)
- EFRAG [2012] *Considering the Effects of Accounting Standards, POSITION PAPER*, June 2012.
<https://www.frc.org.uk/FRC-Documents/ASB/120717-Final-Position-Paper-ES.pdf>
(2016年9月1日現在)
- Fan, H., and C, Hsu. [2013] A study on the stock market reaction and the determinants of the adjustments of accounting change from ROC GAAP to IFRS. *Journal of contemporary*. Vol.14 No.14, pp.33-56.
- FASB [1978] *Statement of Financial Accounting Concepts No.1 Objectives of Financial*

- Reporting by Business Enterprises*. (平松一夫・広瀬義州訳 [1994] 『FASB 財務会計の諸概念 [改訳新版]』中央経済社,1-43 頁)
- FASB[1980] *Statement of Financial Accounting Concepts No.2 Qualitative Characteristics of Accounting Information*. (平松一夫・広瀬義州訳 [1994] 『FASB 財務会計の諸概念 [改訳新版]』中央経済社, 45-144 頁)
- Haller, A., C. Nobes, D. Cairns, A. Hjelstöm, S. Mora and M. Page [2012] “The Effects of Accounting Standards – A Comment,” *Accounting in Europe*, 9, pp.113-125.
- Huang,C.J., & Lin,C.G.. [2007] “Earnings Management in IPO Lockup and Insider Trading: Evidence from Taiwan.” *Emerging Markets Finance and Trade*, Vol.43 No.5, pp. 78-91.
- Huoshu Peng and Mei-Hui Chen [2014] A Comparison of the Value Relevance of IFRS with Taiwanese GAAP Accounting Information. Journal of International Accounting Research (JIAR) Conference 2014.
http://www.af.polyu.edu.hk/files/jiar2014/518_final.pdf (accessed 2015-10-1).
- IASB [1989] *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*.
- IASB [2001] *IAS No.11 Construction Contracts*.
- IASB [2003] *IAS No.17 Leases*.
- IASB [2004] *IAS No.19 Employee Benefits*.
- IASB [2009a] *IAS No.18 Revenue*.
- IASB [2009b] *IFRS for SMEs*. <http://www.ifrs.org/IFRS-for-SMEs/Pages/IFRS-for-SMEs.aspx> (2016年9月30日現在)
- IASB [2010] *The Conceptual Framework for Financial Reporting 2010*.
- IASB [2012] *Guide to the IFRS for SMEs*. http://www.ifrs.org/IFRS-for-SMEs/Documents/AGuidetotheIFRSforSMEs_March2012.pdf (accessed 2016-9-30)
- IASB [2014] *IFRS APPLICATION AROUND THE WORLD JURISDICTIONAL PROFILE:TAIWAN*.
<http://www.IFRS.org/Use-around-the-world/Documents/Jurisdiction-profiles/Taiwan-IFRS-Profile.pdf> (accessed 2015-5-27)
- IASB [2016] IFRS APPLICATION AROUND THE WORLD JURISDICTIONAL PROFILE:TAIWAN.<http://www.ifrs.org/Use-around-the-world/Documents/Jurisdiction-profiles/Taiwan-IFRS-Profile.pdf> (accessed 2016-9-30)
- IASB [2016] *IFRS for SMEs Fact Sheet*, IFRS Foundation, p.3.
http://www.ifrs.org/IFRS-for-SMEs/Documents/16_2_SME_Fact_Sheet_19Feb_updated.pdf((accessed 2016-8-25)
- IC Insights [2014] RESEARCH BULLETIN January 28, 2014

- <http://www.icinsights.com/data/articles/documents/640.pdf> (accessed 2016-11-8)
- IFRIC [2007] *IFRIC Interpretation 13, Customer Loyalty Programmes*, International Financial Reporting Interpretations Committee. (IFRS 財団編, ASBJ・FASF 監訳 [2010] 『国際財務報告基準』。)
- IFRS Foundation [2013] *IASB and IFRS Interpretations Committee Due Process Handbook*.
<http://www.ifrs.org/dpoc/documents/2013/due-process-handbook-february-2013.pdf>
 (accessed 2016-9-30)
- Irvine, Helen [2008] “The Global Institutionalization of Financial Reporting: The case of the United Arab Emirates” *Accounting Forum*, Vol.32, pp.125-142.
- Lin Ching-Chieh, Hua Chi-Yun, Lin Wen-Hsiang, Lee Wen-Chih [2012] “IFRS Adoption and Financial Reporting Quality: Taiwan Experience,” *International Journal of Academic Research in Accounting, Finance and Management Sciences* Volume2 Issue 4, pp.285-294.
- Mueller, G. G. [1967] *International Accounting*, New York, Macmillan. (兼子春三監修, 国際会計研究訳 [1969] 『G. G. ミューラー 国際会計論』 ぺりかん社)
- Mueller, G. G. [1968] “Accounting Principles Generally Accepted in the United States Versus Those Generally Accepted Elsewhere,” *The International Journal of Accounting Education and Research*, Vol.3 No.2, Spring, pp.91-103.
- Mueller, G. G., H. Gernon and G. Meek [1994] *Accounting: An International Perspective*, 3rd ed., II.: Irwin Inc. (野村健太郎・平松一夫監訳 [1999] 『国際会計入門<第4版>』 中央経済社)
- Meyer J.W. and B. Rowan [1977] “Institutionalized organizations: Formal structure as myth and ceremony,” *American Journal of Sociology*, Vol.83 No.2, pp.340-363.
- Nakaoji, Y., and Tsay Yang-Tzong [2014] *Current Status of the implementation of IFRS in Taiwan* 『名桜大学紀要』 第 18 号, 149-150 頁。
- Nobes, C. W and R. H. Parker [1981], *Comparative International Accounting*, Philip Allan: Oxford.
- Nobes, C. W. [1983] “A Judgemental International Classification of Financial Reporting Practices,” *Journal of Business Finance and Accounting*, Vol.10 No. 1, pp.1-20.
- Nobes, C. W. [1998] “Toward a General Model of the Reasons for International Differences in Financial Reporting,” *ABACUS*, Vol.34 No.2. pp.162-187.
- OECD [2011] *The SCM—main issues, advantages and challenges of quantification of administrative costs*. <http://www.oecd.org/gov/regulatory-policy/49089127.pdf>
 (accessed 2016-9-30)
- Ohlson, J. A. [1995] Earnings, book values, and dividends in equity valuation.

- Contemporary Accounting Research*. Vol.11 No.2, pp.662-687.
- Street, D. L. [2003] GAAP Convergence 2002. BDO, Deloitte Touche Tohmatsu, Ernst & Young, Grant Thornton, KPMG, and PricewaterhouseCoopers. <http://www.iasplus.com/en/binary/resource/gaap2002.pdf> (accessed 2016-7-18)
- Tendeloo, V.B., & Vanstraelen, A [2005] “ Earnings Management under German GAAP versus IFRS. ” *European Accounting Review*, Vol.14 No.1, pp. 155-180.
- The Executive Yuan [2015] *Years Book 2015*.
<http://yearbook.multimedia.ey.gov.tw/enebook/2015yearbook/index.html>(accessed 2016-10-1)
- TSMC, Major Differences between T-IFRS and R.O.C.GAAP for TSMC. <http://www.tsmc.com/download/ir/histInfo/MajorDifferencesbetweenT-IFRSandROC GAAPforTSMC.pdf> (accessed 2015-5-20)
- TSMC [2013] TSMC Annual Report 2013 43.FIRST-TIME ADOPTION OF TAIWAN-IFRS http://www.tsmc.com/download/ir/annualReports/2013/english/c_8_7_7_43.html (accessed 2015-5-20)
- TSMC [2014] *TSMC Annual Report 2014(I)(II)*
<http://www.tsmc.com/download/ir/annualReports/2014/english/annual2014e.pdf> (accessed 2015-5-20)
- Vuong, Q. H [1989] Likelihood ratio tests for model selection and non-nested hypotheses. *Econometrica*. No.57, pp.307-333.
- Yoko Nakaoji , Yang-Tzong Tsay [2014], *Current Status of the implementation of IFRS in Taiwan*. 『名桜大学紀要』第 18 号。
- Zeff, S., and C.W.Nobes. [2010] Has Australia(or Any Other Jurisdiction)'Adopted'IFRS? *Australian Accounting Review* 20(2):178-184.

【中国語文献】

- 財團法人中華民國會計研究發展基金（ARDF）[1984] 『財務會計準則公報第一號：一般公認會計原則彙編』。
- 財團法人中華民國會計研究發展基金會（ARDF）[1987] 『財務會計準則公報第十一號：長期工程合約之會計處理準則』。
- 財團法人中華民國會計研究發展基金會（ARDF）[2000] 『財務會計準則公報第二號：租賃會計處理準則』。
- 財團法人中華民國會計研究發展基金會（ARDF）[2002] 『財務會計準則公報第一號：財務會計觀念架構及財務報表之編製』。
- 財團法人中華民國會計研究發展基金會（ARDF）[2005] 『財務會計準則公報第十八號：退休金會計處理準則』。

- 財團法人中華民國會計研究發展基金會 [2006] 『財務會計準則公報第一號：財務會計觀念架構及財務報表之編製』 <http://dss.ardf.org.tw/ardf/ac01.pdf> (2016年6月24日現在)
- 財團法人中華民國會計研究發展基金會 (ARDF) [2010] 『財務會計準則公報第一號：財務報表編製及表達之架構』。
- 財團法人中華民國會計研究發展基金會 (ARDF) [2013] 『財務報導之觀念架構』。
- 財團法人中華民國會計研究發展基金會 (ARDF) 「財務會計準則公報系列」
<http://www.ardf.org.tw/center2.html> (2016年9月30日現在)
- 財團法人中華民國會計研究發展基金會 (ARDF) [2015a] 『企業會計準則公報第一號：財務報導之觀念架構』 <http://dss.ardf.org.tw/ardf/eas01.pdf> (2016年6月24日現在)
- 財團法人中華民國會計研究發展基金會 (ARDF) [2015b] 『企業會計準則公報第四號：會計政策，估計與錯誤』 <http://dss.ardf.org.tw/ardf/eas04.pdf> (2016年6月24日現在)
- 財團法人中華民國會計研究發展基金會 (ARDF) [2015c] 「企業會計準則公報與 IFRS 及現行財務會計準則公報差異分析」 <http://www.ardf.org.tw/eas2015/eas00.pdf> (2016年6月24日現在)
- 財團法人中華民國會計研究發展基金會 (ARDF) 「105年度企業會計準則宣導會課程影音紀錄」 <http://www.ardf.org.tw/fas6.html> (2016年10月10日現在)
- 陳秋芳 [1982] 「一般公認會計原則之修訂說明」『稅務旬刊』第 1103 期，5-6 頁。
- 杜榮瑞 [2003] 「原則式 vs.規則式準則：兼論對國內會計專業、教育與準則制訂之啟示」『會計研究月刊』第 216 号，94-105 頁。
- 杜榮瑞 [2006] 「台灣與國際會計準則接軌之經驗」『會計研究月刊』第 253 号，102-111 頁。
- 杜他 [2004] 「影響我國現階段全面導入國際會計準則之因素探討」『會計與公司治理』第 1 卷第 2 期，15-37 頁。
- 范宏書·許志偉 [2013] 「IFRS 差異調整數之股價反應與影響因素之探討」『當代會計』第 14 卷第 1 期 33-56 頁。
- 黃曉雯 [2015] 「商業會計法規新制上路」『會計研究月刊』第 358 号，60-62 頁。
- 江美艷 [2009] 「2013 年採用 IFRS，台灣企業準備好了嗎？」『會計』第 289 号，94-103 頁。
- 經濟部 [2012] 「中華民國 100 年度中小企業法規調適檢討報告書」
http://law.moeasmea.gov.tw/upload/download_173_90411296.pdf (2016年2月8日現在)
- 經濟部 [2014] 『2013 中小企業白皮書』
http://book.moeasmea.gov.tw/book/doc_detail.jsp?pub_SerialNo=2012A01114&click=2012A01114 (2016年9月30日現在)
- 經濟部 [2015a] 「中小企業認定標準」
<http://www.moeasmea.gov.tw/ct.asp?xItem=672&ctNode=214> (2016年9月30日現在)

經濟部 [2015b] 「全國法規資料庫 公司法」

<http://law.moj.gov.tw/LawClass/LawContent.aspx?PCODE=J0080001> (2016年11月8日現在)

經濟部 [2015c] 「企業會計準則公報」

<http://gcis.nat.gov.tw/mainNew/subclassNAction.do?method=getFile&pk=613> (2016年6月24日現在)

金融監督管理委員會 (FSC) [2009] 「我國推動架構」

<http://www.twse.com.tw/ch/listed/IFRS/aboutIFRS.php> (2016年3月7日現在)

金融監督管理委員會 (FSC) [2013a] 「我國成功導入 IFRSs 座談會」

<http://www.sfb.gov.tw/sfb/ch/home.jsp?id=637&parentpath=0,2> (2016年4月25日現在)

金融監督管理委員會 (FSC) [2013b] 「公開發行公司年報應行記載事項準則附表二十三修正附表對照表」 <http://law.fsc.gov.tw/law/NewsContent.aspx?id=4440> (2015年5月20日現在)

金融監督管理委員會 (FSC) [2014] 「全面升級推動架構」

<http://www.twse.com.tw/ch/listed/IFRS/aboutUpdate.php> (2015年5月20日現在)

金融監督管理委員會 [2015] (FSC) 「公開發行公司年報應行記載事項準則」

<http://www.6law.idv.tw/6law/law3/%E5%85%AC%E9%96%8B%E7%99%BC%E8%A1%8C%E5%85%AC%E5%8F%B8%E5%B9%B4%E5%A0%B1%E6%87%89%E8%A1%8C%E8%A8%98%E8%BC%89%E4%BA%8B%E9%A0%85%E6%BA%96%E5%89%87.htm> (2015年5月20日現在)

會計師公會全國聯合財務委員會 [1984] 『一般公認會計原則彙編』

<http://www.rootlaw.com.tw/LawArticle.aspx?LawID=A040390041001300-0731018> (2015年11月30日現在)

盧聯生 [2015] 「中小企業接軌國際，新準則具簡化規範・提升效益特色」『會計研究月刊』第358號，64-65頁。

勤業眾信聯合會計師事務所 [2010] 『台灣公司法・企業併購法』，勤業眾信聯合會計師事務所。http://law.moeasmea.gov.tw/upload/download_173_90411296.pdf (2016年9月30日現在)

台灣積體電路製造股份有限公司 [2014] 『民國一百零三年度年報 (一) (二)』

<http://www.tsmc.com/download/ir/annualReports/2014/chinese/annual2014c.pdf> (2015年5月20日現在)

臺灣證券交易所「歷年上市公司資本來源統計表」

http://www.twse.com.tw/ch/statistics/statistics_list.php?tm=07&stm=025 (2016年10月1日現在)

臺灣證券交易所股份有限公司・財團法人中華民國證券櫃檯買賣中心 [2011] 「全面採用國際

財務報導準則個案研究計畫」

<http://www.twse.com.tw/ch/listed/IFRS/doc/plandomestic/plandomestic01.pdf> (2016 年 4 月 25 日現在)。

臺灣證券交易所 [2015] 「上市證券概況」

http://www.twse.com.tw/ch/statistics/statistics_list.php?tm=04&stm=004 (2015 年 10 月 26 日現在)

臺灣證券櫃檯買賣中心「上櫃／與櫃公司專區」

http://www.gretai.org.tw/web/regular_emerging/corporateInfo/overview/overview.php?l=zh-tw (2015 年 10 月 26 日現在)

臺灣證券櫃檯買賣中心「創櫃板市場現況」

<http://www.gretai.org.tw/web/gisa/announce/GisaHighlight.php?l=zh-tw> (2015 年 10 月 26 日現在)

王怡心 [2015] 「實用易懂的會計公報：企業會計準則」『會計研究月刊』第 358 号, 70-75 頁。

吳如玉 [2002] 「再談我國財務會計準則與國際會計準則之調和」『會計研究月刊』第 202 号, 65-72 頁。

信大水泥股份有限公司 [2009] 『國際會計準則 (IFRS) 轉換計畫』。

信大水泥股份有限公司 [2012] 『一〇一年度年報』。

信大水泥股份有限公司 [2013] 『一〇二年度年報』。

信大水泥股份有限公司 [2014] 『一〇三年度年報』。

行政院主計總處「100 年普查結果統計表」

<http://www.stat.gov.tw/ct.asp?xItem=35336&ctNode=543&mp=4> (2016 年 9 月 30 日現在)

許晁熙 [2013] 「我國成功導入 IFRSs 座談會 台積公司導入經驗分享」行政院金融監督管理委員會會 <http://www.sfb.gov.tw/ch/home.jsp?id=637&parentpath=0,2> (2015 年 5 月 20 現在)

張書瑋 [2011] 「中小企業國際會計準則—最新發展與變改革」『會計研究月刊』第 308 号, 120-123 頁。

張書瑋 [2014] 「投資性不動產迎向公允價值」『會計研究月刊』第 342 号, 68-74 頁。

周建宏·洪嘉謙 [2015] 「企業會計準則之發展及其重大影響」『會計研究月刊』第 358 号, 76-79 頁。

周果 [1999] 『英漢會計辭典』五洲出版社。

莊蕎安 [2011] 「中小企業國際會計準則與國際接軌之可行性」『會計研究月刊』第 308 号, 124-127 頁。

莊蕎安 [2013] 「採用 IFRS 的財報告數字面貌」『會計研究月刊』第 326 号, 59-65 頁。

莊蕎安 [2016] 「IFRS 全面實施企業財報接軌國際」『會計研究月刊』第 362 号, 52-55 頁。

【日本語文献】

- 朝元照雄 [2011] 『台湾の経済発展キャッチアップ型ハイテク産業の形成過程』 勁草書房。
- 朝元照雄 [2012] 『開発経済学と台湾の経験ーアジア経済の発展メカニズム』 勁草書房。
- 朝元照雄 [2014] 『台湾の企業戦略経済発展の担い手と多国籍企業化への道』 勁草書房。
- 安藤英義 [1996] 『会計フレームワークと会計基準』 中央経済社。
- 安候建業聯合会計師事務所 (KPMG) [2014] 『中華民国台湾投資環境案内 2014 年版』。
- 飯沼孝壮 [1996] 「台湾における国際会計基準 (IAS) の導入状況」『JICPA ジャーナル』 第 496 号, 45-47 頁。
- 一ノ宮士郎 [2010] 「財務比率に対する IFRS 以移行の影響ーロンドン証券取引所上場企業のケースー」『會計』 第 177 卷第 6 号, 28-43 頁。
- 浦崎直浩 [2000] 『オーストラリアの会計制度研究』 近畿大学商経学会。
- 浦崎直浩 [2002] 『公正価値会計』 森山書店。
- 浦崎直浩 [2008] 「会計基準のコンバージェンスとその論点」『国際会計研究学会年報 2007 年度』, 5-13 頁。
- 浦崎直浩 [2011] 「IFRS 導入と概念フレームワークの意義」『国際会計研究学会臨時増刊 2010 年度』 81-93 頁。
- 浦崎直浩 [2013] 「特別目的の財務報告フレームワークと中小企業会計ーAICPA の FRF for SMEs を中心としてー」『會計』 第 184 卷第 3 号, 42-56 頁。
- 大迫孝史 [2009] 「アジア・太平洋諸国における IFRS への対応」『企業会計』 第 61 卷第 1 号, 84-92 頁。
- 大島正克 [1997] 「台湾の会計制度の国際化と調和化：国際会計基準(IAS)」『アジア研究所 紀要』 第 24 号, 124-72 頁。
- 太田浩司・松尾精彦 [2005] 「Vuong 検定によるモデル選択」『會計』 第 167 号第 1 号, 52-66 頁。
- 岡田博憲 [2014] 「ASEAN 諸国における国際財務報告基準 (IFRS) の導入モデルー新制度論からのアプローチと今後の展望」『企業会計』 第 66 卷第 11 号, 130-136 頁。
- 小津稚加子・梅原秀継 [2011] 『IFRS 導入のコスト分析』 中央経済社。
- 小津稚加子・山田康裕・潮崎智美・仲尾次洋子 [2015] 「IFRS 適用の影響に関する海外調査報告」『企業会計』 第 67 卷第 6 号, 97-110 頁。
- 加賀谷哲之 [2011] 「IFRS 導入が日本企業に与える経済的影響」『国際会計研究学会臨時増刊号 2010 年度』, 5-22 頁。
- 笠井賢治 [1983] 「一般公認会計原則の検討」『亜細亜研究所紀要』 第 10 卷, 430-402 頁。
- 糠谷英輝 [2010] 「アジア株式市場のいま第 8 回台湾」『月刊資本市場』 4 月号。
- 河崎照行 [2010a] 『中小企業版 IFRS』 の特質と導入の現状『會計』 第 178 卷第 6 号, 1-12 頁。
- 河崎照行 [2010b] 「各国の中小企業版 IFRS の導入実態と課題」『国際会計研究学会年報』 第 29 号, 219-231 頁。

- 河崎照行監訳 [2011] 『シンプル IFRS』 中央経済社。
- 河崎照行編 [2015] 『中小企業の会計制度－日本・欧州・アジア・オセアニアの分析』 中央経済社。
- 河崎照行 [2016a] 「ASEAN における中小企業会計の制度と実態」『会計』第 190 巻第 1 号，1-15 頁。
- 河崎照行 [2016b] 「中小企業会計と国際的対応」『中小企業会計研究』第 2 号，1 頁，中小企業会計学会。
- 簡玉總 [2009] 「第 3 章台湾」 鮎京正訓編『アジア法ガイドブック』名古屋大学出版会。
- 勤業衆信聯合会計事務所 [2011] 『台湾ビジネスガイド』，勤業衆信聯合会計事務所。
- 金融庁 [2015] 「IFRS 適用レポート」
http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyousiryousiryou/kaikei/20150415/01.pdf (2015 年 8 月 27 日現在)
- 櫛部幸子 [2016] 『中小企業会計基準の課題と展望』 同文館出版。
- 黒田法律事務所「台湾におけるビジネスと法務に関する情報」<https://www.kurodalaw.gr.jp/ja/column/taiwan/taiwanlaw-info/taiwanlawinfo-0910.html> (2016 年 8 月 11 日現在)
- KPMG 台湾 [2015] 「中華民国台湾投資環境案内 2016 年版」
<https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/pdf/2016/05/jp-taiwan.pdf> (2016 年 9 月 30 日現在)
- 蔡志良 [2004] 「台湾中小企業における創業の実態と課題－ビデオカメラ並行輸入商社及び自動車部品製造業者の事例を中心に－」『地域政策研究』第 7 巻第 2 号，55-70 頁。
- 齋野純子 [2006] 『イギリス会計基準設定の研究』 同文館出版。
- 潮崎智美 [2009] 「国際財務報告基準導入方法の多様性」『久留米大学商学研究』第 14 巻第 3 号，91-114 頁。
- 潮崎智美 [2014] 「ドイツへの IFRS 導入に伴う影響」『企業会計』第 66 巻第 7 号 102-103 頁。
- 潮崎智美 [2014] 「EU における会計基準設定と学術研究」『企業会計』第 66 巻第 8 号，102-103 頁。
- 白石常介 [2011] 「日本企業の台湾進出対応」『交流』第 846 号。
- 杉本徳栄 [2008] 『国際会計 (改訂版)』 同文館出版。
- 杉本徳栄・趙盛豹 [2011] 『事例分析韓国企業の IFRS 導入』 中央経済社。
- 園田哲男 [2007] 『戦後台湾経済の実証的研究－台湾中小企業の役割と課題－』 八千代出版。
- 台湾証券取引所 [2012] 「台湾資本市場の概況及び発展における新局面」
https://www.saa.or.jp/news/pdf/data_taiwan201210.pdf (2016 年 2 月 20 日現在)
- 台湾証券取引所 [2015] 「台湾資本市場の概況」
http://www.twse.com.tw/jp/investor/foreign_invest/TCMI_JP_1203.pdf (2016 年 10

- 月 1 日現在)
- 中小企業庁「中小企業者の定義」<http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html> (2016 年 9 月 30 日現在)
- 張美玉 [2006]「台湾における中小企業の制度外金融」『経営学紀要』第 14 巻第 1 号, 17-32 頁。
- 津守常弘 [2002]『会計基準形成の論理』森山書店。
- 東洋経済新報社 [2016]『Data Bank SERIES6 2016 国別編 海外進出企業総覧』。
- 徳賀芳弘 [2000]『国際会計論—相違と調和—』中央経済社。
- 仲尾次洋子 [2012]「台湾における IFRS アドプシヨンの課題—台湾企業の事例を手がかりとして—」『會計』第 181 巻第 1 号, 82-92 頁。
- 仲尾次洋子 [2014]「会計基準の適用における影響分析の論点—EFRAG および Haller at al.を中心に—」『名桜大学紀要』第 19 巻, 59-64 頁。
- 仲尾次洋子 [2015]「第 13 章台湾」河崎照行編『中小企業の会計制度—日本・欧州・アジア・オセアニアの分析』, 174-186 頁, 中央経済社。
- 仲尾次洋子 [2016a]「台湾における IFRS とのコンバージェンスと財務報告の質」『名桜大学総合研究』第 25 号, 63-67 頁。
- 仲尾次洋子 [2016b]「IFRS 適用による財務情報の価値関連性—台湾企業における実証的評価—」『名桜大学総合研究』第 25 号, 69-76 頁。
- 仲尾次洋子 [2016c]「台湾における IFRS の適用—台湾ハイテク企業の事例を中心に—」『商経学叢』第 62 巻第 3 号, 125-148 頁。
- 仲尾次洋子 [2016d]「台湾における会計概念フレームワークの生成」『近畿大学商学論究』第 15 巻第 1 号, 1-11 頁。
- 仲尾次洋子 [2017]「台湾における中小企業向け会計基準の構築」『中小企業会計研究』第 3 号, 2-12 頁。
- 仲尾次洋子 [2017]「台湾における IFRS の導入戦略—企業の IFRS 適用事例を手がかりに—」小津稚加子編『IFRS 適用のエフェクト研究』, 161-177 頁, 中央経済社。
- 中田信正 [1990]「台湾の会計・税法関連法令紹介—台湾会計制度の予備考察」『桃山学院大学経済経営論集』第 32 巻第 2 号 119-152 頁。
- 中田信正・島袋直子・楊秀麗 [1997]「中国および台湾における税効果会計」『桃山学院大学経済経営論集』第 38 巻第 4 号, 1-54 頁。
- 夏目重美 [1983]「制度会計の背景と構造」『亜細亜研究所紀要』第 10 巻, 464-432 頁。
- 日本貿易振興機構海外調査部中国北アジア課 [2012]『「台湾有力企業海外展開事例調査」報告書』
- 日本取引所グループ「IFRS 適用済・適用決定会社一覧」
<http://www.jpx.co.jp/listing/others/ifrs/index.html> (2016 年 8 月 31 日現在)
- PWC 台湾 [2015]「台湾税務および投資法令アップデート 2015 年 10 月」

- https://jbn.pwc.tw/pdf/enews/enews_tw_093.pdf (2016年7月15日現在)
- 広瀬義州・間島進吾 [1999] 『コンメンタール国際会計基準 I』 税務経理協会。
- 平賀正剛 [2010] 「発展途上国会計研究への新制度論的視座の導入」『経営管理研究所紀要』第 17 号, 87-98 頁。
- 平賀正剛 [2013a] 「制度的同型化としての会計基準の国際的統一—東南アジア, 特にマレーシアを事例として—」『国際会計研究学会 年報—2012 年度第 1 号—』, 33-50 頁。
- 平賀正剛 [2013b] 「会計基準の国際的統一への戦略的対応—マレーシアを事例に—」『経営管理研究所紀要』第 20 号, 153-167 頁。
- 平賀正剛 [2014] 「新制度論を通してとらえた国際会計」『国際会計研究学会 年報—2013 年度第 2 号—』, 23-40 頁。
- 深津久佐夫 [1992] 『アジア NIES の会計』 清文社。
- 藤井秀樹 [1997] 『現代企業会計論—会計観の転換と取得原価主義会計の可能性—』 森山書店。
- 藤井秀樹 [2003] 「会計基準の調和化をめぐる国際的動向と日本の調和化戦略」『會計』第 163 巻第 2 号, 177-195 頁。
- 藤井秀樹 [2015] 『入門財務会計』 中央経済社。
- 松井泰則 [2003a] 「国際会計類型研究に関する一考察—G.G.Mueller 学説を中心に—」『立教経済学研究』第 56 巻第 4 号, 59-72 頁。
- 松井泰則 [2003b] 「国際会計類型学説再考」『立教経済学研究』第 57 巻第 1 号, 19-36 頁。
- 増宮守 [2016] 「不動産投資家として存在感を増すアジアの保険会社」
http://www.nliresearch.co.jp/files/topics/53722_ext_18_0.pdf?site=nliURL
(2016年12月9日現在)
- 山本繁・陳碧秀 [1994] 「台湾の『企業会計原則』」『企業会計』第 46 巻第 3 号, 127-132 頁。
- 與三野禎倫 [2011] 「グローバリゼーションと会計基準の同系化」『會計』第 180 巻第 2 号, 81-93 頁。
- 林慶雲 [2006] 「会計基準国際的統一に向けた台湾の対応と諸問題」『名古屋文理大学紀要』第 6 号, 63-70 頁。
- 劉幹博・椎名市郎 [1987] 「中華民国における一般公認会計原則の構造」『中央学院大学商学論叢』第 1 巻第 2 号, 103-118 頁。
- 渡辺雅雄 [2014] 「欧州における会計基準のエフェクト分析と欧州財務報告諮問グループの役割」『産業経理』第 74 巻第 4 号, 74-83 頁。